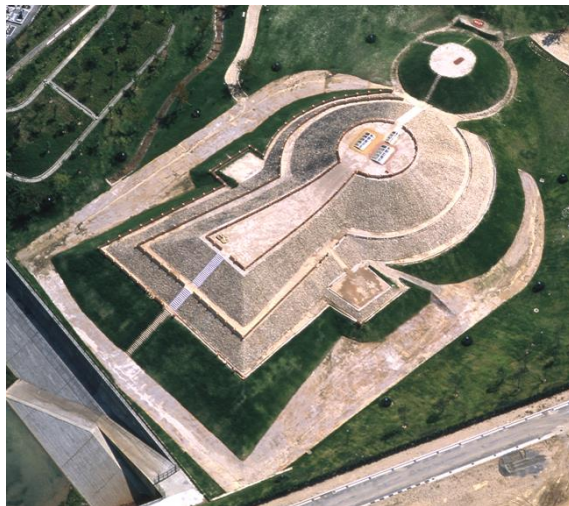


東広島市文化財保存活用地域計画(案)



令和 年 月
東 広 島 市

表紙写真（左上から時計回り）

- ・重要文化財 広島県安芸国分寺跡土坑出土品
- ・西条酒蔵通り地区の町並み
- ・史跡 みつじょう 三ツ城古墳（井出三千男氏撮影）
- ・重要文化財 竹林寺本堂
- ・東広島市重要無形民俗文化財 のりと 祝詞山八幡神社大祭 たいさい の神賑行列 しんしん

東広島市文化財保存活用地域計画（案）

令和 年 月

東 広 島 市

例 言

1. 本計画は、東広島市の文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。
2. 作成にあたっては、原案を東広島市教育委員会生涯学習部文化課で作成し、東広島市歴史文化基本構想策定委員会（委員長：今田幸博）において検討・審議を重ねて作成しました。また、文化庁文化資源活用課の指導・助言、広島県教育委員会管理部文化財課の助言を受けました。
3. 本書の挿図・表・写真については、章ごとにそれぞれ通し番号を付し、「図 2-2」「表 2-2」「写真 2-2」のように統一しました。
4. 「写真 1-11」は広島大学総合博物館提供、「写真 1-14」は広島大学大学院人間社会科学研究科考古学研究室提供、「写真 1-15」は井出三千男氏撮影の写真です。その他、本書で使用了写真・画像は、特に断りがない限り、東広島市が著作権を有します。

目 次

序 章 東広島市文化財保存活用地域計画作成の目的と位置づけ	1
1. 計画作成の背景と目的	2
(1) 背景	2
(2) 目的	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	6
4. 作成の体制と経緯	7
(1) 体制	7
(2) 経緯	9
5. 本計画の対象とする文化財と歴史文化	10
第1章 東広島市の概要	13
1. 自然的・地理的環境	14
(1) 位置	14
(2) 自然的環境	15
2. 社会的状況	20
(1) 人口	20
(2) 産業	22
(3) 観光	23
(4) 交通	24
(5) 土地利用	25
(6) 文化財に関連する施設	26
3. 歴史的変遷	28
(1) 先史	28
(2) 古代	30
(3) 中世	32
(4) 近世	33
(5) 近代	34
(6) 現代	35
第2章 東広島市の文化財の概要と特徴	37
1. 文化財の基礎調査（把握調査）の概要	38
(1) 国・広島県による調査	38
(2) 東広島市による調査	39
(3) 研究機関・民間団体等による調査	43
2. 埋蔵文化財の発掘調査の概要	43
(1) 広島県等による発掘調査	43
(2) 東広島市等による発掘調査	43

(3) 研究機関・民間企業等による発掘調査	44
3. 文化財の基礎調査（把握調査）の状況	45
4. 指定等文化財の概要と特徴	47
(1) 有形文化財	49
(2) 無形文化財	50
(3) 民俗文化財	50
(4) 記念物	51
(5) 文化的景観	52
(6) 伝統的建造物群	52
5. 未指定文化財の概要と特徴	53
(1) 有形文化財	53
(2) 無形文化財	54
(3) 民俗文化財	55
(4) 記念物	55
(5) 文化的景観	56
(6) 伝統的建造物群	56
(7) その他の文化財	56
6. 各エリアの特徴と文化財	57
(1) 西条・八本松エリア	58
(2) 志和エリア	60
(3) 高屋・入野 にゅうの エリア	61
(4) 黒瀬エリア	62
(5) 福富エリア	63
(6) 豊栄エリア	63
(7) 河内エリア	64
(8) 安芸津エリア	65

第3章 東広島市の歴史文化の特性 67

1. 東広島市の歴史文化の特性	68
(1) 広島県最大の洪積台地・瀬戸内海気候と多様な自然環境	68
(2) 穀倉地帯の形成と発展	68
(3) 政治・文化の拠点と陸上交通の要衝 ようしょう	70
(4) 豊かな生産力による農村の発展と文化	70
(5) 穀倉地帯と海のつながり	71
(6) 三浦仙三郎 みうらせんざぶろう の功績と銘醸地の誕生	71
2. 東広島市の歴史文化の特性の大テーマ	72

第4章 東広島市の文化財の保存と活用に関する将来像と基本的な方向性 73

1. 文化財の保存と活用に関する将来像	74
2. 将来像の実現に向けた基本的な方向性	75

第5章 東広島市の文化財の保存と活用に関する方針と取組み 77

1. 文化財の保存と活用に関する課題	78
(1) 方向性1：歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）の課題	78
(2) 方向性2：市民とともに東広島市の文化財を守り、継承する（保存・管理）の課題	78
(3) 方向性3：歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）の課題	80
(4) 方向性4：文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）の課題	82
2. 文化財の保存と活用に関する方針と取組み	82
(1) 方向性1：歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）の方針と取組み	85
(2) 方向性2：市民とともに東広島市の文化財を守り、継承する（保存・管理）の方針と取組み	87
(3) 方向性3：歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）の方針と取組み	96
(4) 方向性4：文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）の方針と取組み	102
3. 関連文化財群	104
● 関連文化財群1 東広島市の地形と水辺環境	105
● 関連文化財群2 古墳文化の開花	109
● 関連文化財群3 仏教文化の広がり しんぶつしゅうごう と神仏習合の記憶	114
● 関連文化財群4 大内氏の安芸国 あきのくに 支配と国衆 くにしゅう	118
● 関連文化財群5 賀茂台地の暮らしと信仰	123
● 関連文化財群6 浦辺筋 うらべすじ から海へ、全国へ	131
● 関連文化財群7 近代の酒造りと吟醸酒の誕生	136

第6章 東広島市の文化財の保存・活用の推進体制 143

1. 文化財の保存・活用の推進体制整備の方針	144
(1) 調査・研究に関する体制整備の方針	144
(2) 保存に関する体制整備の方針	144
(3) 活用に関する体制整備の方針	145
2. 文化財の保存・活用の推進体制と計画の進行管理	145
(1) 文化財の保存・活用の推進体制	145
(2) 計画の進行管理	148

序章

東広島市文化財保存活用地域計画作成の

目的と位置づけ

序章 東広島市文化財保存活用地域計画作成の目的と位置づけ

1. 計画作成の背景と目的

(1) 背景

東広島市は、昭和 49（1974）年 4 月に西条町・八本松町・志和町・高屋町の 4 町の合併により誕生しました。平成 17（2005）年 2 月に東広島市・黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町の 1 市 5 町が合併し、現在に至ります。

本市は古来、主要な道路である山陽道が通り、港が開かれ、現代に至るまで人と物が行き交う交通の要衝ようしゅうにあります。また、南の瀬戸内海沿岸部から北の高原地帯に至るまで、多様な自然環境に恵まれた地域でもあります。

そうした歴史的・地理的な環境の中で、人々は地域に根差した生活を営み、豊かな歴史文化を育んできました。そのことは、三ツ城みつじょう古墳や安芸国分寺跡などを始めとする様々な文化財が物語っています。

文化財は古来、その地域に住む人々が大切に思い、様々な困難を乗り越え、現代まで受け継いできた地域の“たから”です。また、昔の地域の姿を今に伝え、地域を知る手がかりともなり、私たちの生活を豊かにしてくれます。そして、この文化財を次世代につなぐことは、今を生きる私たちの重要な責務でもあります。

しかし、我が国で急速に進展する人口減少・少子高齢化は、この文化財の保護と継承に多大な影響を与えています。本市においても、多くの地区で過疎化や少子高齢化によって地域の活力が次第に失われ、文化財の保護の担い手が少なくなっている現状があります。

文化財は一度失われてしまうと、二度と再生することができない、他に替え難い貴重な“たから”です。この文化財をどのように保護し、継承していくかが大きな課題となっています。

(2) 目的

こうした現状を受け、東広島市では平成 29（2017）年度、文化財の保存と活用の指針をまとめた「東広島市歴史文化基本構想」を策定しました。この構想では、指定・未指定にかかわらず関連しあう個々の文化財を結び付け、総合的な保存・活用を図ることで、歴史文化及び文化財を次の世代に継承し、地域を活性化するという基本方針を示しています。いわば本市における、文化財の保存と活用のためのマスタープランに位置付けられます。

この構想を推し進め、実現するためには、本市の住民、文化財の所有者、各種団体、企業、教育・研究機関、行政等の多様な主体が連携し、計画的に文化財の保存と活用に取り組む必要があります。

そこで本市では、「東広島市歴史文化基本構想」を踏まえ、地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組むことで、歴史文化と文化財を次世代に継承し、地域を活性化させるため、「東広島市文

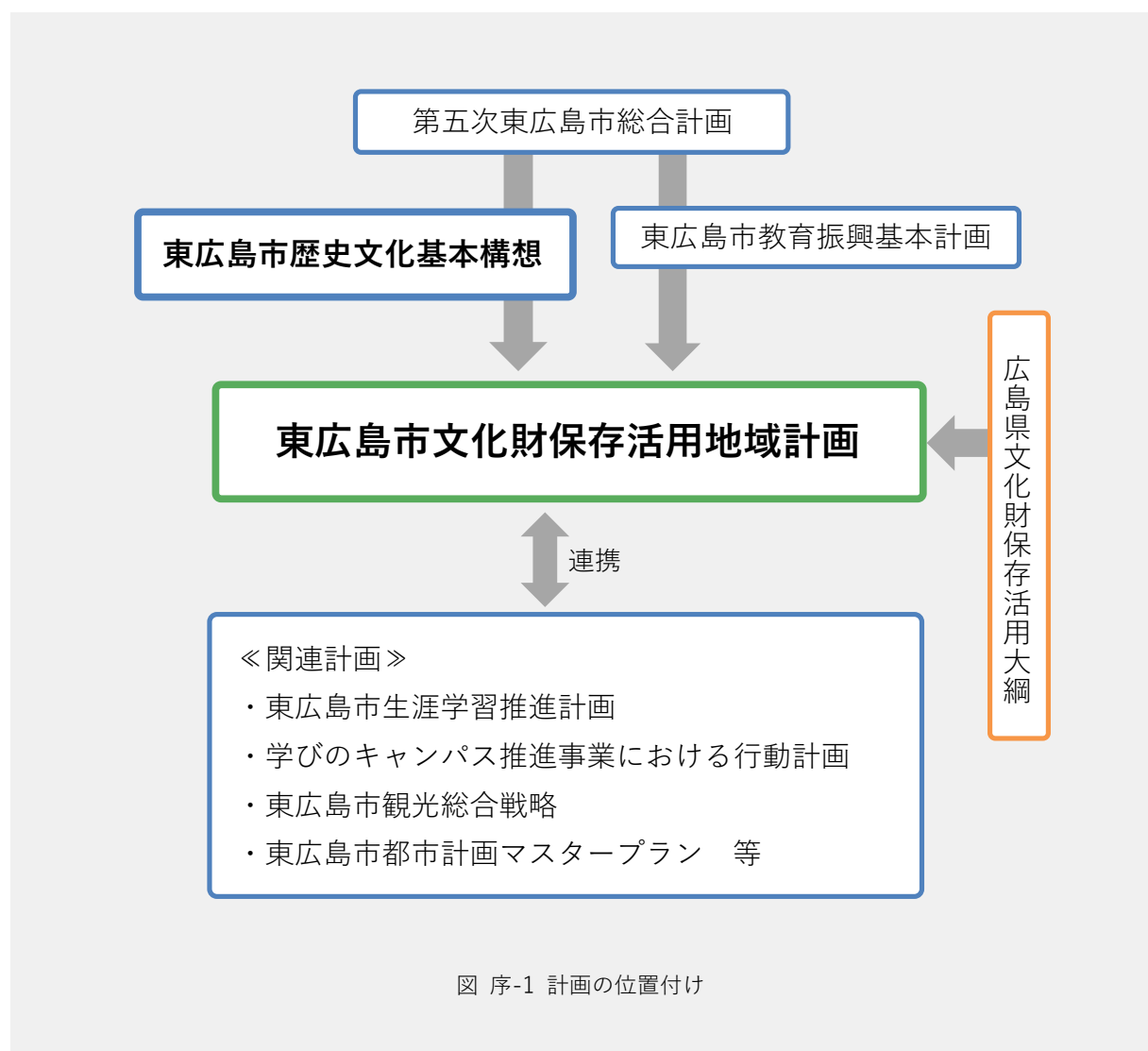
化財保存活用地域計画」(以下「本計画」という。)を作成しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項の規定に基づいて作成する計画であり、本市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」(令和元(2019)年度策定)の推進に向け、文化財の保存・活用に関する方針と取組みを示すものです。

作成に当たっては、広島県が県域における文化財の基本的・総合的な保存・活用の方向性や施策の基盤として策定した「広島県文化財保存活用大綱」(令和 2(2020)年度策定)を勘案するとともに、「東広島市歴史文化基本構想」を踏襲・統合して作成しました。

また、「東広島市生涯学習推進計画」や「東広島市観光総合戦略」等、関連する本市の計画と連携し、文化財の保存と活用に取り組めます。



● 第五次東広島市総合計画（令和元（2019）年度策定）

概要	将来都市像に「未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～」を掲げ、その実現に向けて5つの柱からなる「まちづくり大綱」を設定し、それぞれの基本方針及び重視する方向性を示しています。
文化財との関連	「まちづくり大綱」のうち、「人づくり」の「市全体が「学びのキャンパス」となる環境づくり」では、主な取組みの一つに「市民とともに指定文化財の保存と活用を図り、保護意識を高める。」「市民の貴重な財産である歴史・考古・民俗資料の適切な保存と公開活用を行うとともに、その環境を整える。」を挙げています。 また、「仕事づくり」の「地域資源を活かした観光の振興」では、主な取組みの一つに「日本酒文化や酒蔵の景観、関連資源を守り育み、日本酒関連の魅力を広く伝えることで、全国的な知名度の向上を図る。」を挙げています。 「活力づくり」の「都市成長基盤の強化・充実」では、「東広島らしい景観の形成」として主な取組みに「西条酒蔵通りについては、歴史的・文化的景観に配慮し、美装化を進める。」「地域ごとの景観特性に応じた景観形成及び保全を推進し、地域の活性化を図る。」「地域固有の財産である良好な景観を保全し、市民の郷土への誇りや愛着を育むとともに、地域のにぎわい創出を図る。」を挙げています。

● 第3期東広島市教育振興基本計画（令和5（2023）年度策定）

概要	今後5年間に取り組む本市の教育施策の方向性として、「主体的に学び続け、ともに支え合い、豊かな人生を切り拓く「東広島教育」の創造」を基本理念に、5つの基本方針と施策を示しています。
文化財との関連	施策7「豊かな学びの推進」では、「市内の文化施設・文化財の活用による文化芸術に触れる機会の提供、及び地域の特徴を踏まえた創作・保全活動の支援と推進による若年層の活動の促進」を主要事業の一つとしています。また施策9「学びを支える環境づくり」では、（公財）東広島市教育文化振興事業団の体制強化の一環として、「文化財の保全・活用の推進事業に携わる、専門職員の採用等の推進」を主要事業の一つに挙げています。

● 第2期東広島市生涯学習推進計画（令和5（2023）年度策定）

概要	「生涯学び、活躍できる環境の整備と学びを通じたまちづくりの推進～市全体を、学びのキャンパスに～」を生涯学習推進の基本目標とし、実現のための3つの基本方針と施策を示しています。
文化財との関連	基本方針3の「学びを支える環境づくり」の施策の一つの「生涯学習推進体制の再編」では、（公財）東広島市教育文化振興事業団の体制強化として、「文化財の保存管理や発掘に習熟した学術専門職員の配置」を挙げています。同じく基本方針3の「生涯学習施設の適正配置と効率的・効果的な運営」では「博物館施設の整備と特徴化」を挙げ、「生涯学習施設の計画的な保全」では「文化財施設の保全と認知度向上のための展示方法の工夫と活用」、「開発との整合による埋蔵文化財の保全」を挙げています。

● 学びのキャンパス推進事業における行動計画（令和4（2022）年度策定）

概要	生涯学習推進のため、「学びと実践の好循環」を将来像（戦略目標）とし、既存の公共施設などの資源を有効に活用していくことを目的に策定された行動計画です。
文化財との関連	「学びの戦略的取組み」において、文化財分野では、「博物館施設の特徴化と図書館等との連携」、「新文化財センター整備による収蔵施設の一元化」、「市史・郷土資料の公開強化」、「（公財）東広島市教育文化振興事業団における、文化財の保存管理や発掘に習熟した学術専門職員の採用」などを挙げています。

● 東広島市地域防災計画（平成11（1999）年度改定、令和6（2024）年度修正）

概要	災害対策基本法第42条の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市や公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務または業務の大綱を定めたものです。
文化財との関連	「防災まちづくりに関する計画」では「寺や神社等の所有者等に対し、必要に応じて耐震性の調査、耐震補強方法に関しての指導に努める。」としています。また、「迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画」では「文化財保護のための施設・設備の所有者等に対し、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。」「平素から文化財所有者等に対して、文化財に対する防災知識の普及を図る。」としています。

● 第2次東広島市環境基本計画（令和3（2021）年度策定）

概要	「市民一人ひとりがふるさとの環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち」を全体目標像とし、望ましい環境像とその実現に向けた市・市民・事業者の協働の取組みを設定しています。
文化財との関連	望ましい環境像の一つである「豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち」では、取組みの方向性に「生物多様性の保全」、「歴史・文化的資源の保全・活用」、「産業遺産等の保全」、「歴史的町並みの保全」等を挙げています。

● 第3次東広島市農業振興基本計画（令和元（2019）年度策定）

概要	「活力ある農業と魅力ある農村が育むまち東広島」を将来像とし、2つの基本理念と5つの基本目標及び個別施策を設定しています。
文化財との関連	基本目標1「農のもつ多様な価値を活かした豊かな市民生活の創造」の施策の方向内で、「景観形成、緑化、防災、環境保全等、農業・農村の有する多面的機能の実態把握と市民の認知度向上」、「伝統的行事や食文化の伝承、民俗文化財等の保護、自然景観や生態系の保全などに向けた、市民が主体となった取組みの促進」、「農業体験の場や歴史民俗資料館等を活用した農村文化等を学ぶ機会の創出」などが挙げられています。

● 東広島市観光総合戦略（平成 30（2018）年度策定、令和 6（2024）年度改定）

概要	本市の観光振興に向けて「来る人・住む人がつながりにぎわう東広島～地域経済の循環による持続可能な観光の地域づくり～」を目指す姿とし、3つの戦略と、戦略に基づく施策を設定しています。
文化財との関連	中心部エリア（西条・八本松・志和・高屋・黒瀬）の戦略2「特色を魅せる情報発信」の施策の一つに「酒造りの伝統や史跡などの歴史資源、地域ならではの文化を活かしたストーリーの訴求」を、戦略3「受入体制の整備と観光資源の保全」の施策の一つに「西条酒蔵通りの景観保全」を挙げています。また、安芸津エリアの戦略2では施策の一つに「瀬戸内の景観や歴史・文化のストーリーの訴求」を挙げています。

● 第3次東広島市都市計画マスタープラン（令和 3（2021）年度策定）

概要	「夢と希望に満ちた『やさしい未来都市』 住み、働き、学び、交流し、活力と魅力が生まれるまちづくり」を都市づくりの目標とし、4つの基本方針や全体構想、地域別構想を設定しています。
文化財との関連	全体構想のうち「環境の保全・景観形成の方針」では、「東広島らしい景観の保全及び育成と創出」として、「本市の特徴的自然景観の維持・保全」、「日本酒文化や酒蔵の景観及び関連資源の保全」、「景観に関する意識の高まりに応じた東広島らしい景観づくり」などを挙げています。

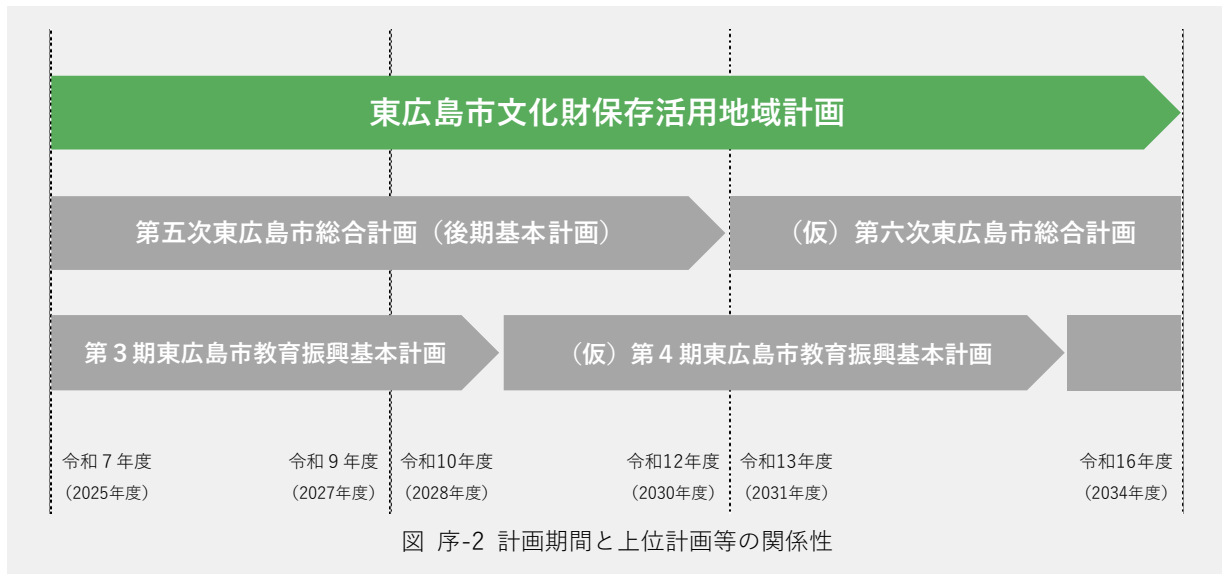
● 第2次東広島市緑の基本計画（令和 4（2022）年度策定）

概要	「人々の多様な活動のなかで緑豊かな環境が育まれるまち東広島」を緑の将来像とし、5つの基本方針とそれに基づく施策を設定しています。
文化財との関連	基本方針④「緑の活力づくり：歴史・文化・環境に配慮した都市の構築」に関する施策「歴史ある緑の保全と活用」では、「歴史的環境と調和した自然環境と景観の保全と適正な維持管理・環境整備」「安芸国分寺歴史公園・鏡山城跡における歴史的な景観の保全と市民協働による公園づくり」などを挙げています。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 か年とします。

この 10 年を、計画の進捗状況に応じた見直しを行うため、令和 7 年度から令和 9（2027）年度、令和 10（2028）年度から令和 12（2030）年度、令和 13（2031）年度から令和 16 年度の 3 つの期間に区切ります。



4. 作成の体制と経緯

(1) 体制

本計画の作成に当たっては、平成30（2018）年度から東広島市歴史文化基本構想策定委員会にて検討・審議を行いました。策定委員会には広島県教育委員会文化財課がオブザーバーとして参加し、大綱との整合性を図るとともに、文化庁からの指導・助言を受けました。併せて、本市の文化財の保存と活用に関する諮問機関である東広島市文化財保護審議会にて、進捗報告と意見聴取を行いました。

■表 序-1 東広島市歴史文化基本構想策定委員会委員

氏 名	専門分野	所属団体等	任期等
天野 浩一郎	郷 土 史	東広島郷土史研究会顧問 元東広島郷土史研究会会長	H29年～R5年 委員長（H31年～R5年）
石川 典子	観 光	（公社）東広島市観光協会事務局長	H29年～
今田 幸博	郷土史・城館	東広島郷土史研究会副会長 東広島市文化財保護審議会会長	R5年～ 委員長（R5年～）
大藤 由美子	動 物	元小学校教諭 元東広島市文化財保護審議会委員	H29年～
兒玉 伸泰	学 校 教 育	元小学校長 西条小学校教諭	H29年～
佐竹 昭	古 代 史	広島大学名誉教授	H29年～ 委員長職務代理者
ウェルナー・ シュタインハウス	考 古 学	百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会委員	H29年～

竹岡 訓子	地 域	元小学校長 三ツ城住民自治協議会 スクールソーシャルワーカー	H29 年～
谷川 大輔	建 築 史	近畿大学工学部准教授	H29 年～
徳永 京子	観 光	東広島ボランティアガイドの会会長	H29 年～
戸田 常一	まちづくり	広島大学名誉教授 元東広島市総合計画審議会会長	H29 年～H31 年 委員長(H29 年～H31 年)
三村 泰臣	民俗芸能学	元広島工業大学教授	H29 年～H30 年
向田 裕始	文化財・民俗	元広島県教育委員会文化財課課長	H29 年～

■表 序-2 東広島市文化財保護審議会委員

氏 名	専門分野	所属団体等	任 期
有松 唯	考 古	広島大学大学院准教授（人間社会科学研究科）	R 6 年～R 8 年
安東 淳一	地 質	広島大学大学院教授（先進理工系科学研究科）	
伊藤 奈保子	美 術 工 芸	広島大学大学院准教授（人間社会科学研究科）	
井上 尚子	植 物	広島市植物公園主任技師	
今田 幸博	城 館	東広島郷土史研究会副会長	
岡崎 環	民 俗	広島民俗学会会長	
岸 泰子	建 築 史	京都府立大学教授	
榎藤 敦子	民 俗	広島大学大学院教授（人間社会科学研究科）	
佐竹 昭	古 代 史	広島大学名誉教授	
清水 則雄	動 物	広島大学総合博物館准教授	
多田羅 多起子	絵 画	広島大学大学院准教授（人間社会科学研究科）	
棚橋 久美子	近世・近代史	元広島大学客員教授	
濱田 宣	仏 教 美 術	元徳島文理大学教授	
本多 博之	中 世 史	広島大学大学院教授（人間社会科学研究科）	
向田 裕始	文化財・民俗	元広島県教育委員会文化財課長	

(2) 経緯

本計画の作成に当たっては、前出の策定委員会のほか、文化財の掘り起こしと保存・活用に関する地域でのワークショップ、地域の歴史文化に関する取組みや歴史文化の掘り起こしの事例・手法を学び、意見交換を行うための勉強会、出前講座等の機会を活用した意見交換、専門家の所掌分野に応じた意見聴取のワーキンググループ、パブリックコメントを行い、未指定文化財リストの作成と市民・専門家の意見の把握に取組み、計画に反映しました。

■表 序-3 東広島市文化財保存活用地域計画の作成に向けた取組みの経緯

平成 29 (2017) 年度	・ 東広島市歴史文化基本構想策定
平成 30 (2018) 年度	・ 平成 30 年度第 1 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：基本構想を踏まえた保存活用計画の作成に着手 調査方法等の検討 ・ 文化財の保存と活用に関するワークショップ（豊栄町）
平成 31 (2019) 年度 令和元年度	・ 令和元年度第 1 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：ワークショップの報告 保存活用計画の内容検討 ・ 令和元年度第 2 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：文化財保護法の改正を踏まえ、文化財保存活用地域計画の作成に移行 今後のスケジュールの検討
令和 2 (2020) 年度	・ 出前講座等での意見交換（西条町、八本松町吉川、黒瀬町） ・ 勉強会開催（西条町田口・郷曾の柏原地区、田口・大沢の三升原地区） ・ 令和 2 年度第 1 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：勉強会の報告、計画の構成の検討
令和 3 (2021) 年度	・ 未指定文化財の調査 ・ 出前講座等での意見交換（高屋町^{ぞうか}造賀、西条町^{みそのう}御園宇、河内町）
令和 4 (2022) 年度	・ 未指定文化財の調査 ・ 学びのキャンパス推進事業における行動計画のアンケート調査・関係団体へのヒアリング調査 ・ 出前講座等での意見交換（黒瀬町、福富町^{かみとの}上戸野）
令和 5 (2023) 年度	・ 未指定文化財の調査 ・ 令和 5 年度第 1 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：未指定文化財の調査状況の報告と検討 計画の構成と保存・活用に関する課題・方針・取組みの検討 ・ 文化財の保存と活用に関するワークショップ （河内町宇山・^{との}戸野、福富町上戸野）

令和 5（2023）年度	・ 出前講座等での意見交換（安芸津町、黒瀬町（いたきにし板城西）） ・ 令和 5 年度第 2 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：保存と活用に関する将来像と課題・方針・取組みの検討 ・ 文化財の保存と活用に関するワーキンググループ（全 4 回） ・ 令和 5 年度第 3 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：ワーキンググループの報告、将来像の検討
令和 6（2024）年度	・ 出前講座等での意見交換（志和町、安芸津町木谷、高屋町しらいち白市） ・ 計画案の作成 ・ 文化財保護審議会での計画案に関する意見聴取 ・ 令和 6 年度第 1 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：計画案の審議 ・ パブリックコメントの実施 ・ 令和 6 年度第 2 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：パブリックコメントの結果報告、計画案の諮問・答申 ・ 教育委員会定例会で計画案を議決（予定）



写真 序-1 ワークショップの様子



写真 序-2 勉強会の様子

5. 本計画の対象とする文化財と歴史文化

本計画で対象とする文化財を次のとおり定義します。

《 本計画の対象とする文化財 》

本市域に所在し、伝承、製作（制作）、築造からおおよそ 50 年以上が経過し、我が国、広島県、本市及び地域、本市に所在する集団・団体等にとって、歴史上、学術上、芸術上、鑑賞上等の観点から価値が高いと認められる有形・無形の資産、もしくは文化的な所産

文化財は文化財保護法上の6類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）に加え、文化財の保存技術・埋蔵文化財を扱います。

また、本計画では、文化財保護法に位置づけのない伝説、伝承、民話、方言、地名等も、現代まで受け継がれてきた文化財と捉え、「その他の文化財」と定義します。

■表 序-4 本計画の対象とする文化財の類型

＜文化財の類型＞		
有形文化財	建造物	
	美術工芸品	絵画
		彫刻
		工芸品
		書跡・典籍 ^{てんせき}
		古文書
		考古資料
		歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術など	
民俗文化財	有形の民俗文化財（産業や生活に関する道具・衣類・機械などの民俗資料）	
	無形の民俗文化財（風俗慣習、民俗芸能、民俗技術）	
記念物	遺跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅など）	
	名勝地（庭園、橋梁 ^{きょうりょう} 、溪谷 ^{けいこく} 、海浜、山岳など）	
	動物・植物・地質鉱物	
文化的景観	棚田、里山、用水路など	
伝統的建造物群	宿場町、城下町、農漁村など	
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料製作・修理の技術	
埋蔵文化財	土地又は水中に埋蔵されている遺跡・遺物等の文化財	
その他の文化財	伝説、伝承、民話、方言、地名等	

上記の文化財は、学術的に評価され、文化財保護法等の規定によって保護・保全されるべき指定文化財・登録文化財と、学術的評価の定まっていない未指定文化財に分けられます。

指定文化財は、その文化財を指定した主体によって、国指定・県指定・市町村指定があり、それぞれ法・条例によって規定された保護制度によって保護・保全の対象となります。

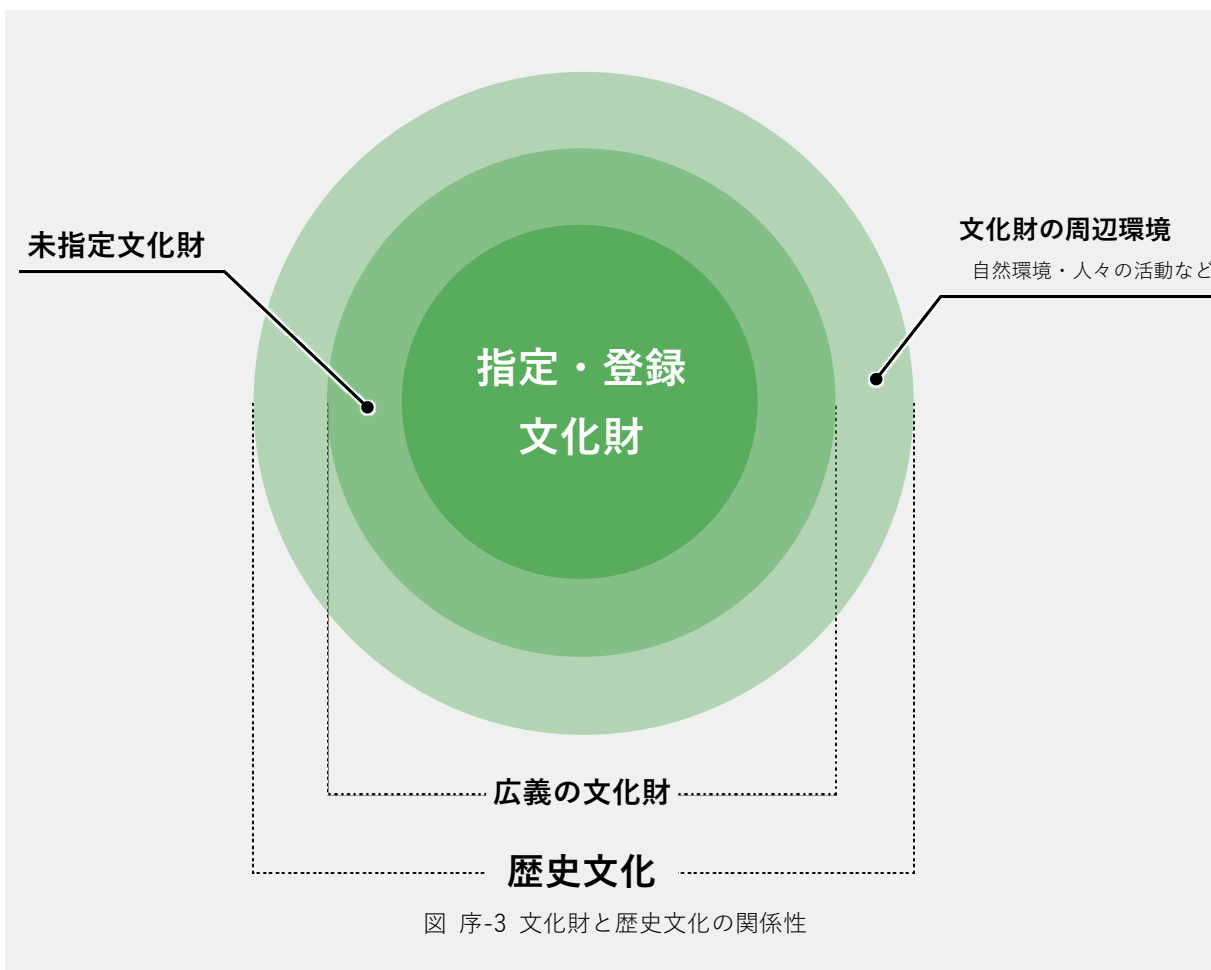
登録文化財は、国の登録原簿に登録された文化財を指すもので、指定文化財よりも緩やかな規制を通じて保存を図り、活用を促す仕組みです。

これに対し、未指定文化財は、指定文化財・登録文化財以外の文化財を指すものであり、法・条例に基づく保護の対象外です。なお、埋蔵文化財は原則全て文化財保護法により、保護されて

います。

本計画で「文化財」と表記する場合、特に断らない限り、上記の指定文化財、登録文化財、未指定文化財を含むものとします（図 序-4 参照）。

また、この文化財の周辺には、文化財に関わる自然や、文化財を支える人々の活動などの周辺環境があります。こうした周辺環境と文化財が一体となったものとして「歴史文化」を定義します。そして、この歴史文化を構成する文化財の保存と活用を図ることで、本市の歴史文化の価値・魅力の向上と市内外への普及、未来への継承につなげます。



第1章 東広島市の概要

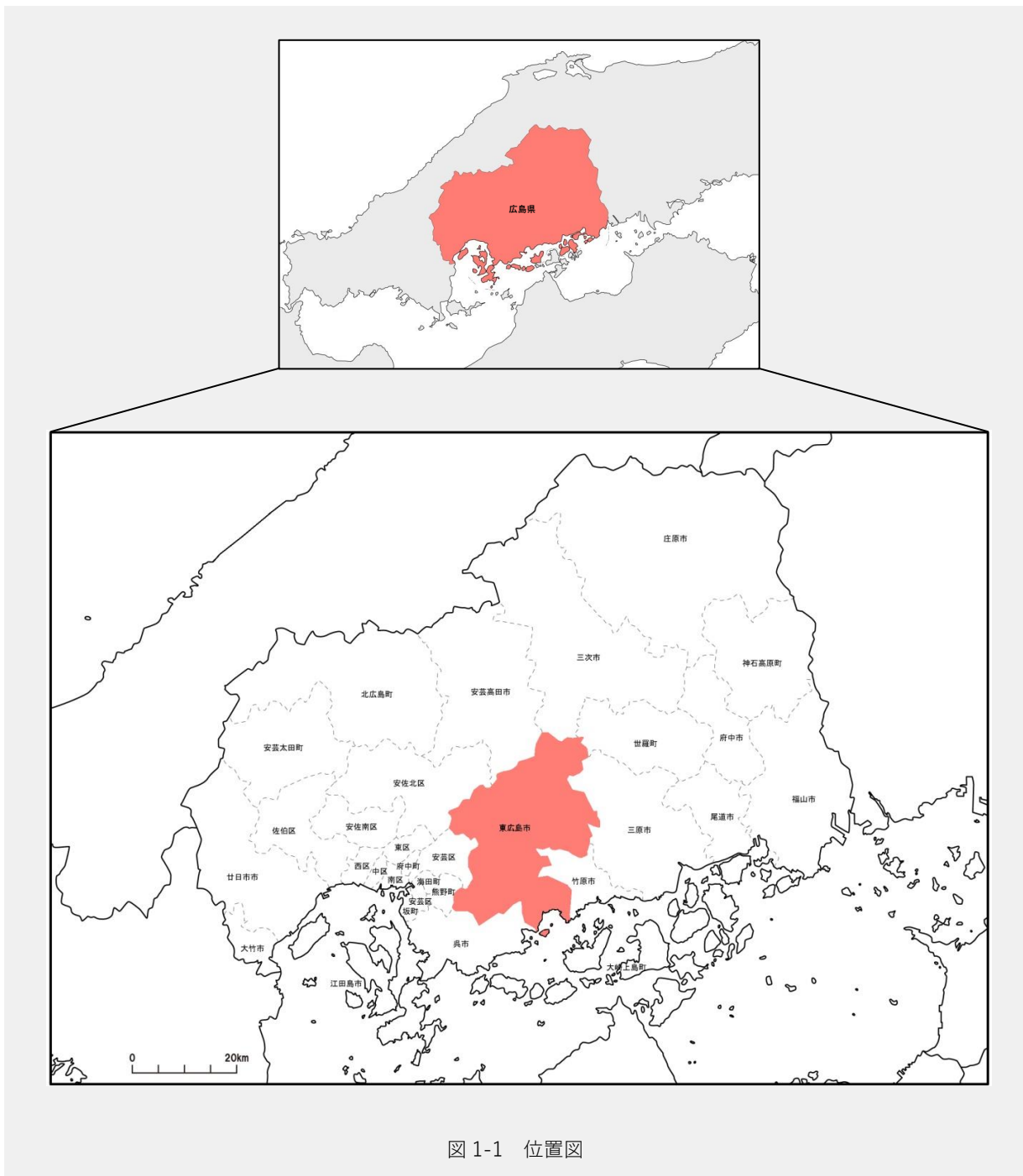
第1章 東広島市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置

本市は、北は三次市や安芸高田市、南は呉市、西は広島市、東是三原市、竹原市と接しており、広島県における県央の中心都市と位置付けられます。

市域は東西 29.42km、南北 39.99km に広がり、面積は 635.16 km²で広島県の約 7.5%を占めています。

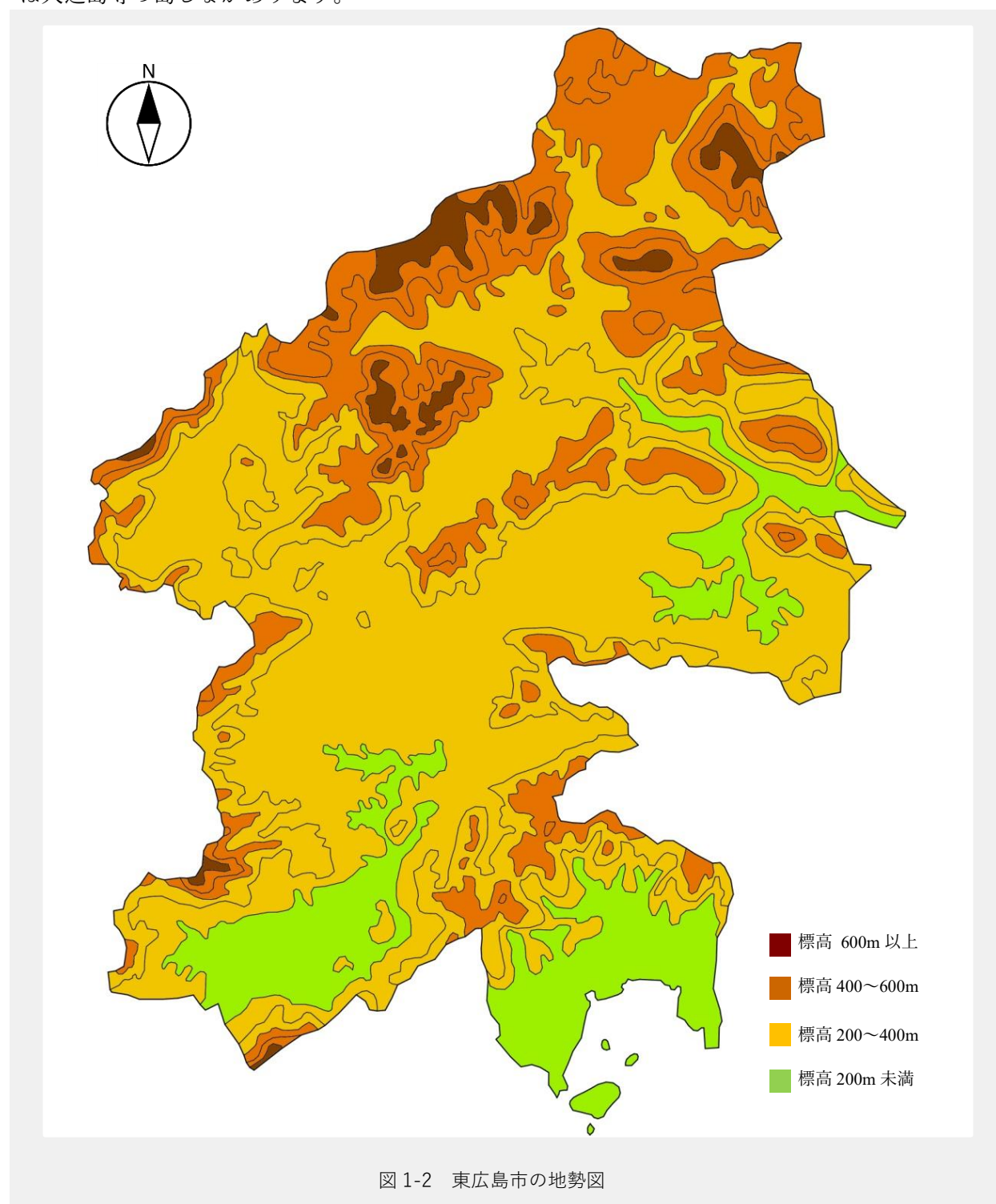


(2) 自然的環境

● 地形

本市は周囲を標高 400～500mの低い山々に囲まれた盆地状の地形が大部分を占め、南西部を中心に比較的平坦地に恵まれています。本市の最高点は鷹巣山^{たかのすやま}（標高 922m、福富町）です。

南東部は瀬戸内海に面しており、沿岸部には小規模な平坦地が広がり、三津湾（安芸津町）には大芝島等の島しょがあります。



● 地質

本市の中央部は^{ひろしま か こうがん}広島花崗岩が優位な地質です。広島花崗岩は風化・浸食しやすく、その風化した土はいわゆる「^{ま さ つち}真砂土」と呼ばれており、広島県内に広く分布しています。西条町、高屋町、黒瀬町にまたがる西条盆地は、この広島花崗岩体が風化・^{さくはく}剝されて生じた浸食盆地です。

また、盆地の中心部には、広島花崗岩の岩盤の上に、砂層と粘土層が交互に積み重なった西条層と呼ばれる厚い堆積層があります。その地層から寒冷植物の化石群が発見されており、更新世ミンデル氷期（約40～50万年前）以前に形成されたと考えられています。

これに対し、北部と南部は^{たか た りゅうもんがん}高田流紋岩が広範囲に見られます。流紋岩は浸食に対して耐性が強く、浸食に弱い花崗岩との境界付近では岩が露出した険しい地形を見ることができます。

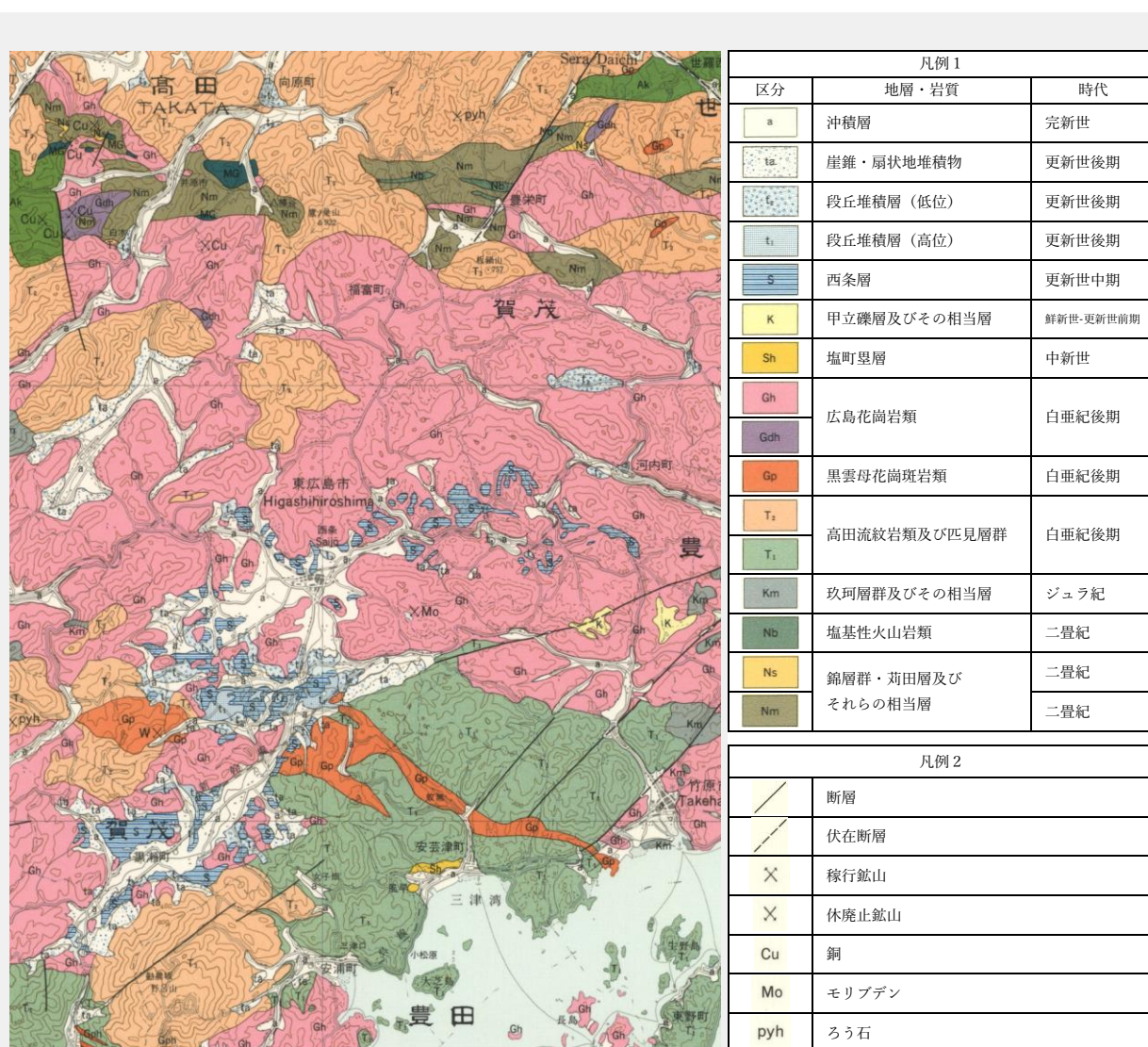
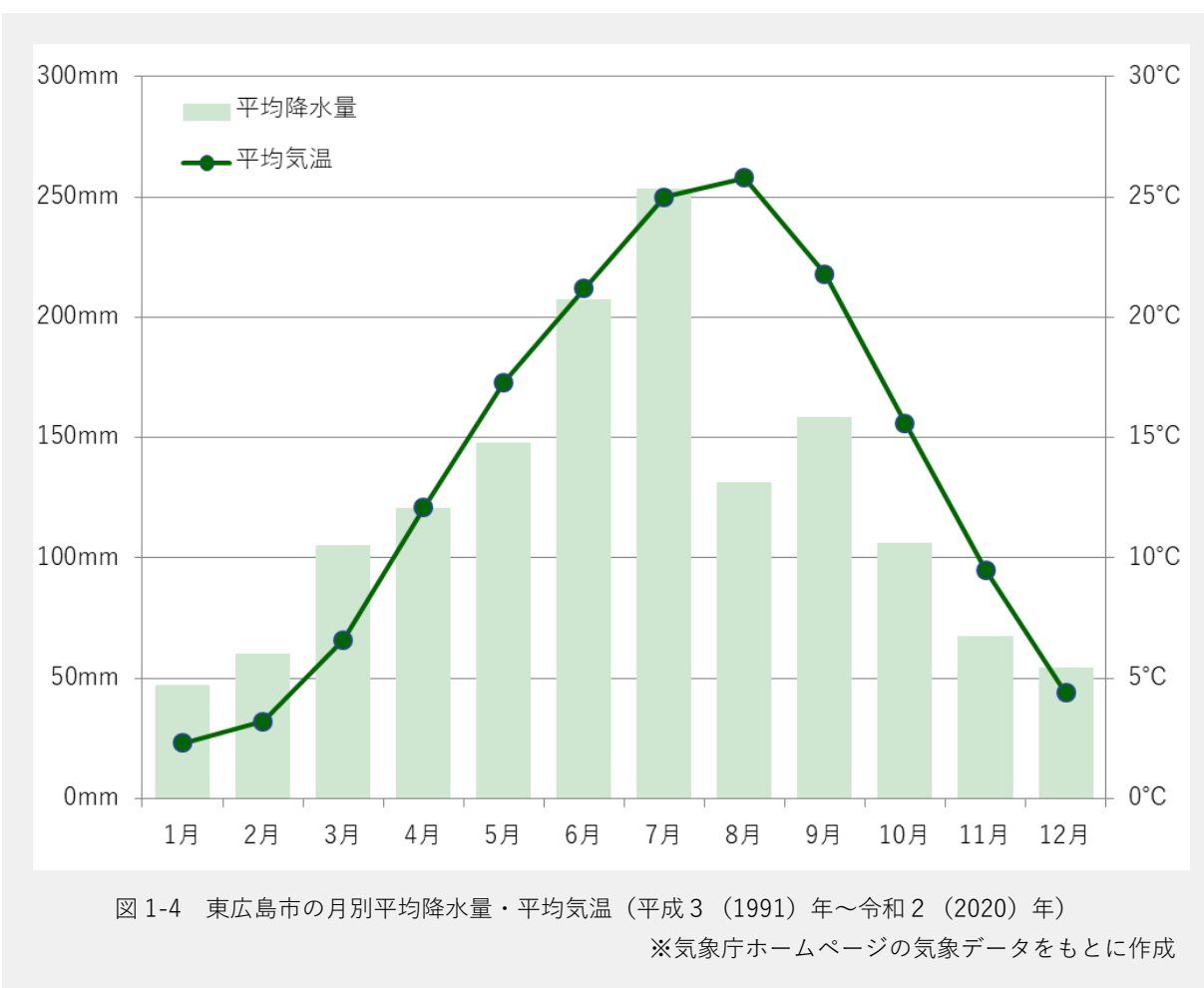


図 1-3 東広島市の地質図（地質調査所「20 万分の 1 地質図幅『広島』」（1986）を一部加工）

● 気候

本市は標高が北に高く南に低い地形のため、地域によって冬季の気温、積雪量に差がみられます。瀬戸内海に面する地域は四季を通じて寒暖の差が少なく、市内でも温暖な気候となっています。一方、標高の高い地域は平均気温が低く、凍害に強い赤瓦の普及や、酒造りなどに深く関わっています。

全体の年平均気温は 13.7℃で、夏期 8 月の平均最高気温は 31.5℃（過去最高気温は 37℃）、冬期 1 月の平均最低気温は -2.6℃（過去最低気温は -12.6℃）です。年間平均降水量は 1,457.6mm です¹。



● 水系

安芸津町を除く地域は、一級河川太田川、江ノ川、芦田川、二級河川瀬野川、黒瀬川、沼田川、賀茂川の 7 水系に属しており、流域としての一体性はほとんどありません。その中で、旧市地域、福富町、豊栄町、河内町を流れる沼田川水系と旧市地域、黒瀬町を流れる黒瀬川水系の流域が大部分を占めています。

¹ いずれも平成 3（1991）年～令和 2（2020）年の気象庁ホームページの気象データによる。

一方、安芸津町は、二級河川の^{たかの}高野川、^{じゃどう}蛇道川、^{みつおお}三津大川、^{きだにごう}木谷郷川、^{さんほ}三畝川の5河川が南北に流れていますが、まとまりのある流域は形成されていません。

このような状況から河川の水量が少なく、各地に数多くのため池が造成されています。



● 植物相

森林は昭和 60 年代までほぼ全域がアカマツ林に覆われており、その間にコナラ・アラカシ群落、スギ・ヒノキの植林が見られていました。しかし、燃料や肥料を得る場として山林が利用されることが少なくなると、雑木や草が茂り、アカマツを圧倒するようになります。さらに、昭和の末期から平成にかけて主に松くい虫の被害により、アカマツ林はほぼ壊滅し、現在は照葉樹林と落葉広葉樹が相混じる状況となっています。

また、本市域には数多くのため池が造成されており、そのため池や中小河川に代表される水辺の植物が豊富です。特にサイジョウコウホネは西条盆地の固有種として知られており、市域の水生植物を代表するものです。

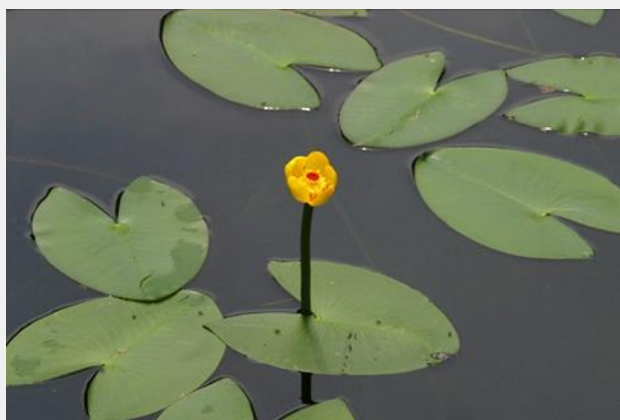


写真 1-1 サイジョウコウホネ



写真 1-2 県天然記念物 鶴亀山の社叢

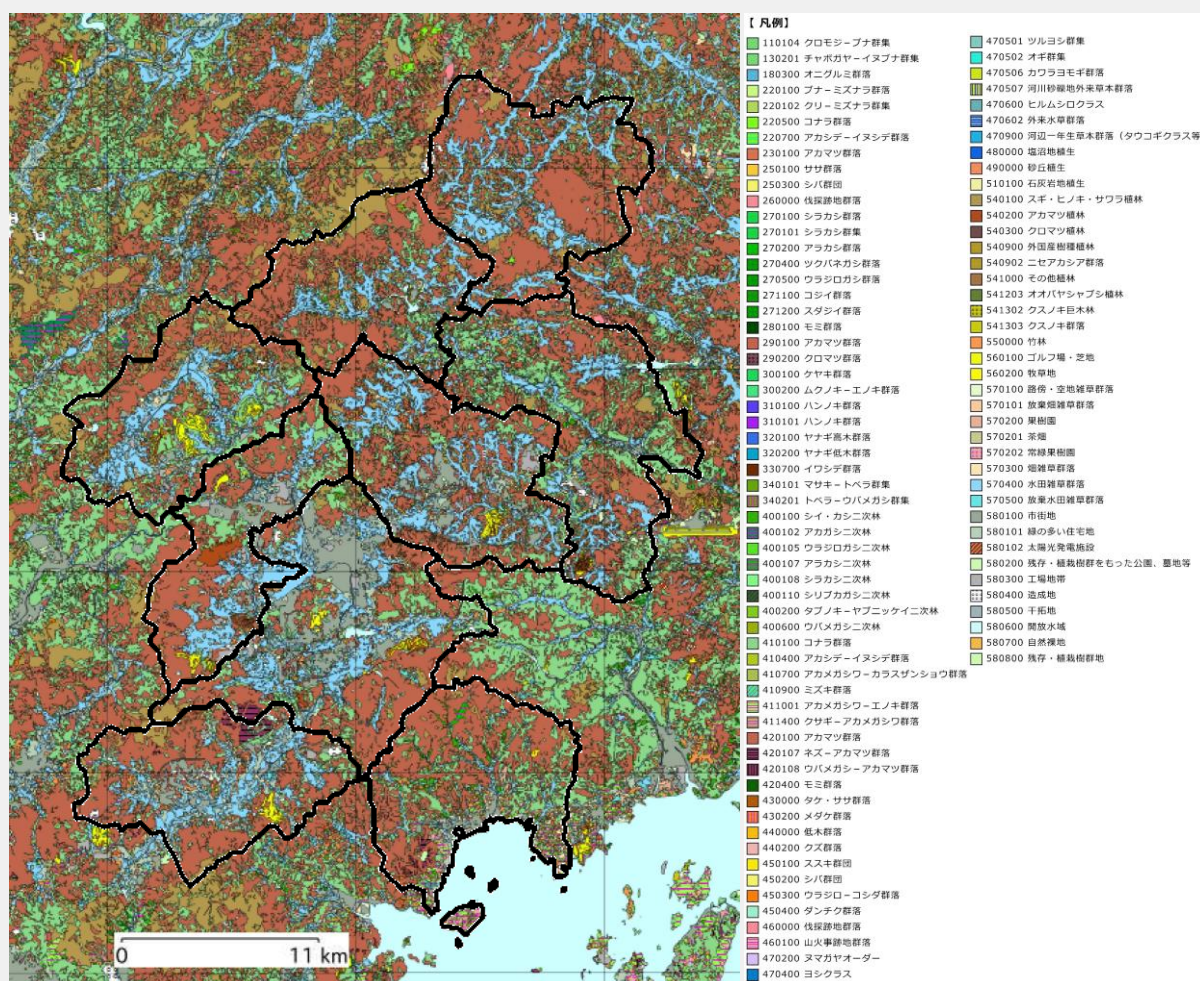


図 1-6 東広島市の植生図 ※環境省自然環境局生物多様性センター自然環境調査 Web-GIS
「植生調査（1/2.5 万 平成 11（1999）年～整備）」より取得
一部加工して作成

● どうぶつそう 動物相

瀬戸内海沿岸・島しょ部から標高 900m ほどの山地に至るまで、多様な環境の下にある本市域は動物相も豊かです。大型獣ではイノシシ、シカはもちろん、北部ではクマの報告例も多くあります。小型獣ではキツネ、タヌキ、アナグマ、ウサギ、テン、イタチ、ムササビなどが見られます。また、特別天然記念物のオオサンショウウオを始め、市天然記念物のアキサンショウウオ（旧：カスミサンショウウオ）や、アカハライモリ、各種カエル類、などの両生類、マムシ、ヤマカガシ、シマヘビなどの爬虫類も数多く見ることができます。加えて豊かな水辺環境には大型の水辺の鳥が生息しており、近年は特別天然記念物のコウノトリの飛来も確認されます。

魚類は海水魚と淡水魚があります。海水魚はスジハゼやアミメハギなどを始めとして 35 科 58 種が確認されています。淡水魚も多数が確認されていますが、黒瀬川水系にナマズやカワムツ、ドンコ、ハヤなどが生息するのに対し、沼田川水系、太田川水系などでは海から川を遡るアユ、ウナギなども見ることができます。



写真 1-3 特別天然記念物 オオサンショウウオ



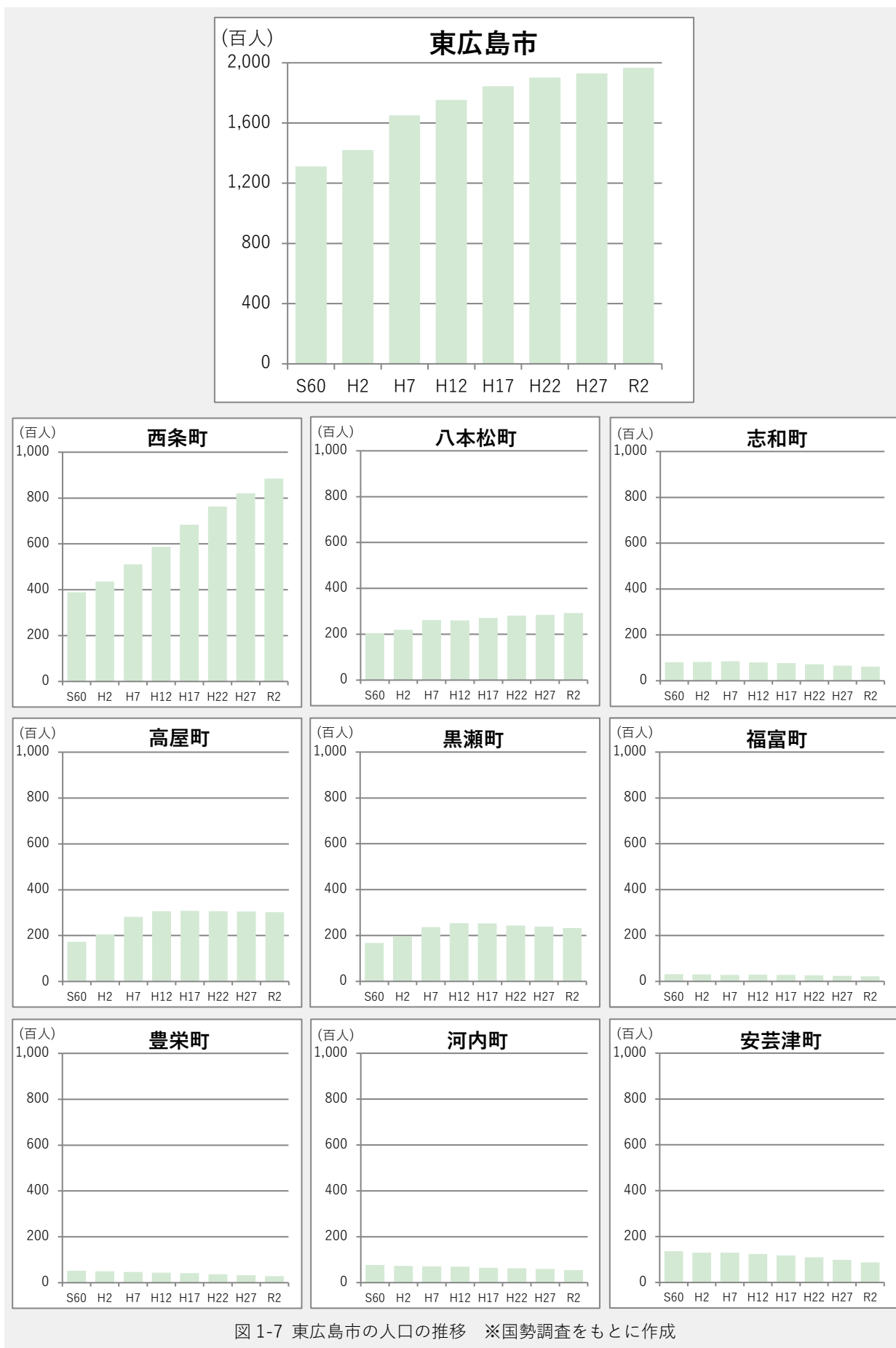
写真 1-4 特別天然記念物 コウノトリ

2. 社会的状況

(1) 人口

令和 2（2020）年の人口は 19 万 6,608 人です。本市ではこれまで一貫して人口増加が続いてきましたが、わが国全体で少子高齢社会が進展する中、その傾向は緩やかなものとなりつつあります。地区別の人口推移を見ると、市街地を形成する西条町・八本松町は増加傾向にありますが、福富町・豊栄町・河内町・安芸津町では減少傾向が続いており、志和町では平成 7（1995）年、黒瀬町では平成 12（2000）年、高屋町では平成 17（2005）年をピークに減少に転じています。西条町を除く地区では高齢化率が 21% と高く、文化財の保護と活用の担い手の確保の面でも大きな影響を及ぼしています。

本市の人口は、長期的には減少傾向に向かうと考えられるものの、まちづくりの効果や近年増加傾向にある外国人市民の影響等を考慮し、今後も緩やかな増加で推移するものと考えられます。本市は令和 12（2030）年における人口を、令和 2（2020）年から約 8,000 人増加の 20 万 5,000 人と推計しています。（令和 2（2020）年国勢調査、第五次東広島市総合計画後期基本計画を参照）



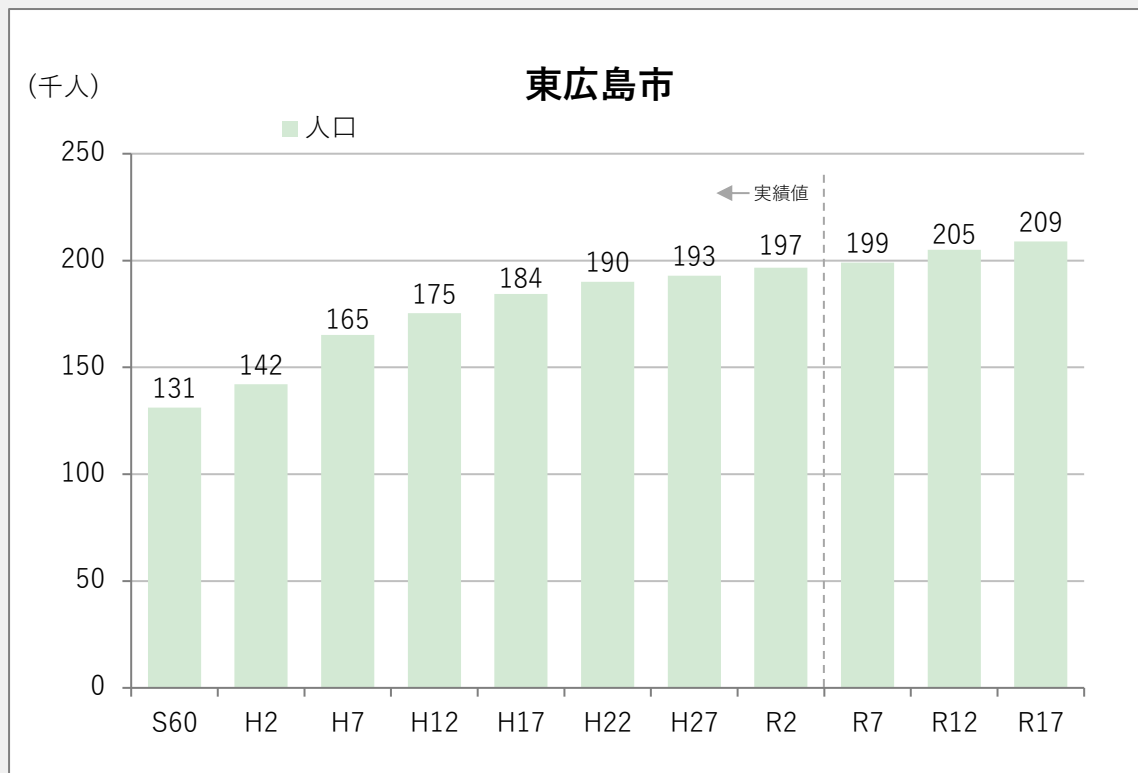


図 1-8 東広島市の人口の推移と将来予測 ※第五次東広島市総合計画後期基本計画をもとに作成

(2) 産業

本市の令和 2（2020）年の就業者数は、第 1 次産業が 3,382 人（3.6%）、第 2 次産業が 2 万 7,661 人（29.5%）、第 3 次産業が 5 万 8,898 人（62.9%）です。産業別で見ると、製造業が 2 万 2,897 人（24.5%）で最も多く、卸売業、小売業が 1 万 2,628 人（13.5%）、医療、福祉が 1 万 1,831 人（12.6%）と続きます。

また、令和 3（2021）年度の総生産は 1 兆 1,843 億 400 万円で、広島県全体の 9.8%を占めます。構成比率は第 1 次産業が 40 億 3,600 万円（0.3%）、第 2 次産業が 6,938 億 5,900 万円（58.6%）、第 3 次産業が 4,843 億 6,200 万（40.9%）で、近年第 2 次産業が増加傾向にあります。特に、本市では電子部品や自動車部品・同附属品が基幹産業に位置付けられています。

一方、農林水産業については、多彩な自然環境下で様々な農林水産業が営まれています。中でも水田面積は県内最大で、西日本有数の稲作地帯を形成するほか、野菜、花き、果樹及び畜産など、気候や立地に応じて多彩な農業が営まれています。

（令和 3 年度広島県市町民経済計算結果、令和 3 年度産業連関表の概要、第 3 次東広島市農業振興基本計画を参照）

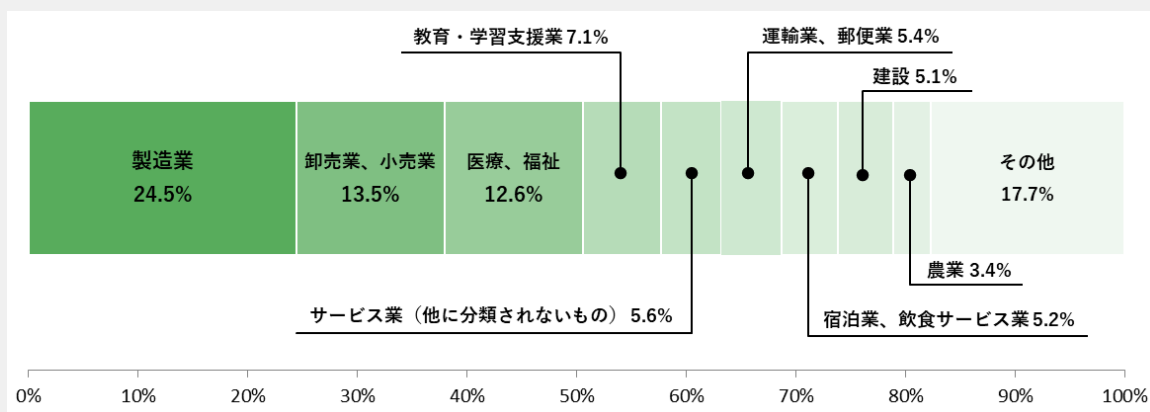


図 1-9 東広島市の産業（大分類）別就業者数（令和 2（2020）年 10 月）

※令和 2（2020）年国勢調査をもとに作成

(3) 観光

本市の観光客数は 282 万人（令和 4（2022）年度）で、そのうち外国人観光客数は 2,832 人です。新型コロナウイルス感染症の影響により一時観光客数は減少していましたが、令和 4（2022）年度に増加し、以前の水準に戻りつつあります。一方で令和元（2019）年度の外国人観光客数は 1 万 4,462 人であり、まだ十分に数が回復していない状況にあります。

観光コンテンツの中心は「日本酒」「酒蔵」です。JR 西条駅周辺部の徒歩圏内には 7 つの酒蔵が集まり、重要な観光資源となっています。中でも毎年 10 月に行われる酒まつりは、市の内外から多くの人々が訪れ、例年 2 日間で約 20 万人が来場する最大のイベントです。

一方、歴史・文化財等を目的とした観光客は 8 %に留まっており、文化財の観光資源としての活用が今後の課題の一つです。

（広島県観光客数の動向、東広島市観光総合戦略、統計でみる東広島 2023 を参照）



写真 1-5 酒まつり



写真 1-6 あかりの散歩道（酒蔵通りライトアップイベント）

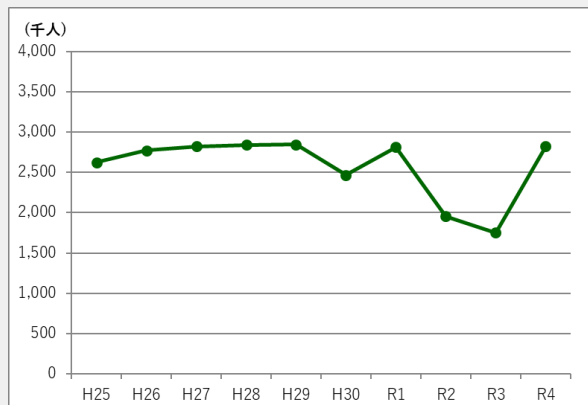


図 1-10 東広島市の総観光客数
※広島県観光客数の動向をもとに作成

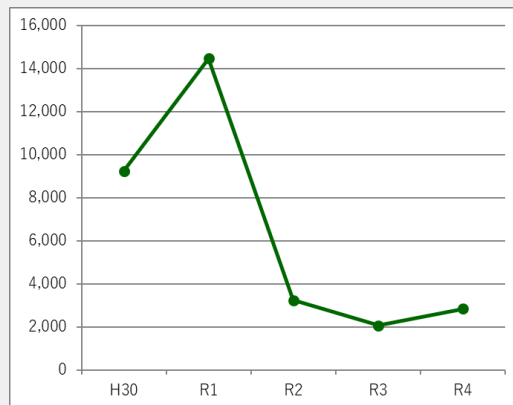


図 1-11 東広島市の外国人観光客数
※広島県観光客数の動向をもとに作成

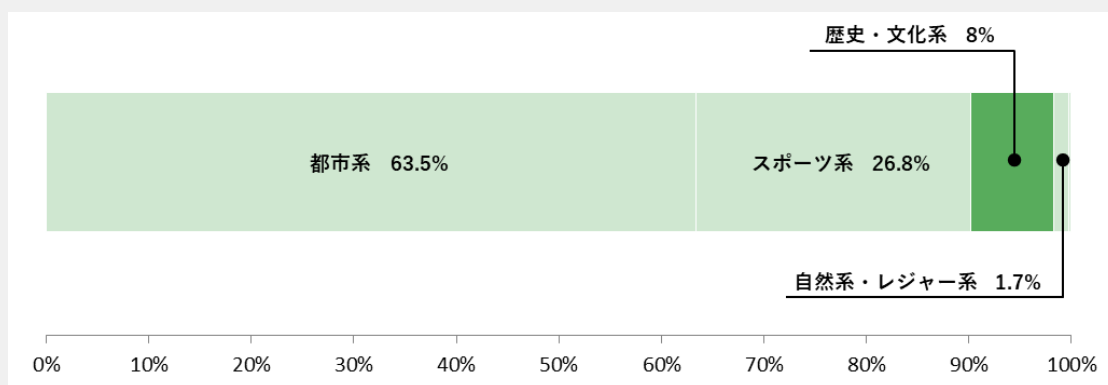


図 1-12 東広島市の観光目的（令和 4（2022）年度）²

※統計でみる東広島 2023 をもとに作成

(4) 交通

本市は広島県の南部、ほぼ中央に位置しており、古代以来、東西交通の要衝^{ようしやう}として重要な位置を占めました。また、畿内と九州を結ぶ大動脈である瀬戸内海の地乗り航路に面しており、海上交通の面からも重要な位置にあります。

現在でも、市の中心部と県内主要都市とは、直線距離でおおむね 60 km 以内の距離にあり、山陽新幹線（東広島駅）、山陽自動車道（志和 IC³、西条 IC、河内 IC、高屋 JCT⁴.IC）といった高速交通機関を有するとともに、広島空港にも近接しています。また、東広島・呉自動車道と東広島高田道路の一部が開通し、高屋 JCT.IC に接続しています。

一般国道では、南北に国道 375 号、東西には国道 2 号が貫いています。国道 2 号の慢性的な交通渋滞解消と広域連携の強化を目的として、国道 2 号東広島・安芸バイパスの整備が進められ、

² 都市系…都市観光、産業観光 スポーツ系…ハイキング、登山、キャンプ、その他スポーツ

歴史・文化系…神社、仏閣、祭り、行事、その他 自然系…自然探勝、温泉

レジャー系…海水浴、釣り、潮干狩り、みかん狩り、松茸狩り等

³ インターチェンジの略

⁴ ジャンクションの略

令和5（2023）年3月に開通しました。

広島空港へのアクセスは、市内の中心部から自動車約20分（山陽自動車道利用の場合）、鉄道・バス利用で約25分（JR山陽本線西条駅～白市駅、白市駅～広島空港、西条駅～広島空港）と好立地にあります。広島空港からは、令和6（2024）年9月現在、東京（約1時間20分）、成田（約1時間30分）、札幌（約2時間）のほか、仙台、沖縄の国内定期便、海外へは、ソウル、大連、北京（大連経由）、上海、台北、ハノイの国際定期便が就航し、地方の中心都市にふさわしい空の玄関となっています。

一方、域内交通は鉄道とバスが代表的です。東西に走る鉄道は内陸部でJR山陽本線、海岸部でJR呉線の2路線があり、山陽本線に7駅、呉線に2駅が設置されています。市域の南北を結ぶ公共交通機関はバスのみですが、過疎化の進行により路線は縮小傾向にあります。その他、志和町、高屋町、黒瀬町、豊栄町、河内町、安芸津町では地域公共交通（コミュニティバス等）が導入されています。

このような状況の中、市民の主な交通手段は自動車であり、国道・県道・市道が市民の生活を支えています。

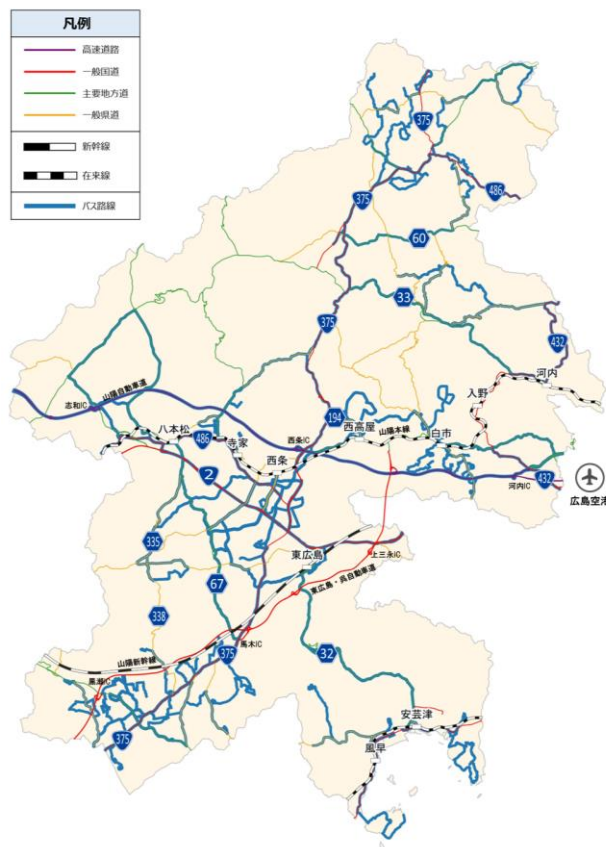


図1-13 東広島市の公共交通
(東広島市都市交通マスタープラン 改定版)

(5) 土地利用

森林面積は60%を超えています。中心部には市街地や工業団地などの都市的土地利用が拡大しており、その市街地を包むように山林や農地が広がっています。

人口密度は、主にJR山陽本線の駅周辺・広島大学付近・黒瀬地域の市街化区域で高くなっており、特に西条駅の周辺では、100人/haを超える人口密度となっています。全市域のうち、5.5%の市街化区域及び用途地域の中に、人口の60%近くが居住しており、全体的には集約型の都市構造となっています。

河内地域・安芸津地域の用途地域や福富地域、豊栄地域は人口密度が比較的低く、居住地域が分散しているものの、それぞれの地域に一定の人口集積地があります。

(第五次東広島市総合計画を参照)

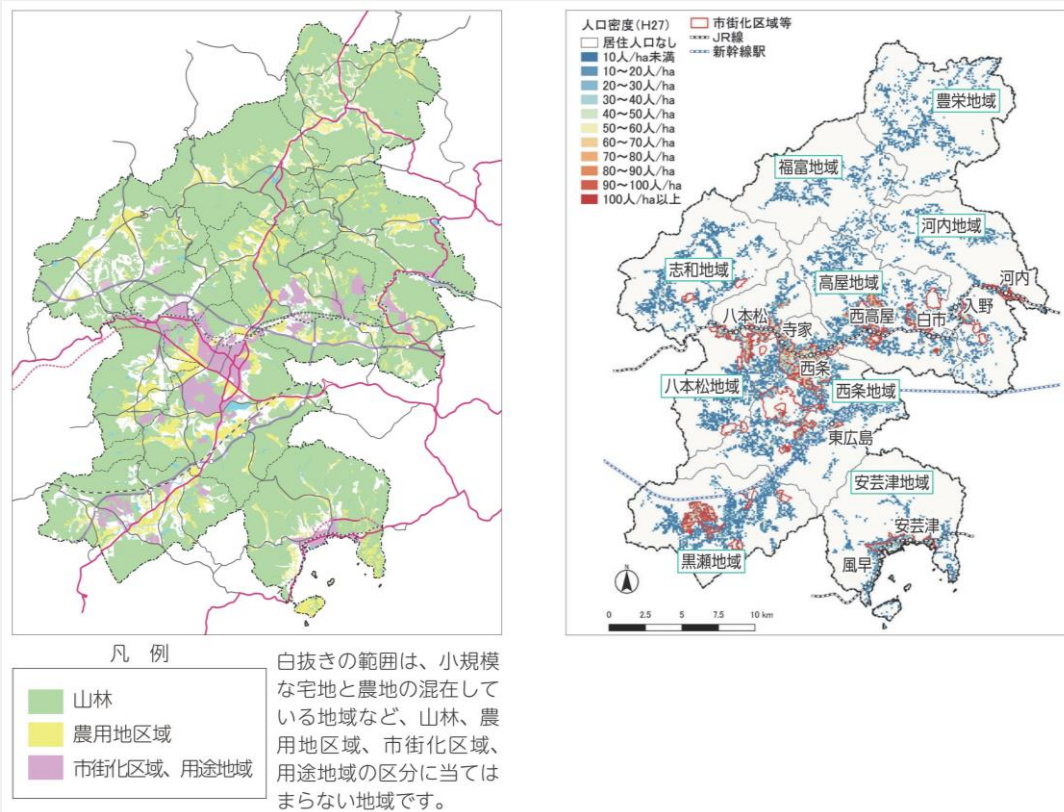


図 1-14 東広島市の土地利用状況図（平成 26（2014）年）及び人口密度（平成 27（2015）年）
（第五次東広島市総合計画）

（6）文化財に関連する施設

河内町の東広島市出土文化財管理センターは、市内各地の遺跡から出土した文化財を整理・収蔵するとともに、展示機能を併せ持った公立埋蔵文化財センターです。

各地には、市立の歴史民俗資料館（八本松・三永・安芸津）と民俗資料展示室（河内町・豊栄町）があり、市の歴史に関わる民俗資料を収蔵・展示しています。このうち八本松歴史民俗資料館は「産業」、三永歴史民俗資料館は「農村生活」をテーマに民俗資料を展示しています。また、安芸津歴史民俗資料館では、安芸津町の特徴である海と関わりの深い北前船の歴史や、酒造りに科学的手法を導入するとともに、杜氏を育成した三浦仙三郎^{とうじ}に関わる文化財等を展示しています。



写真 1-7 出土文化財管理センター



写真 1-8 安芸津歴史民俗資料館

国の重要文化財に指定されている旧木原家住宅と、市の重要文化財に指定されている旧石井家住宅は市による運営のもと、一般公開されています。国の史跡に指定されている三ツ城古墳^{みつじょう}は、発掘調査の成果を踏まえて当時の古墳の姿が復元され、周囲は公園として整備されるなど、史跡を身近に感じられる場所となっています。付近の管理棟と東広島市立中央図書館のガイダンスコーナーでは、三ツ城古墳や市内の遺跡についての展示を行っています。また、同じく国の史跡である安芸国分寺跡は、現在の國分寺の周辺を安芸国分寺歴史公園として整備し、発掘調査で明らかになった遺構を復元し、歴史学習の場として活用されています。加えて史跡 西条酒蔵群^{さいじょうさかぐらぐん} 賀茂鶴酒造一号蔵の一部である西条本町歴史広場は、西条酒蔵通り地区とその周辺地域の歴史と文化を学ぶことができる多目的広場として、整備し、活用されています。

登録博物館である東広島市立美術館では、国内外の優れた美術作品を紹介する展覧会や現代絵本作家原画展に加え、刀剣に関する特別展や東広島の黎明展など、歴史文化に関する展覧会も開催しています。同じく登録博物館である仙石庭園銘石ミュージアムは日本庭園形式をとり、全国の銘石・巨石・奇石・組石を鑑賞できる民間施設として、運営されています。

その他、東広島市立図書館では郷土資料の保存・公開が行われ、市内各地の生涯学習センター・地域センターでは地域の文化活動が実施されています。

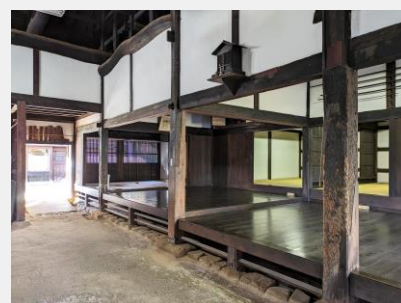
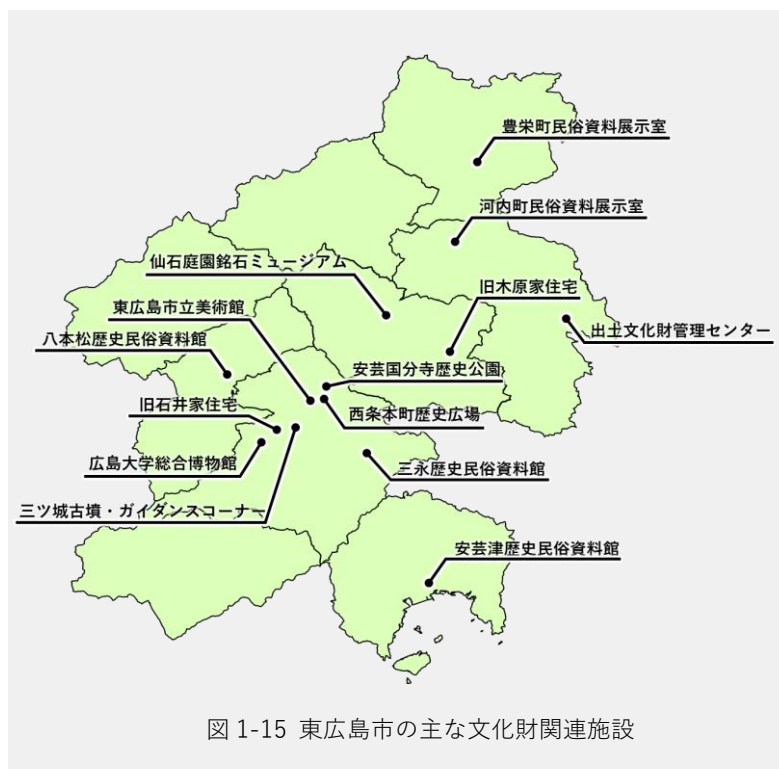


写真 1-9 重要文化財 旧木原家住宅



写真 1-10 三ツ城古墳ガイダンスコーナー

3. 歴史の変遷

(1) 先史

● 旧石器時代～縄文時代

日本列島に人々が住み始めたのは、今から約4万年前と考えられていますが、こうした人々の遺跡が多く発見されるのは約3万年前からです。この時代は後期旧石器時代と呼ばれ、気候は今よりも寒く、朝鮮半島と陸続きでした。人々はナウマンゾウやオオツノジカなどの大型動物を追い、日本列島へやって来たと考えられています。

現在の本市域で人類の活動の痕跡が確認できるのも、この後期旧石器時代です。当時の西条盆地は広範囲に湿地が広がっており、現在の広島大学や山陽自動車道西条インターチェンジ付近などのやや標高の高い位置（台地上）で生活していたと推定されます。人々はそうした環境下で、動物の狩猟^{しゅりやう}や植物の採取を行いながら生活していました。代表的な遺跡が広島大学構内の鴻の巣遺跡^{こうのす}（鏡山）で、後期旧石器時代初頭頃の石器（台形様石器^{だいけいよう}や局部磨製石器^{きよくぶませい}）が出土しています。また、近接する西ガガラ遺跡（鏡山）では、後期旧石器時代前半の集落の跡が発見されています。

続く縄文時代は寒かった気候が徐々に暖くなり、旧石器時代と比べて動植物を豊富に採取できるようになりました。また、土器が発明され、食材を煮炊きし、食べやすくする技術が発達しました。このほか、狩りをするための石器、魚を捕らえるためのモリや釣針などが発達します。本市域のこの時代の遺跡は、小さな集落がわずかに見られる程度で⁵、人口もあまり多くなかったと考えられています。



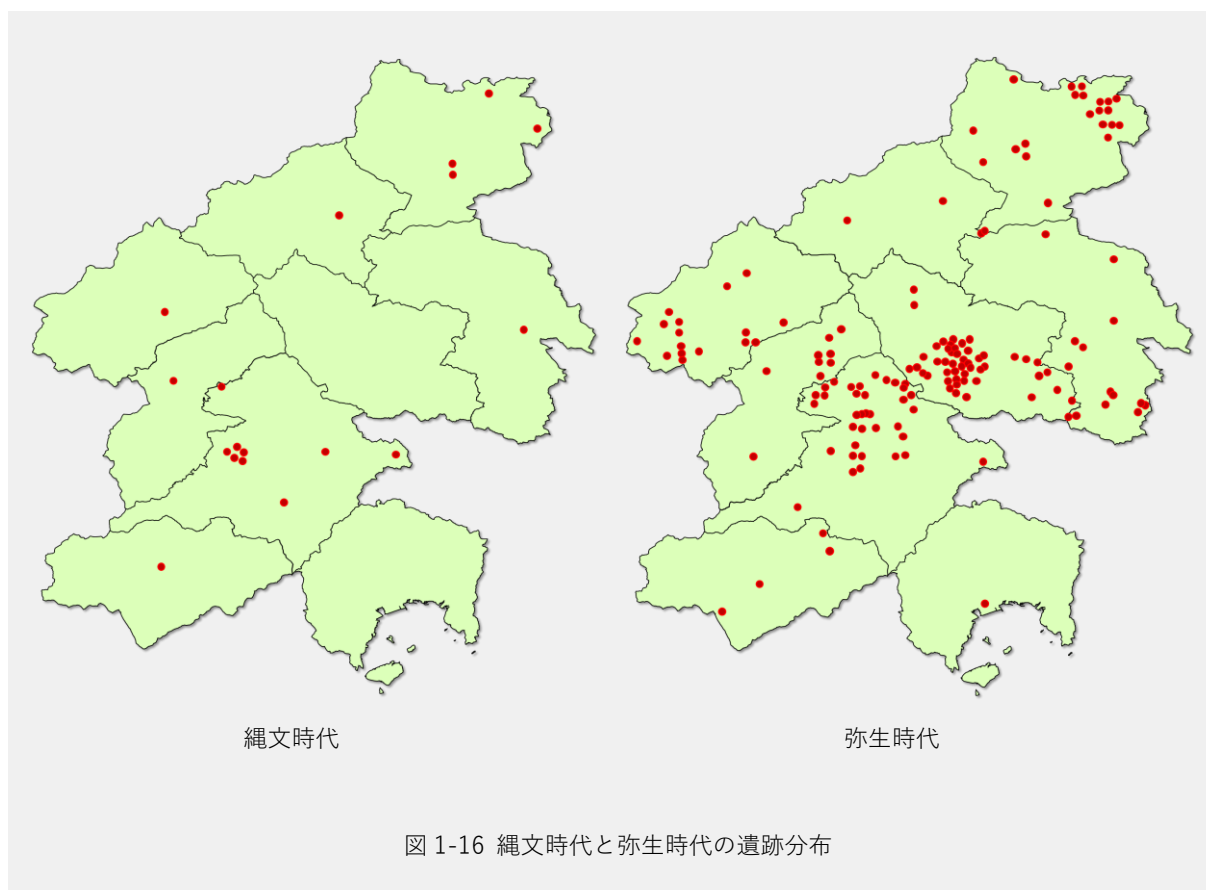
写真 1-11 西ガガラ遺跡の集落跡（鏡山）

● 弥生時代

弥生時代に入ると、本市域では徐々に人口が増え、後期をピークに爆発的に遺跡数が増加します。弥生時代は大陸から稲作が伝わり、導入された時代で、本格的に米作りが行われました。西条町下見の黄幡^{おうばん}1号遺跡からは、これを裏付ける鍬や鋤などの木製品^{すきくわ}が出土しています。また、瀬戸内海沿岸部で廃棄された船の部材を水路^{もくひ}（木樋）に再利用したと思われる出土品もあり、他地域との物資の交流が始まっていたと考えられます。

一方で、次第に物資をめぐる争いが起こるようになりました。弥生時代中期頃から集落を守るため、標高の高い丘陵^{きゅうりょうじょう}上に規模の小さい集落を設ける、あるいは堀を巡らせた規模の大きい環濠集落^{かんごう}を低地に設けるようになりました。

⁵ 戸鼻遺跡（福富町久芳）、西ガガラ遺跡（鏡山）、和田平遺跡（西条町福本）、上泓遺跡（西条町上三永）など



● 古墳時代

古墳時代には本市域にも多くの古墳が造られ、市内で約 700 基前後の古墳が確認されています。古墳は地域の有力者（首長）の墓と考えられており、市内で最も古い古墳はおおよそ 4 世紀の初め頃と推定されています⁶。

4 世紀末から 5 世紀初めには、本市域内には安芸地方全体に影響力を持つ豪族が現れたと考えられており、丸山神社古墳群（西条町助実）や長者スクモ塚古墳群（西条町御蘭宇）などの規模

⁶ 才ガ迫第 1 号古墳（高屋町宮領）。竪穴式石室 2 基を持つ。

の大きな古墳が確認されています。それに続き、5世紀前半頃、西条中央に三ツ城古墳群（史跡 三ツ城古墳）が形成されます。そのうち三ツ城第1号古墳は、全長約92mの広島県最大級の前方後円墳です。前方後円墳は、当時のヤマト政権と地域の有力者の深いつながりを示したものであり、三ツ城第1号古墳はその規模から安芸地方最大の大豪族の墓と考えられています。

しかし、それ以降、大型の前方後円墳はこの地域に見られなくなり、安芸地方全体に影響力を持つ豪族は見られなくなると推測されます。



写真 1-14 長者スクモ塚第1号古墳の埋葬施設（西条町御園宇）

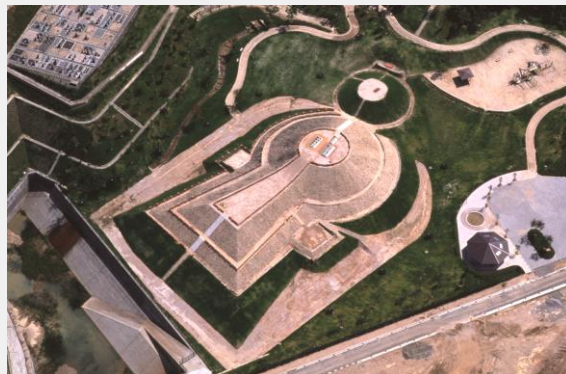


写真 1-15 史跡 三ツ城古墳

(2) 古代

● 飛鳥時代

7世紀中期頃から、日本は大化の改新により、中央集権国家へと歩みを進めていきます。土地と人民は原則として天皇のものとし、人民を戸籍で管理し、田を与えて耕作させ、税を徴収する体制が目指されました。

その中で天武5（676）年、天武天皇は飢饉や疫病などの災厄を祓うための儀式である「諸国大祓」を全国で実施するよう命じており、その儀式が本市域でも行われたと推定されています。天皇の命令を受けた安芸国（現在の広島県西部）の官人の国造と評造は、儀式に必要な物資を地域から集め、神殿で「諸国大祓」を行ったと考えられています。この神殿推定地が、高屋町大畠にある西本6号遺跡（市史跡）ではないかと考えられており、遺跡からは大規模な神殿と思われる跡⁷と、「解除」と墨書きのある須恵器や儀式で使ったと思われる特殊な遺物等⁸が出土しています。

⁷ 二重の溝によって約90m×80mの方形に区分された空間の中に、独立棟持柱をもつ掘立柱建物跡と大型の四面
底建物など8棟の掘立柱建物群が発見された。

⁸ 毛彫馬具など



写真 1-16 市史跡 西本 6 号遺跡



写真 1-17 市重要文化財 西本 6 号遺跡出土品

● 奈良時代

奈良時代の日本は国一郡一里（郷）の単位に分けられおり、本市域は主に安芸国の賀茂郡と豊田郡に含まれ、一部は備後国世羅郡に属していました。人々は国から口分田と呼ばれる田を支給され、納税の義務を負いました。

奈良時代の西条は、安芸国の政治と宗教における拠点だったと考えられます。天平13（741）年に聖武天皇が全国に国分寺（国分僧寺）の建立を命じ、安芸国では西条盆地の北側（西条町吉行）に国分寺が造営されました。史跡 安芸国分寺跡からは、「天平勝寶二年」（750 年）と書かれた木簡や、「安居⁹」や「齋会¹⁰」など宗教行事の名称が書かれた須恵器が出土しており（重要文化財 広島県安芸国分寺跡土坑出土品）、750 年前後には主要な施設（伽藍）が造られていたことが明らかになっています。



写真 1-18 史跡 安芸国分寺跡

一方、国分寺の東に「尼寺」という地名が残っており、天平 13（741）年に全国で建立を命じられた国分尼寺が存在した可能性が推定されます。また、国分寺の近くには、各国の政治の中心施設である国府が置かれることが多く、本市域にも国府が置かれた可能性が推定されますが、いずれもそれを証明する遺構は確認されていません。

このほか、畿内と九州の大宰府を結ぶ古代山陽道が現在の西条町～八本松町を東西に通っていたことが推定されていますが、その正確なルートは確認されていません。



写真 1-19 「安居」の墨書土器と「天平 勝寶二年」と書かれた木簡

⁹ 毎年 4 月 15 日から、僧が一定期間お寺から出ずに行う夏季の修行

¹⁰ 僧尼を集めて齋食を供する法会

● 平安時代

奈良時代の半ばから平安時代にかけて、新しく開墾した土地を所有し、相続することが認められるようになります。中央政府の貴族や大規模な寺社等が盛んに開発を行い、これらの土地は〇〇^{しょう}荘や〇〇^{ほう}保と呼ばれ、次第に荘園制度として確立されていきました。現在の本市域には、志芳^{しわのしょう}荘（志和町）、高屋^{たかや}保（高屋町）、造果^{ぞうか}保（高屋町）、久芳^{くば}保（福富町）、沼田^{ぬた}新^{しん}荘（河内町）といった荘園・公領が置かれました。

また、11～12 世紀中頃までに、西条盆地は現在の J R 西条駅西側を流れる半尾川^{はんのおがわ}を境界として東条郷^{とうじょうごう}と西条郷^{さいじょうごう}に分けられており、両郷は安芸国^{あきのくに}の公的な土地（国衙領^{こくがりょう}）として、平安時代後期の政治の中心的な施設が置かれたと推定されています。

(3) 中世

● 鎌倉時代

鎌倉時代には、この地域の荘園等の地頭として任じられた鎌倉武士が、荘園を管理する代官を派遣していました。その中には南北朝・室町時代にこの地域で勢力を拡大する平賀氏や天野氏がいました。平賀氏は、出羽国平鹿郡^{でわのくにひらかぐん}（秋田県）に、天野氏は伊豆国田方郡天野郷^{いずのくに たがたぐんあまの ごう}（静岡県）にルーツを持ちます。彼らは蒙古襲来^{もうこうしゅうらい}を機にこの地域に移住・定着しました。

● 南北朝・室町時代

南北朝・室町時代に入ると、東条・西条を中心とした地域は東西条^{とうさいじょう}と呼ばれるようになり、山口を本拠として中国地方の西部から九州の北部に大きな勢力を持つ大名・大内氏の所領となります。東西条は安芸国^{あきのくに}でも有数の規模の穀倉地帯であり、山陽道も通る重要な地域でした。大内氏が安芸国で勢力を拡大していくと、東西条の範囲も拡大し、豊栄町の一部を除く本市域の大部分と呉市の一部、安芸郡熊野町域にまで広がっています。一方、東西条に含まれなかった高屋^{たかや}保（高屋町）・造果^{ぞうか}保（高屋町）は現地の有力者である平賀氏が、志芳^{しわのしょう}荘（志和町）は同じく現地の有力者である天野氏が治めました。西条盆地を巡っては大内・細川・尼子氏ら大名による攻防が繰り返され、当時の政治的・軍事的な様子が分かる城跡が多く遺^{のこ}っています。

代表的な城跡としては、史跡 鏡山城跡があります。これは大内氏が安芸国の拠点として築いたもので、細川氏や尼子氏との対決の場となりました。大内氏の拠点はその後、杵^{そまじょう}城（市史跡 曾場^{そば}が城跡）、槌^{つちやまじょう}山城（市史跡 槌^{つちやま}山城跡）へと移っていききました。

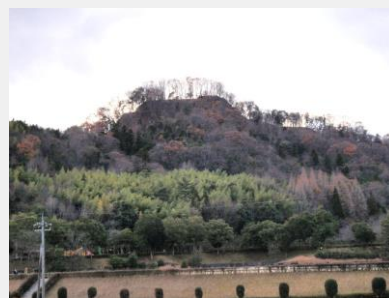


写真 1-20 史跡 鏡山城跡



写真 1-21 市史跡 槌山城跡

大内氏滅亡後、当地域は毛利氏の領国に組み込まれました。

(4) 近世

● 江戸時代

江戸時代になると、安芸国は福島氏を藩主とする広島藩となりました。本市域は広島藩の中の賀茂郡・豊田郡・世羅郡に編成されます。

当時の江戸幕府が交通整備に取り組む中、本市域には西国街道と呼ばれる現在の大阪と北九州を結ぶ重要な街道が通っており、JR 西条駅前の四日市（西条本町周辺）に宿場町が整備されます。

16 世紀末期から、すでに毛利氏が主要な交通の整備、輸送路・水運の開発を進めており、関ヶ原の戦い以後も藩主の福島氏、及び次の藩主の浅野氏がさらに整備を進めました。これにより、街道の道幅は約 2 間半（約 4.5m）、^{りどう}里道は 3 尺（約 91cm）に整備され、大名や幕府の役人等の宿泊施設である御茶屋（本陣）、^{おちゃや}本陣の予備施設の脇本陣、賀茂郡の郡役所等が置かれました。加えて、一般の通行者を対象とした宿泊施設である^{はたご}旅籠、次の宿場町まで荷物を運ぶ^{ひきやく}飛脚や^{てんま}伝馬 15 匹が配置され、地元の人々の負担のもと運営されました。御茶屋は広島藩でも最大規模で、四日市は広島藩の陸上交通の重要な拠点となっていきました。かつて四日市のあった西条酒蔵通り地区（西条本町）には、宿場町の特徴である南北に細長い土地の形（^{じわり}地割）が現在も多く^{のこ}遺っています。また、^{しらいちむら}白市村（高屋町白市）も広島藩の北部から竹原までをつなぐ交通の^{ようしょう}要衝に位置しており、地域経済の中心である在町^{ざいまち}¹¹として栄えました。



写真 1-22 西条酒蔵通り地区の地割（四日市遺跡）



写真 1-23 御茶屋（本陣）跡

¹¹ 地域の経済的な中心地として広島藩が公認した町。ただし、郡奉行の管轄下にあり、村として扱われた。本市域では賀茂郡の四日市・白市・三津が該当する（久下実「広島藩」）。

海上交通については、江戸時代、三津村（安芸津町）に設置された御蔵所^{おくらしよ}に、賀茂郡や豊田郡で収穫された年貢米が集められ、船で広島や大坂（大阪）まで輸送されました。なお、四日市は広島藩の北部とこの三津をつなぐ中継地としての役割も担っていました。

農業について見ると、江戸時代を通じて、賀茂郡・豊田郡は広島藩の中で最大規模の穀倉地帯であったことが、広島藩の地誌である『芸藩通志』により明らかとなっています。一方、沿岸部の豊田郡木谷村では元禄期（1688 年～1704 年）から塩田が設けられ、塩づくりが盛んでした（市史跡 二馬手塩田跡^{ふたまで ひのわ} 樋の輪）。木谷村は、塩田のほかにも大型の廻船^{かいせん}の拠点としても知られています。『芸藩通志』によれば、木谷村は最大 1,590 石積^{こくづみ}の船を有する広島藩でも有数の廻船の拠点となっており、幕府の御城米や大名の藩米の輸送を行っていたほか、日本海沿岸部で物の売り買いを行ういわゆる“北前船”^{きたまえぶね}で財をなしたと考えられています。

幕末には政治的混乱に対応するため、広島藩の隠れ城である八条原城や、藩の諸隊である神機隊の駐屯地が、志和地域に設けられました。

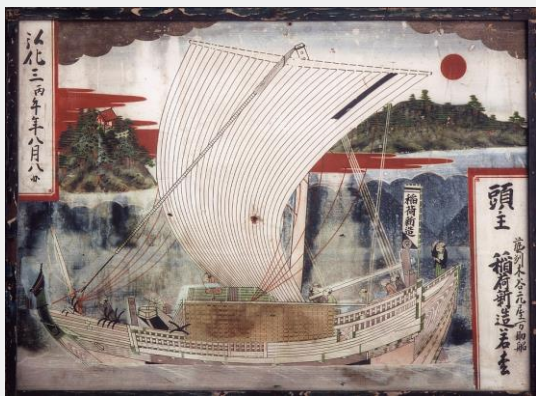


写真 1-24 木谷村の廻船業者・元屋の船が描かれた絵馬
※みくに龍翔館(福井県坂井市)所蔵



写真 1-25 市史跡 二馬手塩田跡^{ふたまで ひのわ} 樋の輪

(5) 近代

● 明治時代～昭和時代（戦前）

酒造業は、西条では延宝年間（1673 年～1681 年）に始まると伝えられていますが、江戸時代は四日市宿での需要を満たす程度の小規模なものでした。一方、三津（安芸津町）は広島・三原・尾道・竹原に次ぐ酒造地でした。

近代に入ると三津の三浦仙三郎^{み うらせんざぶろう}が、科学的な手法を取り入れた酒造りを開発し、杜氏^{とうじ}を養成して全国の品評会で好成績を上げました。また、西条でも明治 27（1894）年に山陽鉄道が開通し、三浦の醸造技術を習得した広島杜氏や佐竹製作所（現：株式会社サタケ）の開発した動力式精米機・^{たてがた}型精米機等の技術革新により、多くの蔵が建ち並ぶ酒造業の一大中心地となりました。その景観は現在も良好に遺されています（史跡 西条酒蔵群^{さいじょうさかぐらぐん}）。



写真 1-26 三浦仙三郎
み うらせんざぶろう



写真 1-27 史跡 西条酒蔵群 (白牡丹酒造延宝蔵)
さいじょうさかぐらぐん



えんぼうぐら
写真 1-27 史跡 西条酒蔵群 (白牡丹酒造延宝蔵・旧広島県醸造試験場)

鉄道では、上記の山陽鉄道の開通に続き、呉・三原間の三呉線（現在の呉線）が計画され、昭和 10（1935）年に全線が開通しました。

太平洋戦争が開戦すると、様々な影響が市域にも及ぶようになります。昭和 17（1942）年、鎮守府が置かれ海軍の重要な拠点となっていた呉市の水を確保するため、下三永村（西条町）に水源池が建設されたほか、宗吉村（八本松町）に弾薬庫が建設されました。また、昭和 18（1943）年、三井造船株式会社の造船所を誘致する中で、その受け皿として賀茂郡三津町、同早田原村、豊田郡木谷村の 3 町村が合併して安芸津町が誕生しました。三井造船株式会社の安芸津造船所は昭和 21（1946）年を完成予定とし、急ピッチで建設が進み、昭和 20（1945）年には 1 号船を進水させましたが、終戦により閉鎖となりました。

(6) 現代

● 昭和時代（戦後）～現代

本市域は、太平洋戦争での空襲の被害も少なく、戦後の復興は他地域よりも早く進みましたが、農業を基幹産業としており、高度経済成長期にも大きな変化は見られませんでした。

昭和 30（1955）年、豊田郡北部を賀茂郡に、賀茂郡沿海部東部を豊田郡に編入する案が県議会でも可決され、同年施行されました。昭和の大合併等により、本市域では昭和 29（1954）年～昭和 31（1956）年に賀茂郡西条町、黒瀬町、八本松町、志和町、福富町、豊栄町、河内町、高屋町、豊田郡安芸津町が成立します。

昭和 49（1974）年、広島大学の総合移転の候補地となった西条町を中心に八本松町・志和町・高屋町の 4 町が合併して東広島市が誕生しました。その後、昭和 57（1982）年以降は、上記の賀茂学園都市建設に加えて広島中央テクノポリス建設のプロジェクトも加わり、産業基盤、都市基盤、高速交通網、生活基盤、近畿大学工学部などの整備がさらに進みました。

そして、平成 17（2005）年 2 月に東広島市・黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町の 1 市 5 町が合併し、現在の東広島市となりました。

第2章

東広島市の文化財の概要と特徴

第2章 東広島市の文化財の概要と特徴

1. 文化財の基礎調査（把握調査）の概要

(1) 国・広島県による調査

本市域で行われた文化財に関する国の調査に「近代遺跡調査(軽工業)」があります。平成8(1996)年度に一次調査(所在調査)が実施され、平成11(1999)年度から二次調査(詳細調査)が実施されました。その成果は『近代遺跡調査報告書—軽工業—』(平成26(2014)年)にまとめられ、調査対象となった「西条酒蔵群^{さいじょうさかぐらぐん}」の一部が、令和6(2024)年に国の史跡に指定されました。また、平成21(2009)年度から行われた「近代の庭園・公園等に関する調査研究」では、平成24(2012)年刊行の報告書に前垣氏庭園(寿延庭)が掲載され、平成28(2016)年に国の登録記念物に登録されています。

広島県による本市域の主要な調査は、昭和50年代から行われています。そのうち、昭和55(1980)年の近世社寺建築調査内で二次調査(詳細調査)が行われた竹林寺は、本堂が昭和57(1982)年に国の重要文化財に指定されています。また、平成元(1989)年度～平成5(1993)年度に行われた中世城館遺跡総合調査で取り上げられた文化財では、平成10(1998)年に鏡山城跡が国の史跡に、令和6年に曾場^{そば}が城跡が市の史跡に指定されています。

令和7(2025)年3月現在、本市を含む県内全域で民俗芸能緊急調査が実施されています。

■表2-1 広島県による文化財の把握調査一覧

調査等			調査名	報告書名	発刊年
類型					
有形文化財	建造物	社寺建築	近世社寺建築緊急調査	広島県の近世社寺建築： 広島県文化財調査報告書 第13集	昭和57（1982）年
		近世民家建築	民家緊急調査	広島県の民家：広島県民家緊急調査報告書	昭和53（1978）年
		近代化遺産	近代化遺産（建造物等） 総合調査	広島県の近代化遺産： 広島県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書	平成10（1998）年
	美術工芸品	書跡・典籍	広島県史編さんに係る 資料調査	広島県史 通史編	—
		古文書			
		考古資料	発掘調査	各発掘調査報告書	—
		歴史資料	瀬戸内水軍資料調査	瀬戸内水軍：瀬戸内水軍資料調査報告書	昭和51（1976）年
			広島県史編さんに係る 資料調査	広島県史 通史編	—
民俗文化財	有形の民俗文化財		緊急民俗文化財分布調査	広島県民俗地図： 広島県緊急民俗文化財分布調査報告書	昭和58（1983）年
	無形の民俗文化財				
			民謡緊急調査	広島県の民謡：広島県民謡緊急調査報告書	昭和59（1984）年
			諸職関係民俗文化財調査	広島県の諸職： 広島県諸職関係民俗文化財調査報告書	平成6（1994）年
	民俗芸能緊急調査	—	—		
記念物	遺跡	分布調査	広島県遺跡地図Ⅱ・Ⅵ	平成6（1994）年 平成11（1999）年	
		瀬戸内水軍資料調査	瀬戸内水軍：瀬戸内水軍資料調査報告書	昭和51（1976）年	
		中世城館遺跡総合調査	広島県中世城館遺跡総合調査報告書 第二集・第三集	平成6（1994）年 平成7（1995）年	
その他の文化財			県内文化財等保存調査 （民話伝説編）	広島県の民話と伝説： 広島県文化財調査報告書 第8集	昭和45（1970）年



写真 2-1 史跡 西条酒蔵群 福美人酒造大黒蔵



写真 2-2 重要文化財 竹林寺本堂

(2) 東広島市による調査

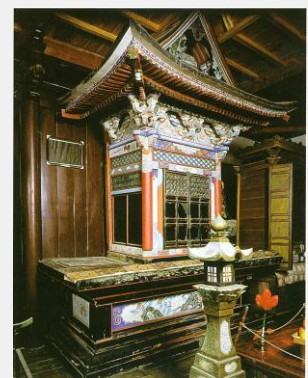
● 文化財基礎調査（把握調査）

本市では、市内に所在する文化財の把握及び基礎的な資料の収集のため、文化財基礎調査を行ってきました。文化財基礎調査は、調査対象分野の文化財の所在を調査する把握調査（一次調査）と、その成果をもとに対象を限定して行う詳細調査（二次調査）の二段階で行います。

昭和 62 (1987) 年から平成元 (1989) 年に社寺建築調査、平成 4 (1992) 年から平成 6 (1994) 年に民家調査（詳細調査）を行った後、平成 9 (1997) 年には各分野の専門家による文化財基礎調査会を結成し、市からの委託によって令和元 (2019) 年まで文化財の調査を実施しました。

このうち、社寺建築調査では小祠・小堂に至るまで網羅的な把握調査を実施し、その後、その一部について詳細調査を実施しました。その結果、室町時代の建築 4 棟のほか、旧市だけで江戸時代の社寺建築が 193 棟確認され、18 世紀代の建物に限っても 108 棟が現存することが明らかになりました¹。中世の建築物は、福成寺本堂内厨子及び須弥壇が平成 12 (2000) 年に国の重要文化財、観現寺厨子が平成 4 年に県の重要文化財、慶雲寺観音堂厨子が平成 9 年、國分寺仁王門が平成 11 (1999) 年に市の重要文化財に指定されています。また、近世の建築物では、國分寺護摩堂が平成 11 年、並瀧寺本堂が平成 29 (2017) 年、福成寺仁王門が令和 5 (2023) 年に市重要文化財に指定されています。

民家調査は詳細調査を広島大学に依頼し、対象を明治 10 (1877) 年以前の農家に限定して実施しました。年代の古いものでは 17 世紀後期の建築がありますが、明治期に大規模な改変を受けた建物が多く、保存状態のよい建物は 18 世紀末から 19 世紀に下ります。時代とともに建物の規模は大きくなり、19 世紀前期には表側の部屋が広くなるなど、

写真 2-3 重要文化財 福成寺
本堂内厨子及び須弥壇

¹ いずれも調査当時のもの

地域全体に経済的ゆとりがでてきたことなどが指摘されています。この中からは、純粋な農家ではありませんが、寛政9（1797）年建築の並瀧寺庫裏が、平成29（2017）年に市の重要文化財に指定されています。

酒蔵調査は近代化遺産調査の一環として行った調査です。本市の歴史文化の特徴の一つである酒造業に関する建造物について、平成13（2001）年度～14（2002）年度、平成16（2004）年度～17（2005）年度に詳細調査を実施しました。その成果は「東広島市の酒蔵」（平成25（2013）年刊行）としてまとめられ、それをもとに、平成28（2016）年・29年に合計72件の酒造に関する施設が国の登録有形文化財に登録されています。

石造物の調査は、平成10（1998）年度・11年度及び平成15（2003）年度～20（2008）年度に実施したものです。対象を信仰や宗教に関するものに絞り、近世以前の記年銘のあるものを中心に調査し、成果を「東広島市の石造物」（平成27（2015）年刊行）としてまとめています。確認された石造物は、宝篋印塔、五輪塔、板碑、石槽、磨崖碑、石鳥居、石造狛犬、石造狐、水盤、注連柱、石祠、石灯籠、石仏、石階、石碑、石門などがあります。この内、頭崎神社（高屋町）の石造の本殿が、平成28年に市の重要文化財に指定されています。



写真 2-4 市重要文化財 並瀧寺庫裏



写真 2-5 市重要文化財 頭崎神社本殿

● 遺跡の分布・試掘調査

本市では、昭和49（1974）年の市制施行以来、道路建設、宅地造成、大学の移転等、大小様々な開発が相次ぎます。

こうした開発により埋蔵文化財が無秩序に失われないよう、本市では開発事業者に対し、埋蔵文化財の有無の確認の事前協議を行うよう指導しています。近年では事業者から毎年1,000件を超える事前協議が行われています。この事前協議を受けて、協議箇所の現地で遺跡を確認する分布調査・試掘調査（基礎調査に相当）を行っており、昭和57（1982）年段階（広島県遺跡地図）で590件把握していた本市域の遺跡が、令和4（2022）年9月段階で1,750件を超えるまで増え、埋蔵文化財の保護とともに、把握においても一定の成果を上げています。



写真 2-6 試掘調査の様子

■表 2-2 東広島市の文化財基礎調査（把握調査）一覧

調査等 類型			調査名	報告書名	発刊年
有形文化財	建造物	社寺建築	社寺建築調査	黒瀬町の社寺建築	平成10（1998）年
				福成寺本堂内厨子および須弥壇調査報告書	平成12（2000）年
		近世民家建築	近世民家建築調査	東広島市の農家（民家建築）	平成26（2014）年
		近代和風建築	近代和風建築調査	東広島市近代建築調査報告書 1	令和 2（2020）年
		近代化遺産	近代化遺産調査	東広島市の酒蔵	平成25（2013）年
				西条の酒造施設群調査報告書	令和 5（2023）年
	美術工芸品	絵画	社寺什物調査	—	—
		彫刻		—	—
		工芸品		—	—
		書跡・典籍		—	—
			村史・町史・市史編さん資料調査	各町村史（誌）	表2-3 参照
		古文書	古文書調査	—	—
			村史・町史・市史編さん資料調査	各町村史（誌）	表2-3 参照
		考古資料	発掘調査	各発掘調査報告書	—
	歴史資料	石造物調査	東広島市の石造物	平成27年（2015）	
		村史・町史・市史編さん資料調査	各町村史（誌）	表2-3参照	
民俗文化財	有形の民俗文化財		民俗調査	—	—
	無形の民俗文化財			菰樽 東広島市の化粧菰樽製造業	平成21（2009）年
記念物	遺跡		分布調査・試掘調査	—	—
			近代化遺産調査	東広島市の酒蔵	平成25（2013）年
		西条の酒造施設群調査報告書		令和 5（2023）年	
	名勝地		滝調査	東広島市の滝	平成11（1999）年
	動物・植物・地質鉱物		生き物調査	東広島市の蝶	平成24（2012）年
				東広島市のトンボ	平成25（2013）年
				東広島市の蛾類	平成28（2016）年
				東広島市で見られた甲虫類	平成30（2018）年
			動物調査	東広島市豊栄町における 特別天然記念物オオサンショウウオ調査報告書	平成29（2017）年
				東広島市の野鳥	令和 5（2023）年
			水生生物（ため池）調査	東広島市のコウホネ属植物	平成19（2007）年
				東広島市の水草	平成23（2011）年
			巨樹調査	東広島市の巨樹 ～西条町・志和町・高屋町・八本松町～	平成18（2006）年
				東広島市の巨樹 ～豊栄町・福富町・河内町・黒瀬町・安芸津町～	平成23（2011）年
伝統的建造物群				東広島市西条伝統的建造物群 保存対策調査	西条酒蔵通り地区の町並み 東広島市西条伝統的建造物群保存対策調査報告書
その他の文化財			村史・町史・市史編さん資料調査	各町村史（誌）	表2-3 参照

● 町村史（誌）の編さん

昭和30年代～40年代を中心に、各村・各町の歴史をまとめた町村史（誌）が編さんされました。また、平成17（2005）年の旧市と旧町の合併に際して旧町の町史を編さんすることとし、「豊栄町史 通史編」「大河の流れ 河内町史」「福富町史 自然が語りかける県央のまち」「黒瀬町史 通史編」「安芸津町史」などが編さんされました。

一方、現在の本市全体の歴史をまとめた市史が編さんされていないことから、令和3（2021）年より東広島市史の編さんに着手しました。

■表 2-3 東広島市域の町村史（誌）一覧

書 名	発 行	発行年
西志和村誌	西志和村誌編纂委員会	昭和32（1957）年
高屋町志（中古編）	高屋町文化財保護委員会	昭和32（1957）年
川上村史	川上村史刊行会	昭和35（1960）年
原村史	原村史刊行会	昭和42（1967）年
豊栄町誌	豊栄町教育委員会	昭和43（1968）年
志和町史	志和町	昭和45（1970）年
西条町誌	西条町	昭和46（1971）年
ふるさとの足あと 町政18年の歩み	八本松町	昭和49（1974）年
黒瀬町史 環境・生活編	黒瀬町	平成15（2003）年
黒瀬町史 資料編	黒瀬町	平成16（2004）年
豊栄町史 近現代編	豊栄町教育委員会	平成16（2004）年
大河の流れ 河内町史	河内町	平成16（2004）年
福富町史 自然が語りかける県央のまち	東広島市	平成19（2007）年
豊栄町史 通史編	東広島市	平成20（2008）年
黒瀬町史 通史編	東広島市	平成20（2008）年
安芸津町史	東広島市	平成23（2011）年

(3) 研究機関・民間団体等による調査

研究機関が本市域で行った調査は、町並みに関するものが主です。

明治大学の神代雄一郎研究室は伝統的な町並みや集落を記録・図化するデザイナー・サーヴェイの一例として西条を調査し、その成果を昭和 50（1975）年の「日本のコミュニティ 安芸／西条」（『SD』鹿島出版会）に掲載しました。

後年には本市の委託による町並み調査が行われますが²、明治大学の調査は東広島で初めて町並みの調査が行われた事例であり、現在の町並み保存の取組みの契機となった重要な調査です。

2. 埋蔵文化財の発掘調査の概要

(1) 広島県等による発掘調査

広島県が本市域で行った発掘調査には、昭和 7（1932）年の安芸国分寺塔跡^{とうあと}の発掘調査があり、本市域での発掘調査の先駆けとも言えるものです。この調査の成果により、昭和 11（1936）年 9 月、国の史跡に指定されています（昭和 52（1977）年安芸国分寺跡に名称変更・指定地拡大、平成 14（2002）年追加指定）。

昭和 26（1951）年から 27（1952）年にかけて、広島県（広島県文化財専門委員会・広島大学）が行った三ツ城古墳^{みつじょう}の発掘調査は、第 2 次世界大戦後の広島県で初めて行われた古墳の学術的・計画的発掘調査の先駆けであり、現在も広島県の古墳時代を考える上で重要な位置を占めています。また、昭和 29（1954）年に「広島県文化財調査報告第 1 輯（人文編）三ツ城古墳」が刊行されますが、当時においてこうした考古学的調査報告書の刊行は画期的な出来事であり、その後の埋蔵文化財調査の模範となりました。

昭和 49（1974）年の市制施行以降は、国や県による開発事業や大規模事業に伴う発掘調査を、財団法人広島県埋蔵文化財調査センター（現：公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室）が行ってきました。このうち東広島ニュータウン遺跡群（高屋高美が丘）では弥生時代後期の大規模集落が発掘され、山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査では、4 世紀の初めの地域の有力者の墓と考えられる才ガ迫^{さいがさこ}第 1 号古墳（高屋町宮領^{みやりょう}）が発掘されるなど、重要な成果を上げています。

(2) 東広島市等による発掘調査

本市は昭和 49（1974）年の市制施行以来、急速な都市化によって広島県内で最も発掘調査（緊急調査）が盛んに行われる地域となりました。

平成 5（1993）年には増加する発掘調査に対応するため、財団法人東広島市教育文化振興事業団（現：公益財団法人）の中に文化財センターが設立され、発掘調査の実務が移管されました。

² 財団法人観光資源保護財団『東広島市の町並み 西条四日市と白市』（平成 4（1992）年）等

文化財センターが行った発掘調査のうち、西本6号遺跡については平成17（2005）年に一部が市の史跡に指定され、保存と公開が実現しました。

この文化財センターは平成25（2013）年に廃止され、東広島市教育委員会生涯学習部文化課に調査係及び出土文化財管理センターを新設し、現在は開発を行う土地に関する埋蔵文化財の有無の協議から、発掘調査までを一貫して行う体制をとっています。

近年では西条酒蔵通り地区の四日市遺跡で発掘調査が行われ、西国街道の側溝と考えられる石組みの水路や町家の跡が確認され、土師質土器、陶磁器、石製品、木製品のほか、金属製品、古銭、瓦など多種多様な遺物が発掘されました。また、西条本町歴史広場整備に伴う発掘調査では、賀茂鶴酒造一号蔵の近代の釜場の遺構が発見され、重要な遺構として保存されるとともに、令和6（2024）年には西条酒蔵群の一部として史跡に指定されました。

その他、保存整備を行うための発掘調査が三ツ城古墳と安芸国分寺跡で行われており、史跡の復元・公開につながっています。



写真 2-7 発掘調査の様子



写真 2-8 三ツ城第1号古墳の埋葬施設



写真 2-9 賀茂鶴酒造一号蔵
釜場遺構

(3) 研究機関・民間企業等による発掘調査

研究機関による発掘調査は広島大学が行ったものが主です。

昭和56（1981）年には大学の統合移転に伴い、広島大学統合移転地埋蔵文化財調査委員会が立ち上げられ、17年をかけて遺跡の分布・試掘調査や発掘調査が行われました。

この調査により、旧石器時代の石器や弥生時代の集石炉が発見された鴻の巣遺跡、旧石器時代や縄文時代の集落跡が発見された西ガガラ遺跡、弥生時代の竪穴式住居跡や鎌倉時代後期の堀立柱建物跡などが発見された鏡西谷遺跡など、36か所の遺跡が明らかになっています。

また、開発事業に伴う発掘調査が民間企業によって行われており、大成エンジニアリング株式会社が横田1号遺跡、株式会社島田組が西条土与丸二丁目1号遺跡、株式会社イビソク広島営業所が勝谷遺跡などを調査し、それぞれ発掘調査報告書が刊行されています。

3. 文化財の基礎調査（把握調査）の状況

本市の文化財基礎調査（把握調査）の実施状況（令和6（2024）年8月現在）は表2-4のとおりです。文化財基礎調査は本章2節のとおり、調査対象分野の文化財の所在を網羅的に調査する把握調査（一次調査）と、その成果をもとに対象を限定して行う詳細調査（二次調査）の二段階で行っています。

このうち建造物については、旧市域（西条町、八本松町、志和町、高屋町）の社寺建築と近世民家の分野において、把握調査と詳細調査を実施し、おおむね把握が完了しています。一方、旧町域（黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町）では、黒瀬町で社寺建築調査がおおむね完了しているのを除き、基礎調査が完了していません。また、市域全体で近代和風建築と近代化遺産の基礎調査が完了しておらず、近代洋館調査は未着手です。

美術工芸品のうち、絵画、彫刻、工芸品については旧市域の社寺什物^{じゅうぶつ}をおおむね把握していますが、旧町域についてはアンケート調査等による簡易的な調査に留まります。書跡・典籍、古文書、歴史資料については、旧市域での社寺什物調査や、市域全体での過去の村史・町史・県史編さん時の資料調査を実施しています。現在市史編さん事業において、さらなる資料調査を進めています。考古資料については、東広島市出土文化財管理センターを中心に出土品を所蔵・管理するとともに、各研究機関等の所蔵についても把握しています。

無形文化財の基礎調査は未着手です。

民俗文化財については、有形のものは広島県の緊急民俗文化財分布調査と市の化粧^{けしやう}菰樽^{こもだる}製造業に関する調査、無形の分野は広島県の民謡緊急調査、諸職関係民俗文化財調査が実施されています。また、旧市域については市による民俗調査を実施しています。一方で、市域全体での基礎調査は完了していません。

記念物のうち、遺跡については分布調査等（基礎調査に相当）により、おおむね把握が完了しています。名勝地については、旧市域で滝調査を実施したのを除いてアンケート調査等による簡易的な調査に留まります。動物・植物・地質鉱物については、特別天然記念物オオサンショウウオ、蝶、トンボ、蛾類、甲虫類、野鳥、巨樹の基礎調査が市域においておおむね完了しています。また、旧市域において水草の基礎調査がおおむね完了しています。それ以外の分野・地域については、調査を実施していません。

文化的景観はアンケート調査等により一部を把握しています。

伝統的建造物群については、西条町の西条酒蔵通り地区での東広島市西条伝統的建造物群保存対策調査、高屋町白市地区での財団法人観光資源保護財団（現：公益財団法人日本ナショナルトラスト）による調査などを実施していますが、市域全体ではアンケート調査等による簡易的な調査に留まります。

埋蔵文化財は分布調査等により、おおむね把握が完了しています。

文化財の保存技術の基礎調査は未着手です。

その他の文化財のうち、伝説、伝承、民話は、過去の村史・町史・県史編さん時の調査等を実施していますが、基礎調査は完了していません。また、方言、地名等の基礎調査は未実施です。

以上の状況を踏まえた基礎調査の課題と、それに対する方針・取組みについて、第5章で整理します。

■表 2-4 東広島市内の文化財の基礎調査（把握調査）の実施状況 ※令和7（2025）年3月現在

町 類型			西条町	八本松町	志和町	高屋町	黒瀬町	福富町	豊栄町	河内町	安芸津町
有形文化財	建造物	社寺建築	○	○	○	○	○	△	△	△	△
		近世民家建築	○	○	○	○	△	△	△	△	△
		近代和風建築	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		近代洋館建築	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		近代化遺産	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	美術工芸品	絵画	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		彫刻	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		工芸品	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		書跡・典籍	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		古文書	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		考古資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		歴史資料	△	△	△	△	△	△	△	△	△
無形文化財			×	×	×	×	×	×	×	×	
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
記念物	遺跡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	名勝地	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	動物・植物・地質鉱物	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
文化的景観			△	△	△	△	△	△	△	△	
伝統的建造物群			△	△	△	△	△	△	△	△	
埋蔵文化財			○	○	○	○	○	○	○	○	
文化財の保存技術			×	×	×	×	×	×	×	×	
その他の文化財			△	△	△	△	△	△	△	△	

○：調査・把握済み、△：着手または未了、×：調査未実施

4. 指定等文化財の概要と特徴

本市域では、本章1節の文化財の調査成果をもとに、国・県・市の歴史を語る上で欠かせないと学術的に評価された文化財が、それぞれ文化財保護法・広島県文化財保護条例・東広島市文化財保護条例に基づき、国・県・市の文化財として指定・登録され、保護の対象となっています。指定・登録文化財は地域の誇りや郷土愛の醸成に大きな役割を果たしており、地域の歴史文化を検証する上でも、継続的な調査と指定・登録が求められます。

令和6（2024）年8月1日現在、市内の指定・登録文化財は222件です。内訳は、国指定文化財が9件、県指定文化財が24件、市指定文化財が79件、国登録有形文化財が109件、国登録記念物が1件です。指定・登録文化財のほとんどを、有形文化財と記念物が占めています。

■表 2-5 東広島市内の指定等文化財数 ※令和6（2024）年8月1日現在

類型			国指定 ・選定	県指定等	市指定等	国登録	合計
有形文化財	建造物		3	1	14	109	127
	美術工芸品	絵画	0	1	5	0	6
		彫刻	0	5	8	0	13
		工芸品	0	3	7	0	10
		書跡・典籍	0	4	2	0	6
		古文書	0	0	1	0	1
		考古資料	1	1	5	0	7
		歴史資料	0	0	5	0	5
無形文化財			0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	0	0	0	0
	無形の民俗文化財		0	1	4	0	5
記念物	遺跡（史跡）		4	2	16	0	22
	名勝地（名勝）		0	0	0	1	1
	動物・植物・地質鉱物 （天然記念物）		1	6	12	0	19
文化的景観			0	—	0	—	0
伝統的建造物群			0	—	0	—	0
合計			9	24	79	110	222

※—は制度がないことを示す。

町別の状況は、平成 17 (2005) 年の旧市と旧町の合併以前の状況に大きく左右されています (表 2-6)。規模的に最大だった旧市が最も多いのは別として、町指定文化財が 1 件もなかった地域もあり、旧自治体の取組みの度合いによって質・量ともに大きな差がありました。合併後、平成 24 (2012) 年度まで町指定文化財の見直しを行ったこともあり、その状況は依然として解消されていません。

指定文化財の種別にも大きな偏りがあります。文化財の 6 類型のうち、無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群の指定・選定はなく、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択もあります。民俗文化財の中でも有形の民俗文化財の指定はなく、無形の民俗文化財の件数も少なく、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択はありません。無形の民俗文化財の中には、豊栄町で指定していた「吉原神祇」のように、後継者が途絶え、祭での子どもによる演技のみになっていて、元の形が継承されていないため指定解除したものもあり、指定を増やす以前に過疎化による伝統芸能の消滅が危惧されています。

その他、文化財の保存技術の選定はありません。

■表 2-6 東広島市内の指定等文化財数 (町別) ※令和 6 (2024) 年 8 月 1 日現在

	指定										登録		合 計
	有形文化財		無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群	有形文化財	記念物	
	建造物	美術工芸品		有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡 (史跡)	名勝地 (名勝)	動物・植物地質鉱物 (天然記念物)			建造物	名勝地 (名勝)	
西条町	8	13(1)	0	0	0	9	0	2	0	0	87	1	120(1)
八本松町	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3
志和町	3	7	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	14
高屋町	1	5(1)	0	0	0	4	0	0	0	0	5	0	15(1)
黒瀬町	0	7	0	0	0	2	0	1	0	0	8	0	18
福富町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
豊栄町	1	1	0	0	1	3	0	4	0	0	0	0	10
河内町	5	13	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	22
安芸津町	0	3	0	0	2	1	0	5	0	0	6	0	17
全 域	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
合 計	18	48	0	0	5	22	0	19	0	0	109	1	222

※ () 内は町をまたいだ指定の件数

次に、指定等文化財の概要を類型ごとに整理します。

(1) 有形文化財

有形文化財は建造物や絵画、彫刻、工芸品などを指し、いわゆる「文化財」と言ったとき最もイメージしやすいものと言えるでしょう。本市の中で最も指定件数が多い文化財です。

● 建造物

建造物は、国指定が3件、県指定が1件、市指定が14件、国登録が109件の計127件です。

指定物件は、重要文化財 竹林寺本堂や市重要文化財 新宮神社本殿^{しんぐう}など、社寺に係る建造物が16件を占めます。残る2件は町家の指定です（重要文化財 旧木原家住宅、市重要文化財 旧石井家住宅）。面積、数量の上で市内最大となる農村集落に関する建造物の指定はありません。

社寺建築は、市重要文化財 新宮神社本殿の二手先の組物を用いた華麗な社殿のように、時代と地域性が顕著に表れている建造物が指定されています。

登録物件は、本市を代表する伝統産業である酒造業に関するものが多数を占めます。それ以外の登録有形文化財（建造物）も、三永の石門や深山変電所^{みやま}など、近代化遺産に属するものが多数を占めます。



写真 2-10 市重要文化財 新宮神社本殿^{しんぐう}



写真 2-11 登録有形文化財 金光酒造貯蔵蔵^{かねみつ}

● 美術工芸品

美術工芸品は、国指定が1件、県指定が14件、市指定が33件の計48件で、指定件数が本市で最も多い類型です。内訳は絵画が6件、彫刻が13件、工芸品が10件、書跡・典籍^{てんせき}が6件、古文書が1件、考古資料が7件、歴史資料が5件です。

このうち、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍^{てんせき}については、仏画・縁起絵等の宗教画が4件、仏像が11件、鏡像・懸仏^{かけぼとけ}が5件39点、銅鐘^{どうしやう}が3件、経典^{きやうてん}が3件と、仏教関係の遺産が多数を占めます。特に工芸品のうち、平安時代後期の仏像の中には、県重要文化財 木造薬師如来坐像^{やくしにょらいざざう}（國分寺）のように地方色が色濃く見られるものもあり、地方での造像が行われ始めていることが推測できます。また、市重要文化財 線刻十一面観音鏡像^{せんごくじゅういちめんかんのんきやうざう}に代表される、県内でも数点しか確認されていない鏡像があることも特筆されます。

古文書については、市重要文化財 慶長^{けいちょう}の検地帳の1件で、近世初頭の農村の具体的な様子が

分かる貴重な資料です。

考古資料は、先史・古代の出土品が指定されています。このうち重要文化財 安芸国分寺跡土坑出土品や市重要文化財 西本6遺跡出土品など、古代の宗教制度の一端を伝える学術的に貴重な出土品が指定されている点が特筆されます。

歴史資料は、市重要文化財 祝詞山八幡神社棟札^{のりと}や小田八幡神社板碑^{おだ}など、中世の在地領主の様子を伝える資料や、広島県の酒造業の発展に多大な貢献をした三津の酒造家 三浦仙三郎^{みうらせんざぶろう}の資料（市重要文化財 三浦仙三郎酒造関係資料）が指定されています。



写真 2-12 市重要文化財 線刻十一面観音鏡像^{せんこくじゅういちめんかんのんきやうぞう}



写真 2-13 小田八幡神社板碑^{おだ}

(2) 無形文化財

無形文化財は演劇、音楽、工芸技術などの無形の文化的所産を指します。

本市の無形文化財の指定はなく、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択ありません。

(3) 民俗文化財

民俗文化財は国民、市民の生活の移り変わりを示す風俗習慣や生活物資、芸能や技術など広い範囲に及び、有形の民俗文化財と無形の民俗文化財に分けられます。民具・工具類や衣食住の実態を示す衣類・食器類、芸能で使用する衣装や仮面、楽器類など、物としての文化財を指すものが有形の民俗文化財であり、祭礼や習俗、歌謡・舞踊^{ぶよう}等の芸能、伝統的な産業に関わる技術など、形のないものが無形の民俗文化財にあたります。

● 有形の民俗文化財

本市の有形の民俗文化財の指定はありません。

● 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、県指定が1件、市指定が4件の計5件です。

内訳は、神楽2件、祭礼行事2件、民謡1件です。このうち、県無形民俗文化財 神楽^{ごぎょう}～五行祭^{さい}～と市重要無形民俗文化財 小田神楽^{おだ}は、備後神楽と呼ばれる語りを主とする神楽です。祭礼

行事の指定は市重要無形民俗文化財 ^{みつぎおん}三津祇園祭りと市重要無形民俗文化財 ^{のりとやま}祝詞山八幡神社大祭の神賑行列で、江戸時代から地域で受け継がれてきました。

神楽は市北部、祭礼行事は市南部と、地域的な偏りが見られます。

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択はありません。



写真 2-14 市重要無形民俗文化財
^{のりとやま}祝詞山八幡神社大祭の神賑行列



写真 2-15 市重要無形民俗文化財
^{みつぎおん}三津祇園祭り

(4) 記念物

記念物は、貝塚・古墳・都城跡・城跡・旧宅などの遺跡と、庭園・^{きょうりょう}橋梁・^{きょうこく}峡谷・海浜・山岳などの名勝地、動物・植物・地質鉱物から構成されます。

● 遺跡（史跡）

遺跡は国指定の4件、県指定が2件、市指定の16件の計22件です。

古墳時代から近代までを含んでおり、特に先史・古代・中世・近世～近代の国史跡がそれぞれ指定されているのが大きな特徴です。いずれも各時代を特徴づける、広島県を代表する遺跡であり、本市の歴史上特筆されるものです。種別では古墳と城跡で半数を超えますが、おおむね現況や伝承（市史跡 ^{しらとり}西条柿伝承地、白鳥神社）に基づき学術調査され、指定されたものが多く、開発に伴う発掘調査の結果を受けて保存され、史跡に指定されたものはわずかに1件（市史跡 西本6号遺跡）です。旧石器時代～弥生時代の遺跡については、調査例が多数ありますが、指定の実績はありません。

このうち、安芸津町木谷地区の市史跡 ^{ふたまで}二馬手塩田跡 ^ひ樋の輪は、地域での価値の発信や郷土史家による調査・研究、市への文化財指定の要望が行われ、専門家による学術的な調査・研究を経て市の史跡に指定されたものです。地域・専門家・行政が一体となって文化財指定が行われたものであり、今後もこうした地域活動が期待されます。



写真 2-16 市史跡 ^{しらとり}白鳥神社



写真 2-17 市史跡 ^{ふたまで}二馬手塩田跡 ^ひ樋の輪

● 名勝地（名勝）

名勝地は、国の登録が1件あります。

国の登録記念物（名勝地）である前垣氏庭園（じゅえん 寿延庭）は、昭和期を代表する名作庭家・重森三玲（しげもり みれい）の庭園です。



写真 2-18 登録記念物 前垣氏庭園（じゅえんてい 寿延庭）

● 動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

天然記念物は国指定（特別天然記念物）が1件、県指定が6件、市指定が12件の計19件です。動物が2件、地質に関するものが2件のほか、残りの15件は全て樹木に関するものです。

このうち、特別天然記念物オオサンショウウオについては、市内の河川で生息が確認されているだけでなく、北部の豊栄町域で繁殖活動が確認されている点が特筆されます。



写真 2-19 市天然記念物 苦ノ辻中生代魚類化石産出層



写真 2-20 市天然記念物 中黒瀬のセンダン

(5) 文化的景観

文化的景観は人々の生活や生業（なりわい）の中で形成された景観であり、地域ごとの風土によって形成された景観を指します。

本市の文化的景観の選定はありません。

(6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群は城下町、宿場町、門前町など、伝統的な集落・町並みを指します。

本市は令和3（2021）年に東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定しましたが、伝統的建造物群として地区決定したものはありません。

5. 未指定文化財の概要と特徴

未指定文化財は、未だに文化財指定されていないすべての文化財を指す名称です。決して文化財指定の価値がない文化財という意味ではなく、未だに価値の評価が定まっていない、あるいは価値が明らかになっていないことから、文化財保護法の規定によって保護されていない文化財といえます。一つ一つの文化財の価値を明らかにすることは重要ですが、それには非常に多くの労力と時間がかかります。一方で、その間に失われていく文化財は少なくありません。本計画が指定・未指定を問わず文化財の総合的な保存と活用を図ることを目的としているのは、潜在的な価値を持つ未指定の文化財を少しでも保存し活用することで、将来の評価をまち、実は歴史文化の理解に欠くことのできない文化財が、人知れず失われることを防ぐためです。

文化財を保存し活用するためには、その文化財の存在を知り、それが文化財であるという認識を持つことが必要です。どのようなものが文化財となるのかについては、文化財保護法第2条により規定された6類型、埋蔵文化財、文化財の保存技術、その他の文化財に網羅されます（P11 序章5節 表 序-3）。

本市では文化財について前節の基礎調査のほか、歴史文化基本構想の策定時（平成29（2017）年度）に市民及び住民自治協議会を対象としたアンケート調査を行い、市民が大切に思う歴史文化・文化財について調査を行いました。その他、地域でのワークショップの開催、地域の刊行物に掲載されている文化財の調査、学びのキャンパス推進事業における行動計画のアンケート調査などにより、令和6（2024）年8月1日現在で6,455件の未指定文化財を把握しています。

次に、類型ごとの未指定文化財の状況を概観します。

(1) 有形文化財

● 建造物

建造物は、1,253件を把握しています。

本市域には近世の社寺建築だけで100棟を超える建造物があり、これに近代の建造物を加えると1,000棟を優に超えます。社寺建築を構成するものは、神社の場合、本殿・拝殿・幣殿・神楽殿・^{しんせん}神饌殿・摂社・末社・隨身門など多くの社殿で構成されます。寺院建築の場合、本堂・庫裏

■表 2-7 東広島市内の未指定文化財数

※令和6（2024）年8月1日現在

類型		件数
有形文化財	建造物	1,253
	美術工芸品	
	絵画	89
	彫刻	649
	工芸品	524
	書跡・典籍	159
	古文書	25
	考古資料	102
	歴史資料	413
無形文化財		0
民俗文化財	有形の民俗文化財	33
	無形の民俗文化財	324
記念物	遺跡	1,772
	名勝地	64
	動物・植物・地質鉱物	431
文化的景観		9
伝統的建造物群		11
その他の文化財		597
合計		6,455

のほか、護摩堂や地藏堂・十王堂、経蔵・鐘楼・山門・仁王門など固有の役割を持つ多数の建造物で構成されます。

農家建築も本市の文化財を特徴づける建造物です。近世の農家建築は茅葺^{かやぶき}屋根を持ち、大規模なものから小規模なものまで多様でしたが、現存するものの多くは大型の農家建築です。近代から戦後にかけての農家建築は「居蔵造^{いぐらづくり}」と呼ばれる赤瓦・漆喰^{しっくい}壁の大規模な木造建築が数多く存在します。屋根をシャチホコで飾る居蔵造の建造物は本市の農村風景を特徴づけるものです。

● 美術工芸品

美術工芸品は、1,961 件を把握しています。内訳は絵画が 89 件、彫刻が 649 件、工芸品が 524 件、書跡・典籍^{てんせき}が 159 件、古文書が 25 件、考古資料が 102 件、歴史資料が 413 件です。

絵画は、仏画が大半を占めていますが、旧家に残る近世・近代絵画についても調査によって実態が明らかになりつつあります。

彫刻は、仏像・神像が大きな割合を占めています。近世の仏像・神像は、地方色が豊かであり歴史資料としても価値を有しています。

工芸品は陶磁器や漆工芸など多数存在しますが、後述する民俗文化財との境界があいまいです。地方色を示すものとして、素焼きの土器である原村焼や明治時代の一時期に製造された小谷焼などがよく知られています。いずれも日常雑器ですが、特に原村焼はほうろくや水甕など、生活に幅広く用いられました。

書跡・典籍^{てんせき}は、経典^{きょうてん}が代表的です。大般若経^{だいはんんにやきょう}は、未指定のものは 600 卷揃うものはありませんが、奥書から由来が知ることのできるものが多く、価値が高いものです。

古文書は、中世文書と近世・近代の文書に分けられます。中世文書は数が少なく、それだけで貴重な存在ですが、まとまって残っているものがなく、歴史的な価値が高いものは少数です。近世・近代文書は、膨大な数があることが予想されますが、現在存在が確認されているものはその一部に過ぎません。

考古資料は、発掘調査によって出土した資料を指します。本市では開発に伴う発掘調査が長年続けられており、考古資料は、その重要度に基づいて A～C ランクに分けられ、整理保管されています。

歴史資料は、本市を特徴づける酒造業に関する史料群や太平洋戦争の召集令状を含む戦時関係資料、災害などを記録した石碑など多様なものがあります。

(2) 無形文化財

現状では具体的な件数を把握していません。

(3) 民俗文化財

● 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は 33 件を把握しています。

酒造りの道具や各種農機具・漁具などの様々な道具に加え、近年は昭和期の家電製品なども有形の民俗文化財として収集を始めており、生活文化全般にわたる幅広い所産が含まれることが特徴です。

● 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は 921 件を把握しています。

市内では各地に盆踊りや吹囃子^{ふきはやし}、亥の子などの祭礼行事や、「荒神さん」や「イボ神様」などの多様な信仰が受け継がれています。

また、伝統技術には、化粧菰樽^{けしょうこもだる}の製作技術や鬼瓦、広島仏壇の製造技術などが挙げられます。そのほか茅葺^{かやぶき}の屋根葺き技術は、芸州流として広く西日本に知られており、現在も一部で引き継がれています。

(4) 記念物

● 遺跡

遺跡は 1,772 件を把握しています。本市域に広く分布する数多くの古墳や中世の城跡など、本市の歴史に関わる各時代の遺跡は、指定・未指定にかかわらず、本市の歴史の解明と密接に関連する重要な文化財です。

● 名勝地

名勝地は 64 件を把握しています。

寺院・旧家に残る庭園や古くから知られる奇岩、沿岸部の景勝地^{ふくじょうじ}などが挙げられます。福成寺庭園や吾妻子^{あづまこ}の瀧などは代表的なものです。

● 動物・植物・地質鉱物

動物・植物・地質鉱物は 431 件を把握しています。

本市は南部の瀬戸内海沿岸・島しょ部から標高 900m ほどの山地に至るまで多様な自然環境の中にあります。特に降水量の乏しい瀬戸内海気候から、数多くのため池が造られ、そこにはサイジョウコウホネなどの貴重な水生植物や水生昆虫、水鳥などの自生・生息地となっています。また、内陸部ではヤチシャジンやミコシギクなど貴重な植物の群落が見られます。

(5) 文化的景観

文化的景観は9件を把握しています。

本市を特徴づける酒造業によって形成された景観はよく知られていますが、広大な水田の中に赤瓦・白壁の壮大な^{いぐらづくり}居蔵造の農家が点在する^{さんきょ}散居集落の景観は、本市を代表する農業分野での文化的景観といえるでしょう。そのほかにも、山間部の棚田や三津湾のカキ養殖のための^{いかだ}筏が浮かぶ景観、安芸津町木谷のじゃがいも畑など、豊かな文化的景観が存在します。



写真 2-17 赤崎のじゃがいも畑

(6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群は11件を把握しています。

西条酒蔵通り地区や高屋町^{しらいち}白市、安芸津町三津、志和町志和堀、豊栄町乃美など^{ざいごうまち}在郷町や^{ざいまち}在町の系譜を引く伝統的な町家のある町並みのほか、茅葺民家から^{いぐらづくり}居蔵造りに移り変わる昭和30～40年代の景観をよく残す志和堀地区の景観、急な斜面に農家集落が展開する河内町宇山地区は、本市を代表する伝統的建造物群といえます。



写真 2-18 西条酒蔵通り地区の町並み



写真 2-19 赤瓦屋根の景観

(7) その他の文化財

本計画において伝説、伝承、民話、方言、地名等を、その他の文化財と定義しています。主に^{あやめの}菖蒲前^{まえ}伝説や長者伝説に代表される伝説、伝承、民話を597件把握しています。

方言は、かつては村ごとといえるほど多彩な方言があり、地方ごとに限定されたコミュニティの中で、コミュニティに属する話者によって伝えられてきています。また、小さな範囲を示す^{こあざ}小字やホノギなどの地名や、農家・商家などの家の名称である^{やごう}屋号は、地域の歴史を伝える貴重な文化財ですが、方言、地名等の具体的な件数は把握していません。

6. 各エリアの特徴と文化財

本市を構成する9つの町は、それぞれ歴史的な経緯を踏まえて形成された自立的な自治体でした（昭和49（1974）年合併の西条町、八本松町、志和町、高屋町、平成17（2005）年合併の黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町）。合併し市となった現在においても、町単位の枠組みは残されています。これらの地域的な枠組みは、歴史をたどると古代の賀茂郡や豊田（沙田）郡の「和名類聚抄」（平安時代の辞書）記載の郷にまで遡ることができます。また、江戸時代の賀茂郡は、各村々が一定のまとまりをもって組分けされており、古代の郷ともある程度対応しています。

本節では、こうした歴史的背景と地域的なまとまりを踏まえ、本市域を8つのエリアに分割し、各エリアの特徴と文化財について整理します。



図 2-13 東広島市の歴史文化における地域的なまとまり

(1) 西条・八本松エリア

古代は賀茂郷・木綿郷・大山郷があり、近世は西条庄として一体的に発展してきた地域です。西国街道（旧山陽道）や山陽本線の通る交通の要衝であり、豊かな生産力を背景とした4つの史跡を中心に様々な文化財が遺されています。

■表 2-8 西条・八本松エリアの主要な文化財

名称	区分	文化財の指定等
榎野家住宅	有形文化財 建造物	一部国登録
太田家住宅	有形文化財 建造物	一部国登録
岡田家住宅	有形文化財 建造物	一部国登録
賀茂泉酒造	有形文化財 建造物	一部国登録
賀茂鶴酒造	有形文化財 建造物	一部国登録
観現寺厨子	有形文化財 建造物	県指定
旧石井家住宅	有形文化財 建造物	市指定
教善寺本堂	有形文化財 建造物	
教善寺庫裏	有形文化財 建造物	
亀齢酒造	有形文化財 建造物	一部国登録
呉市水道局三永水源地堰堤	有形文化財 建造物	国登録
國分寺護摩堂	有形文化財 建造物	市指定
國分寺仁王門	有形文化財 建造物	市指定
小島屋土蔵	有形文化財 建造物	国登録
西条鶴醸造	有形文化財 建造物	一部国登録
山陽鶴酒造	有形文化財 建造物	一部国登録
新宮神社本殿	有形文化財 建造物	市指定
中の埤隧道	有形文化財 建造物	国登録
白牡丹酒造	有形文化財 建造物	一部国登録
福成寺本堂内厨子及び須弥壇	有形文化財 建造物	国指定
福成寺仁王門	有形文化財 建造物	市指定
福美人酒造	有形文化財 建造物	一部国登録
御建神社鳥居	有形文化財 建造物	
御建神社本殿	有形文化財 建造物	
三永の石門	有形文化財 建造物	国登録
妙福寺本堂	有形文化財 建造物	
新宮神社随神像	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	
八本松八十八石仏	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	
木造薬師如来坐像（國分寺）	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	県指定
木造薬師如来坐像（長福寺）	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	県指定
木彫十二神将立像（長福寺）	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	市指定
薬師如来坐像（國分寺）	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	市指定
銅鐘（慶徳寺）	有形文化財 美術工芸品（工芸品）	市指定

こんどうからくきもんいたれん げもんかな ぐ おきかいたいばこ ふくじょう じ 金銅唐草文板蓮華文金具置戒体箱(福成寺)	有形文化財	美術工芸品(工芸品)	県指定
こんどうりんぼうかつ まもんおきせつそうばこ ふくじょう じ 金銅輪宝羯磨文置説相箱(福成寺)	有形文化財	美術工芸品(工芸品)	県指定
ふくじょう じ 銅鍾(福成寺)	有形文化財	美術工芸品(工芸品)	県指定
ふくじょう じ 福成寺文書	有形文化財	美術工芸品(書跡・典籍)	県指定
赤瓦製祠	有形文化財	美術工芸品(考古資料)	市指定
こもだる 化粧菰樽の道具	民俗文化財	有形の民俗文化財	
酒造りの道具	民俗文化財	有形の民俗文化財	
タバコ乾燥庫	民俗文化財	有形の民俗文化財	
い 亥の子	民俗文化財	無形の民俗文化財	
酒造り唄	民俗文化財	無形の民俗文化財	
トンド	民俗文化財	無形の民俗文化財	
盆踊り	民俗文化財	無形の民俗文化財	
安芸国分寺跡	記念物	遺跡	国指定
鏡山城跡	記念物	遺跡	国指定
古代山陽道	記念物	遺跡	
西条柿伝承地	記念物	遺跡	市指定
さいじょうさかぐらぐん 西条酒蔵群	記念物	遺跡	国指定
そ ば 曾場が城跡	記念物	遺跡	市指定
つちやま 槌山城跡	記念物	遺跡	市指定
野坂完山の墓	記念物	遺跡	県指定
しゅんじゃく 藤原春 鵠の碑	記念物	遺跡	市指定
ほうきょういんとう 宝篋印塔(観現寺)	記念物	遺跡	市指定
み つ じょう 三ツ城古墳	記念物	遺跡	国指定
あ づま こ 吾妻子の滝	記念物	名勝地	
武士の滝	記念物	名勝地	
じゅえんでい 前垣氏庭園(寿延庭)	記念物	名勝地	国登録
アキサンショウウオ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
オオサンショウウオ	記念物	動物・植物・地質鉱物	国指定 (特別天然記念物)
小倉神社のケヤキ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
西条層の露頭	記念物	動物・植物・地質鉱物	
ふくじょう じ 福成寺の巨樹群	記念物	動物・植物・地質鉱物	県指定
三永のサルスベリ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
い ぐらづくり さんきょ 赤瓦・居蔵造の散居集落の景観	文化的景観		
西条酒蔵群と旧宿場町の景観	文化的景観		
赤瓦・居蔵造の散居集落	伝統的建造物群		
西条酒蔵通りの町並み	伝統的建造物群		

(2) 志和エリア

古代は志芳郷^{しわごう}があり、中世は志芳庄^{しわのしょう}、近世は志和庄、現代は志和町として歴史的に一体的な地域です。中世には、安芸国の有力な国人（国衆）^{こくじん}・天野氏の拠点^{くにしゅう}が置かれた地域であり、天野氏に関連する文化財や、幕末の広島藩の軍事施設に関する文化財などが多く遺^{のこ}されています。

■表 2-9 志和エリアの主要な文化財

名称		区分	文化財の指定等
大宮神社宮蔵 ^{みやぐら}	有形文化財	建造物	市指定
西方寺本堂 ^{さいほうじ}	有形文化財	建造物	
時報塔 ^{なみたき}	有形文化財	建造物	国登録
並瀧寺本堂 ^{なみたき}	有形文化財	建造物	市指定
並瀧寺庫裏 ^{なみたき くり}	有形文化財	建造物	市指定
唐絵涅槃像（並瀧寺） ^{から え ねはんぞう なみたき}	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
報恩寺釈迦如来坐像 ^{ほうおん じ しゃかにらいざ ぞう}	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	
木造獅子狛犬（二宮神社） ^{こまいぬ}	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
木彫延命地藏菩薩半跏像（並瀧寺） ^{もくちょうえんめい じ ぞう ぼ かつはん か ぞう なみたき}	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
懸仏（大宮神社） ^{かけほとけ}	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
銅鐘（市中神社） ^{どうしやう いちなか}	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
五部大乘経（大宮神社） ^{ご ぶ だいじょうきやう}	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	市指定
紙本墨書大般若経（大宮神社） ^{し ほんぼくしやだいはんにやきやう}	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	県指定
亥の子 ^い	民俗文化財	無形の民俗文化財	
新宮踊り ^{しんぐう}	民俗文化財	無形の民俗文化財	
月見踊り	民俗文化財	無形の民俗文化財	
トンド	民俗文化財	無形の民俗文化財	
宮踊り ^{みや}	民俗文化財	無形の民俗文化財	
石井城跡 ^{いし}	記念物	遺跡	
生城山城跡 ^{おう ぎ やま}	記念物	遺跡	市指定
海軍山聴測照射所跡 ^{ちやうそくしやうしゃじやあと}	記念物	遺跡	
旧神機隊駐屯地	記念物	遺跡	
金明山城跡 ^{きんめいざん}	記念物	遺跡	
米山城跡 ^{こめやま}	記念物	遺跡	
すくも塚	記念物	遺跡	
長者山城跡 ^{ちやうじゃさんじやうあと}	記念物	遺跡	
八条原城跡	記念物	遺跡	
長者ヶ滝	記念物	名勝地	
中原神社のケヤキ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
二宮神社のクスノキ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
堀・内地区の棚田と散居集落の景観 ^{ほり うち さんきょ}	文化的景観		
茅葺屋根・赤瓦・居蔵造の散居集落 ^{かやぶき い ぐらづくり}	伝統的建造物群		
堀市の町並み ^{ほりいち}	伝統的建造物群		

(3) 高屋・入野エリア

古代は高屋郷・造果郷・入農郷がありました。中世は安芸国の最有力の国人（国衆）・平賀氏の領域であり、近世は高屋庄として一体的なエリアでした。

こうした歴史的背景により、平賀氏に関連する文化財が多く遺されています。

■表 2-10 高屋・入野エリアの主要な文化財

名称		区分	文化財の指定等
伊原家住宅	有形文化財	建造物	一部国登録
おおとう 大藤家住宅主屋	有形文化財	建造物	一部国登録
かしらぎ 頭崎神社本殿	有形文化財	建造物	市指定
旧木原家住宅	有形文化財	建造物	国指定
さいほんじ 西品寺本堂	有形文化財	建造物	
住吉神社本殿	有形文化財	建造物	
竹林寺石造物	有形文化財	建造物	市指定
竹林寺仏堂	有形文化財	建造物	市指定
竹林寺本堂	有形文化財	建造物	国指定
つちのみや 土宮神社本殿	有形文化財	建造物	
福岡八幡神社本殿	有形文化財	建造物	
ほてはま 保手濱家住宅主屋	有形文化財	建造物	国登録
養国寺本堂	有形文化財	建造物	
しほんちやくしよく 紙本著色 竹林寺縁起絵巻	有形文化財	美術工芸品（絵画）	県指定
ふすま え 竹林寺龍虎の間襖絵	有形文化財	美術工芸品（絵画）	市指定
そまき せきぞうじ ぞう ぼ さつりゅうぞう 杣木の石造地藏菩薩立像	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
そうぎょうけんかんけい い ひん 僧行賢関係遺品	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	県指定
竹林寺仁王門の金剛力士像	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
はちおうじ かのん ぼ さつりゅうぞう 八王子観音菩薩立像	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
じ ぞう ぼ さつはん か ぞう 木造地藏菩薩半跏像（竹林寺）	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	県指定
せんこくじゅういちめん かん のんきょう ぞう 線刻十一面観音鏡像	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
しらとり 白鳥古墳出土品	有形文化財	美術工芸品（考古資料）	県指定
西本6号遺跡出土品	有形文化財	美術工芸品（考古資料）	市指定
こ だに やきかまあと 小谷焼窯跡	記念物	遺跡	市指定
ご ま 胡麻古墳群	記念物	遺跡	
しらとり 白鳥神社	記念物	遺跡	市指定
しんがい 新開城跡	記念物	遺跡	
せん にんづか 仙人塚古墳	記念物	遺跡	市指定
たかのす 鷹巣城跡	記念物	遺跡	
滝山城跡	記念物	遺跡	
西本6号遺跡	記念物	遺跡	市指定
平賀氏の遺跡	記念物	遺跡	県指定
にゅうじ 入寺の滝	記念物	名勝地	

西条層の露頭 つるかめやま しやそう 鶴亀山の社叢	記念物	動物・植物・地質鉱物	
	記念物	動物・植物・地質鉱物	県指定
白市の茶畑の景観	文化的景観		
高屋堀の迫田景観 さこだ	文化的景観		
入野川の蟹カゴ漁 にゅうの かに	文化的景観		
迫田と赤瓦・居蔵造の民家群 さこだ いぐらづくり	伝統的建造物群		
白市の町並み	伝統的建造物群		

(4) 黒瀬エリア

古代は訓養郷があり、中世は東条郷、近世は黒瀬郷、現代は黒瀬町として歴史的に一体的なエリアです。神仏習合に関する文化財が多く遺されています。また、近年では特別天然記念物のコウノトリが飛来しています。

■表 2-11 黒瀬エリアの主要な文化財

名称	区分		文化財の指定等
かねみつ 金光酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
ずし 慶雲寺観音堂厨子	有形文化財	建造物	市指定
ご 五神社本殿	有形文化財	建造物	
ひのうえ 樋之上八幡神社本殿	有形文化財	建造物	
うちばたぎょうえんふすま え 内島 暁園 襖絵	有形文化財	美術工芸品（絵画）	市指定
おおた だ かけぼとけ 大多田八幡神社の懸仏	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
ひのうえ かけぼとけ 樋之上八幡神社の懸仏	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
かけぼとけ 門前神社の懸仏	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
みしま ほうのうはいがく 三島神社奉納俳額	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	市指定
ひのうえ むなふだ 樋之上八幡神社の棟札・絵馬	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	市指定
トンド	民俗文化財	無形の民俗文化財	
ほうおんこう 報恩講の行事	民俗文化財	無形の民俗文化財	
いわまくやま 岩幕山古墳	記念物	遺跡	市指定
岩山城跡	記念物	遺跡	
えびね 恵比禰城跡	記念物	遺跡	
旧佐々木屋敷跡	記念物	遺跡	
ふたつ やま 二ツ山城跡	記念物	遺跡	
やすだ 保田古墳群	記念物	遺跡	市指定
こだ やま 小田山	記念物	名勝地	
コウノトリ	記念物	動物・植物・地質鉱物	国指定（特別天然記念物）
中黒瀬のセンダン	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
いぐらづくり さんきょ 赤瓦・居蔵造の散居集落の景観	文化的景観		
いぐらづくり さんきょ 赤瓦・居蔵造の散居集落	伝統的建造物群		

(5) 福富エリア

古代は訓芳郷^{くばごう}があり、現代は福富町として一体的なエリアです。豊かな自然のもと、広島県天然記念物のシャクナゲ群落や、赤瓦屋根の田園景観などが遺っています。

■表 2-12 福富エリアの主要な文化財

名称	区分	文化財の指定等
久芳八幡神社本殿	有形文化財	建造物
しょうかくじ 正覚寺本堂	有形文化財	建造物
もりまさ 森政神社拜殿	有形文化財	建造物
みょうげんじ 明眼寺本堂	有形文化財	建造物 国登録
つつじ(てきしよく) 躑躅の太鼓	有形文化財	美術工芸品(工芸品)
さるたひこ 猿田彦	民俗文化財	無形の民俗文化財
獅子舞	民俗文化財	無形の民俗文化財
ふきはやし 吹囃子	民俗文化財	無形の民俗文化財
みこまい 巫女舞	民俗文化財	無形の民俗文化財
あらい 阿良井城跡	記念物	遺跡
かいのだお 貝峠古墳	記念物	遺跡
小松古墳群	記念物	遺跡
ししど 宍戸城跡	記念物	遺跡
高塚城跡	記念物	遺跡
とばな 戸鼻遺跡	記念物	遺跡
長尾城跡	記念物	遺跡
堀城跡(久芳)	記念物	遺跡
堀城跡(戸野)	記念物	遺跡
わにぶち 鰐淵の滝	記念物	名勝地
しゃそう 久芳八幡神社の社叢	記念物	動物・植物・地質鉱物
たかのすやま 鷹巣山のブナ林	記念物	動物・植物・地質鉱物
たけに 竹仁のシャクナゲ群落	記念物	動物・植物・地質鉱物 県指定
ミコシギク	記念物	動物・植物・地質鉱物
ヤチシャジン	記念物	動物・植物・地質鉱物
赤瓦の農家と田園の景観	文化的景観	
いぐらづくり さんきょ 赤瓦・居蔵造の散居集落	伝統的建造物群	

(6) 豊栄エリア

古代は能美郷^{の み ごう}、安宿郷^{あすかごう}、備後国世羅郡^{びんごのくに}などが混在していますが、現代は豊栄町として一体的なエリアです。特別天然記念物オオサンショウウオの繁殖地が確認されているほか、広島県無形民俗文化財の神楽^{ごぎょうさい}～五行祭^{ごぎょうさい}～、小早川氏の一族である乃美氏^{の み}に関する遺跡^{のこ}などが遺されています。

■表 2-13 豊栄エリアの主要な文化財

名称		区分	文化財の指定等
本宮八幡神社社殿	有形文化財	建造物	市指定
瀬賀八幡神社本殿	有形文化財	建造物	
紙本墨書大般若経（本宮八幡神社）	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	県指定
神楽～五行祭～	民俗文化財	無形の民俗文化財	県指定
獅子舞	民俗文化財	無形の民俗文化財	
吹囃子	民俗文化財	無形の民俗文化財	
巫女舞	民俗文化財	無形の民俗文化財	
吉原神祇	民俗文化財	無形の民俗文化財	
宇都山城跡	記念物	遺跡	一部市指定
大平山古墳	記念物	遺跡	
山王古墳群	記念物	遺跡	
杉城跡	記念物	遺跡	
砂走山城跡	記念物	遺跡	
瀬賀山城跡	記念物	遺跡	
天神原遺跡	記念物	遺跡	
茶臼山城跡	記念物	遺跡	
塔ノ岡古墳	記念物	遺跡	市指定
宮ヶ迫古墳	記念物	遺跡	市指定
六日市古墳群	記念物	遺跡	
門田山城跡	記念物	遺跡	
吉末城跡	記念物	遺跡	
アキサンシヨウウオ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
オオサンシヨウウオ	記念物	動物・植物・地質鉱物	国指定（特別天然記念物）
畝山神社の巨樹群	記念物	動物・植物・地質鉱物	県指定
エヒメアヤメ	記念物	動物・植物・地質鉱物	
苦の辻中生代魚類化石産出層	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
本宮八幡神社の社叢	記念物	動物・植物・地質鉱物	県指定
蓮教寺のアスナロ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
赤瓦の農家と田園の景観	文化的景観		
赤瓦・居蔵造の散居集落	伝統的建造物群		

(7) 河内エリア

古代は登能郷であり、中世は沼田新荘であり、沼田川流域の一体的なエリアです。小田神楽や宇山民謡などの貴重な無形の民俗文化財や、中世の在地領主・小田氏に関する文化財などが遺されています。

■表 2-14 河内エリアの主要な文化財

名称	区分	文化財の指定等
真光寺宝篋印塔 ほうきょういんとう	有形文化財 建造物	市指定
深山変電所本館 みやま	有形文化財 建造物	国登録
安広八幡神社神輿 やすひろ みこし	有形文化財 建造物	
木造薬師如来坐像及び木造十二神将像 (廃東光寺) やくしにょらいざざう じゅうにしんしょうざう	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	市指定
小田八幡神社板碑 おだ いたび	有形文化財 美術工芸品（歴史資料）	市指定
廃専光寺文明板碑 はいせんこうじ ぶんめいたび	有形文化財 美術工芸品（歴史資料）	
宇山民謡	民俗文化財 無形の民俗文化財	市指定
小田神楽 おだ	民俗文化財 無形の民俗文化財	市指定
沼田川の川漁 ぬた	民俗文化財 無形の民俗文化財	
大道遺跡 おおどう	記念物 遺跡	
小田城跡 おだ	記念物 遺跡	
下鷹城跡 しもたか	記念物 遺跡	
障子ヶ嶽城跡 しょうじがたけ	記念物 遺跡	
田屋城跡 たや	記念物 遺跡	
茶臼山城跡 ちやうすやま	記念物 遺跡	
常友城跡 つねとも	記念物 遺跡	
虎御前の墓 とらごぜ	記念物 遺跡	
二反田古墳 にたんた	記念物 遺跡	
山居遺跡 さんきょ	記念物 遺跡	
深山峡 みやま	記念物 名勝地	
宇山の農村景観	文化的景観	
中河内の町並み なかごうち	伝統的建造物群	

(8) 安芸津エリア

古代は香津郷かうのつごうがあったと推測されています。中世は三津三浦みつみうら、近世は浦辺筋うらべすじ、現代は安芸津町として一体的なエリアです。本市で唯一海に接する地域であり、海との関わりが深い文化財のほか、近代に盛んになった酒造りに関する文化財が主に遺されています。

■表 2-15 安芸津エリアの主要な文化財

名称	区分	文化財の指定等
今田酒造本店	有形文化財 建造物	
小松原説教場	有形文化財 建造物	
榊山八幡神社社殿 さかきやま	有形文化財 建造物	一部国登録
柄家住宅 つか	有形文化財 建造物	
柄酒造 つか	有形文化財 建造物	
日高八幡神社本殿	有形文化財 建造物	

日高八幡神社の狛犬 木造釈迦如来坐像（立花区） 榊山八幡神社能面 浄福寺大般若経 祝詞山八幡神社棟札 三浦仙三郎酒造関係資料	有形文化財 有形文化財 有形文化財 有形文化財 有形文化財 有形文化財	美術工芸品（彫刻） 美術工芸品（彫刻） 美術工芸品（工芸品） 美術工芸品（書跡・典籍） 美術工芸品（歴史資料） 美術工芸品（歴史資料）	 県指定 市指定 市指定
大田首なし地蔵 拝み岩 トンカラリン	民俗文化財 民俗文化財 民俗文化財	有形の民俗文化財 有形の民俗文化財 有形の民俗文化財	
イカカゴ漁 小松原説教場の宗教行事 重松神社の大名行列 白魚漁 タコ壺漁 祝詞山八幡神社大祭の神賑行列 三津祇園祭り	民俗文化財 民俗文化財 民俗文化財 民俗文化財 民俗文化財 民俗文化財 民俗文化財	無形の民俗文化財 無形の民俗文化財 無形の民俗文化財 無形の民俗文化財 無形の民俗文化財 無形の民俗文化財 無形の民俗文化財	 市指定 市指定
重信城跡 二馬手塩田跡 樋の輪 松尾城跡	記念物 記念物 記念物	遺跡 遺跡 遺跡	 市指定
大芝の褶曲した地層 三大妙見神社の社叢 ちしゃのき 祝詞山八幡神社のコバンモチ群落 ホボロ島 蓮光寺の大イチョウ	記念物 記念物 記念物 記念物 記念物 記念物	動物・植物・地質鉱物 動物・植物・地質鉱物 動物・植物・地質鉱物 動物・植物・地質鉱物 動物・植物・地質鉱物 動物・植物・地質鉱物	市指定 市指定 市指定 県指定 市指定
赤崎のジャガイモ畑の景観 三津湾のカキ筏が浮かぶ景観	文化的景観 文化的景観		
三津の町並み	伝統的建造物群		

第3章 東広島市の歴史文化の特性

第3章 東広島市の歴史文化の特性

1. 東広島市の歴史文化の特性

これまでの歴史文化・文化財の調査・研究の成果をもとに、本市の歴史文化の特性を次のとおり整理します。

(1) 広島県最大の洪積台地・瀬戸内海気候と多様な自然環境

本市域は、瀬戸内海沿岸・島しょ部から標高 900m ほどの山地に至るまで、多様な自然環境のもとにあります。市北部には、瀬戸内海側、日本海側に流れ出る河川の源流部があります。中心部は標高 200m ほどの台地上に位置し、盆地であることから一日の寒暖差が大きいのが特徴です。

こうした自然環境の中で、清流では生きた化石と呼ばれる特別天然記念物 オオサンショウウオが生息し、海岸部では三津湾で造礁サンゴが生息しています。また、少ない降水量のなかで水田耕作を行うために造られた 2,000 を超えるため池は、江戸時代から記録に残る多様な水鳥や、固有種の水草を育てており、現在の豊かな生態系を形成しています。

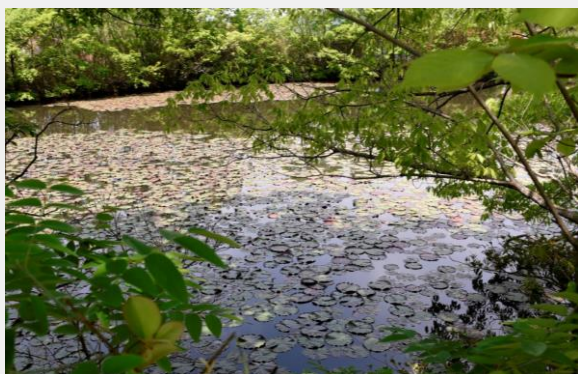


写真 3-1 市内のため池

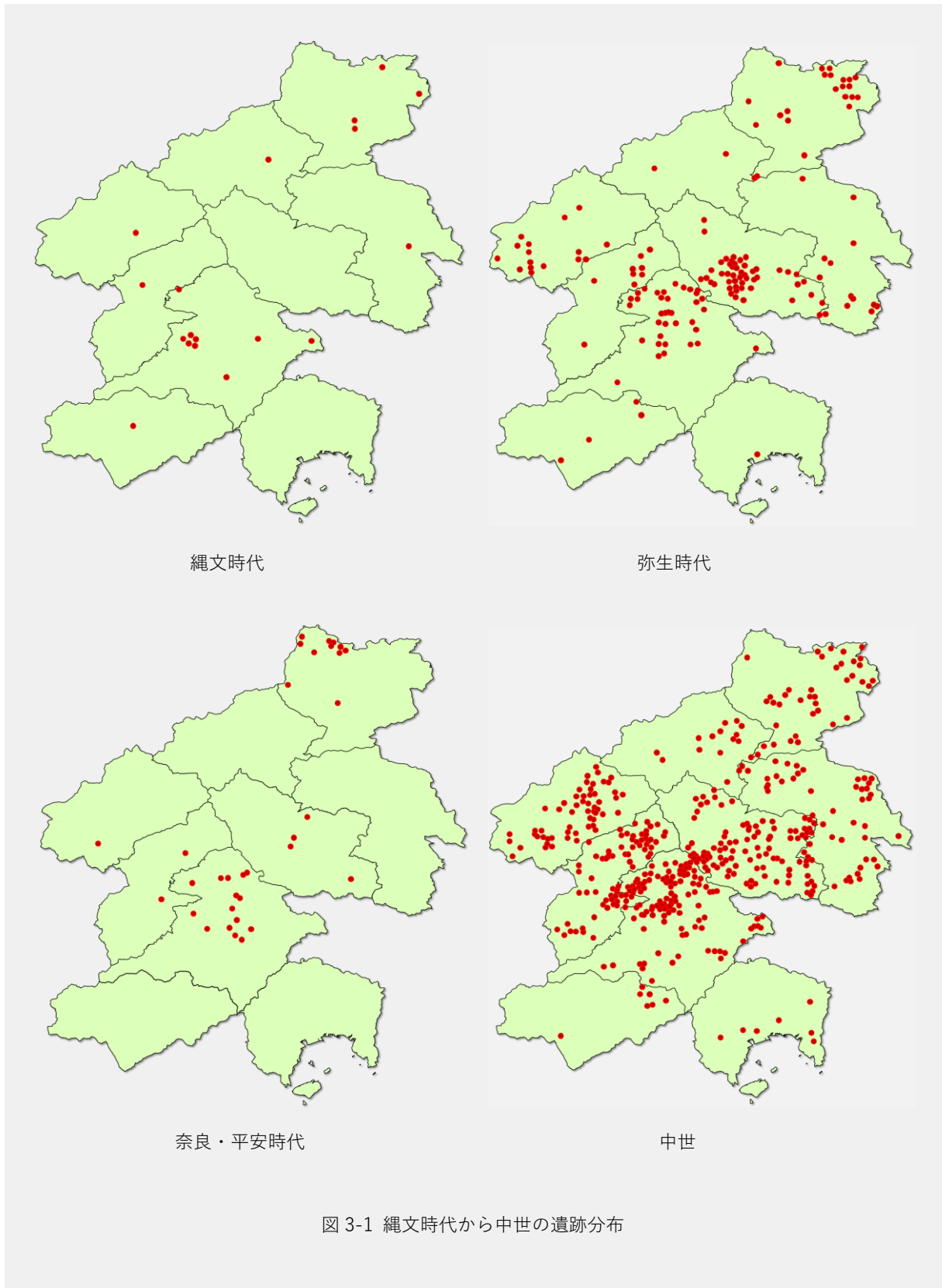


写真 3-2 特別天然記念物 オオサンショウウオ

(2) 穀倉地帯の形成と発展

考古学的に見ると、弥生時代中期以降、低い^{きゅうりょう}丘陵の上を中心に集落の遺跡が爆発的に増加しており、水田・稲作の普及とともに盆地内の人口が飛躍的に増えたことが分かります（図 3-1）。遺跡数が前後の時代よりも大幅に増えた時代は、弥生時代中期～後期以外に、12 世紀の平安時代末期、15～16 世紀の室町・戦国期、18～19 世紀の江戸時代後期などいくつか見られます。

これは農業を行う耕地の面積が拡大したこと、農業技術が改良されて生産性が向上したことにより、人口が増加したことによるものと考えられます。また、地域が経済的に豊かになったことも意味し、江戸時代以来、この地域は^{あきのくに}安芸国最大の穀倉地帯となりました。



(3) 政治・文化の拠点と陸上交通の要衝^{ようしょう}

本市には各時代を代表する大規模な遺跡が存在し、それぞれの遺跡が営まれた時代に政治や文化の拠点となっていました。

古墳時代には広島県最大級の前方後円墳である三ツ城古墳^{みつじょう}が築造され、安芸地方（主に広島県西部）の大豪族がこの地域を拠点としていたと考えられます。

奈良時代には聖武天皇の国分寺建立^{こんりゅう みことのり}の詔により安芸国分寺が建立され、当時の安芸国^{あきのくに}の宗教的な拠点となりました。また、広島県の代表的な密教系の山岳寺院もこの時代に開かれたと伝わり、現代まで法灯をつないでいます。

南北朝時代から戦国時代は、西国一の守護大名・大内氏が本市域の大部分を領土とし、鏡山城を軍事的・政治的な拠点、地域の大寺院である福成寺^{ふくじょう じ}（西条町下三永^{しもみなが}）を宗教的・精神的な拠点としました。

こうした背景には、この地域の生産量が大きく、山陽道を中心とした陸上交通の要衝^{ようしょう}であったことがあります。



写真 3-3 史跡 三ツ城古墳^{みつじょう}

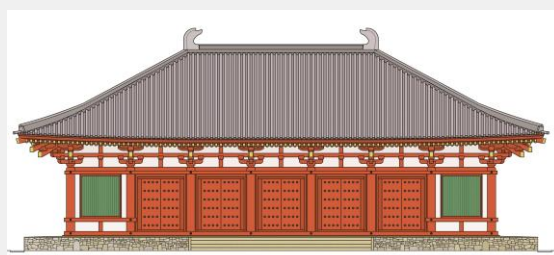


図 3-2 安芸国分寺金堂想像図^{こんどう}

(4) 豊かな生産力による農村の発展と文化

江戸時代、本市域には広島藩最大の穀倉地帯があり、その生産力を背景に神社仏閣の造営や住宅の高級化が促進されました。さらに、明治時代以降、赤瓦を屋根に用いた「居蔵造^{いぐらづくり}」と呼ばれる白壁の大規模な民家が普及します。破風^{はふ}を連ね、しゃちほこ等の飾り瓦をあげる豪壮なたたずまいは、この地域の大きな特徴です。

また、浄土真宗の信者である「安芸門徒」の文化や、五行祭^{ごぎょうさい}と呼ばれる祭文^{さいもん}の語りを中心とした神楽、トンド（神明さん^{しんめい}）、亥の子^いなどの文化も育まれ、現代に受け継がれています



写真 3-4 居蔵造^{いぐらづくり}の民家

(5) 穀倉地帯と海のつながり

西条盆地の穀倉地帯は、瀬戸内海への最短ルートである安芸津地域を外港とし、穀物などの生産物は外の世界とつながりました。安芸津町三津は古くからの港であり、江戸時代には広島藩の御米蔵（御蔵所）が置かれ、賀茂郡の大部分及び一部の豊田郡の年貢米がこの地に運び込まれ、大坂（大阪）の蔵屋敷に運ばれました。

また、安芸津地域では廻船業も盛んで、廻船業者は北前船や藩米の輸送で財を成しました。

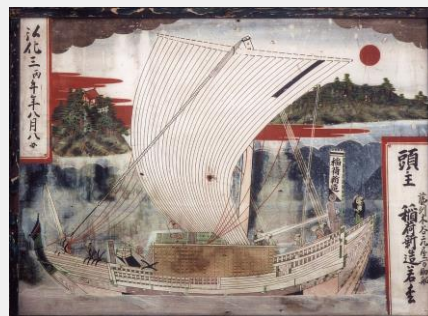


写真 3-5 稲荷新造船絵馬
※みくに龍翔館(福井県坂井市)所蔵



写真 3-6 瀬戸内海の多島美

(6) 三浦仙三郎の功績と銘醸地の誕生

御米蔵（御蔵所）に集まる豊富な米により、三津では酒造業が発達しました。明治時代には三津の酒造家・三浦仙三郎が、当時酒づくりに適していないとされた軟水でも質の高い酒を造れるよう、低温長期発酵という吟醸造りの基礎を確立し、杜氏を育成しました。

この技術は、江戸時代から酒造りを行っていた西条にも伝わり、酒質の向上に貢献しました。明治 27（1894）年には山陽鉄道が開通して大量輸送が可能となり、酒蔵はさらに大規模化しました。さらに、佐竹利市が機械による高白精米を発明し、酒質の向上と大量生産を支え、銘醸地の誕生につながりました。



2. 東広島市の歴史文化の特性の大テーマ

前節のとおり本市の自然環境・歴史文化を俯瞰すると、人々が長い時間をかけて形成した本市の歴史文化には“安芸国最大の穀倉地帯”という特性があり、この特性から時代ごとに数多くの物語や文化財が派生していることが分かります。この特性は時代を超えて脈々と流れてきたものであり、次世代に受け継いでいくべきアイデンティティーと言えるでしょう。

本計画では“安芸国最大の穀倉地帯”を本市の歴史文化の特性の大テーマとします。

《東広島市の歴史文化の特性の大テーマ》

安芸国最大の穀倉地帯

広島県最大の洪積台地・瀬戸内海気候と
多様な自然環境

穀倉地帯の形成と発展

政治・文化の拠点と陸上交通の要衝

豊かな生産力による農村の発展と文化

穀倉地帯と海のつながり

三浦仙三郎の功績と銘醸地の誕生

図 3-4 東広島市の歴史文化の特性の大テーマ

第4章

東広島市の文化財の保存と活用に関する 将来像と基本的な方向性

第4章 東広島市の文化財の保存と活用に関する 将来像と基本的な方向性

1. 文化財の保存と活用に関する将来像

本市では「安芸国最大の穀倉地帯」という特性のもと、水辺の豊かな生態系や、広島県最大級の三ツ城古墳を始めとする古墳文化、安芸国分寺の造営地に選ばれた地方拠点、戦乱の世を生き抜いた国衆（国人）、豊かな穀倉地帯での農村文化と景観、賀茂台地での多様な信仰、全国を股にかけた廻船業者、全国でも唯一残る銘醸地の近代産業景観（西条酒蔵群）など、特色ある多様な歴史文化が育まれてきました。そしてこの歴史文化の中で、数多くの文化財が生み出され、戦争・災害・社会的変化などの危機を乗り越え、人々の知恵や経験により守られてきました。

文化財はこうした歴史文化を今に伝える、いわば歴史の証人です。私たちは文化財によって経験していない歴史を体験することができるとともに、先人の生活に思いをはせ、先人の知恵や工夫に学び、現代の生活を振り返り、活かすことができます。また、本市の町並みや景観は、先人たちが歴史文化の中で紡いできた東広島らしさの象徴であり、私たちの心のよりどころでもあります。

しかし、少子高齢化が急速に進む地域では、文化財保護の担い手が減少し、伝統行事の継続が困難になる事例や、景観や自然環境が急速にかつての姿を失いつつあるなど、我が国全体で危機的な状況にあります。一方、開発が続く地域では、歴史的な町並み、農村景観、自然環境が次第に失われています。また、地域にある文化財は、古くから地域に住む人々にとっては日常の一部であり、一方で市外から移住してきた人々には馴染みのないものであることから、人々にその存在・価値が十分に認識されにくい現状があります。

文化財を少しでも多く次世代に受け継ぐためには、地域に関わる人々が本市のもつ歴史文化・文化財の価値を理解し、大切に思い、活用を図りながら継承していく必要があります。本計画では文化財の保存と活用に向けた目指すべき将来像に「歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ、未来を紡ぐまち 東広島」を掲げます。

《保存と活用についての将来像》

歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島

本市の豊かな歴史文化は、「安芸国最大の穀倉地帯」という特性のもと、時代を超えて人々が育んできた大切な“みのり”です。この豊かな“みのり”の価値・魅力を地域に関わる人々が知り、守り、育み、活用した東広島らしいまちづくりを目指し、文化財の保存と活用に取り組みます。

2. 将来像の実現に向けた基本的な方向性

前節の将来像の実現に向けて、多面的な取組みを行う必要があります。

一つ目は、地域の歴史文化・文化財の調査と研究を継続して行い、その価値・魅力を掘り起こすことです。調査・研究により、地域の歴史文化への理解を深めることは、文化財としての指定・登録による保存や活用など、今後の取組みの基礎を築くことにつながります。また、文化財はそれぞれ単体で存在してきたのではなく、地域の中で他の文化財と関連しながら存在してきました。そうした文化財のもつ背景やつながりをもとに、一つのストーリーとして語ることで、地域の文化財の価値・魅力を底上げすることができます（関連文化財群）。

しかし、文化財は何もしなければ次第に劣化し、最後には失われてしまいます。そのため、適切な維持管理や修繕により保存し、文化財の価値・魅力を維持する必要があります。

一方、文化財を保存し続けることは所有者や地域への負担が大きく、地域内外問わず、たくさんの人々の理解・協力が欠かせません。文化財の価値・魅力を発信しながら、文化財を展示やイベント、まちづくりで活用することで、地域の内外の方に知ってもらい、親しんでもらうことが重要です。そうすることで、地域の歴史文化そのものが注目され、価値・魅力が向上していきます。ただし、その効果は短期的なものであるため、継続的な取組みが必要です。

こうした取組みの結果、地域での文化財の保存と活用を図る機運が高まり、保存と活用の好循環が生まれ、地域の文化財、さらにはその総体である歴史文化全体の価値・魅力も向上することになります。

以上を踏まえ、本計画では将来像の実現に向け、4つの方向性で今後の方針と取組みを整理します。

《文化財の保存と活用に関する現状》

- ・ 少子高齢化が進む地域では、文化財保護の担い手が減少し、伝統行事の継続が困難になる、景観や自然環境がかつての姿を急速に失うなどの危機的状況にある。
- ・ 開発が進む地域では、歴史的な町並み、農村景観、自然環境が次第に失われている。
- ・ 歴史文化・文化財が市民に十分に認識されていない。
 - み つ じ ょ う
三ツ 城 古墳…広島県最大級の前方後円墳、古墳時代の安芸地方の大豪族の拠点
 - あ きのくに
安芸国分寺跡…古代の安芸国の中でも豊かな地方拠点
 - 鏡山城跡…大内氏の築いた安芸国支配の中心地
 - い ぐ ら づ く り
赤瓦・しゃちほこ・白壁の居蔵造の景観…安芸国最大の穀倉地帯をもつ豊かな農村で形成された、特徴的な景観
 - さいじょうさかぐらぐん
西条酒蔵群…酒蔵が軒を接して建ち並び、全国でほぼ唯一残る近代産業景観

《保存と活用についての将来像》

歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島

方向性

1

歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）

東広島市の歴史文化の豊かな“みのり”の価値をさらに深め、地域で保存・活用するため、歴史文化の調査・研究に継続して取り組みます。

方向性

2

市民とともに東広島の文化財を守り、継承する（保存・管理）

東広島市の歴史文化の豊かな“みのり”を後世に伝えるため、地域全体で文化財の適切な維持管理と保存に取り組みます。

方向性

3

歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）

東広島市の歴史文化の豊かな“みのり”を東広島らしいまちづくりに活かし、未来を紡ぐため、歴史文化の普及と活用に取り組みます。

方向性

4

文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）

東広島市の歴史文化の豊かな“みのり”の保存と活用の基礎となる、調査・研究体制の整備と地域総がかりでの連携を図ります。

図 4-1 文化財の保存と活用についての将来像と基本的な方向性

第 5 章

東広島市の文化財の保存と活用に関する 方針と取組み

第5章 東広島市の文化財の保存と活用に関する方針と取組み

1. 文化財の保存と活用に関する課題

第4章で設定した将来像「歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島」の実現に向け、文化財の保存と活用に関する現状の課題を、方向性ごとに次のとおり整理します。

(1) 方向性1：歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）の課題

① 文化財の基礎調査（把握調査）

文化財の指定・登録による保護や、市内外への普及・活用につなげるため、継続的に地域の文化財の基礎調査（把握調査）を進めることが必要です。今後、近現代の文化財や民俗文化財等の調査を実施していく必要があります。また、既往の文化財の基礎調査についても、その進捗を踏まえて、市全体の調査を進めていくことが求められます。

その他、本計画で実施した未指定文化財の調査も、継続的に情報収集を図りながら、情報を更新する必要があります。

② 埋蔵文化財の調査

埋蔵文化財が無秩序に失われないよう開発との調整が重要であり、継続的に取り組む必要があります。やむを得ず保存が困難な場合には、発掘調査を実施し、記録保存とする必要があります。

また、歴史文化の解明に向け、専門機関と連携し、遺跡の学術調査を進めることも求められます。

③ 市史編さんと歴史文化の調査・研究

東広島市史の編さんにあたり、既往の調査状況を踏まえ、地域の古文書等の歴史資料の調査を進める必要があります。今後も歴史文化の調査・研究を進めるにあたり、市民からの歴史資料の情報提供の促進や、市域に関する歴史研究の充実を図ることも求められます。

また、昭和時代以前の生活様式が、生活の大幅な変化や当時を知る人々の高齢化によって急速に失われており、その保存や記録が必要です。

(2) 方向性2：市民とともに東広島の文化財を守り、継承する（保存・管理）の課題

① 文化財基礎情報の管理

文化財を適切に保存・管理し、普及・活用につなげるためには、学術的な調査成果・保存と活用の状況等の基礎情報を適切に管理することが重要であり、一元的に管理して効率化を図る必要があります。

② 文化財の指定・登録

希少動植物や有形・無形の民俗文化財、近代化遺産や農村建築などについて、過去の文化財基礎調査をもとに調査を進め、個々の文化財的価値の評価を明らかにし、指定・登録を進める必要があります。

③ 市所有文化財等の維持管理

本市が所有する史跡 み つ じょう 三ツ城古墳、安芸国分寺跡の一部（安芸国分寺歴史公園）、鏡山城跡、西条酒蔵群 じょうさかぐらぐん 賀茂鶴酒造一号蔵（西条本町歴史広場）、市史跡 西本 6 号遺跡、重要文化財 旧木原家住宅、市重要文化財 旧石井家住宅などの文化財を、普及・活用につなげていくためには、今後も継続的に適切な保存・管理を図る必要があります。特に国の指定文化財については、活用に向けた整備を図るため、文化財の保存活用計画の策定が求められています。

④ 埋蔵文化財と遺跡の保護

開発に伴う埋蔵文化財包蔵地の事前協議については、今後も継続的に事業者への周知・指導に取り組むことが必要です。また、事前協議に適切に対応するため、これまでの埋蔵文化財に関する調査・協議等を蓄積し、常に参照できるよう整理しておく必要があります。

市内の遺跡で出土した遺物を収蔵する施設については、市内各所に分散しており、今後集約を図り、効率化を図ることが求められます。

⑤ 民俗・歴史資料等の収蔵管理

歴史文化を研究する上で欠かせない古文書などの地域の歴史資料については、今後所有者の代替り等により失われる可能性があり、その把握と保存が急務となっているほか、歴史的に重要な行政文書の保存についても検討する必要があります。

こうした歴史資料や民俗資料を収蔵する施設の老朽化・狭小化への対応や、市所有の重要文化財の適切な収蔵機能の整備も求められます。

⑥ 希少動植物の保護

特別天然記念物オオサンショウウオを始めとする貴重な動植物の生息地・自生地においては、開発によりその住处や自生地が失われる可能性があります。

オオサンショウウオについては近年の豪雨災害や開発等による環境の変化により痩せて弱った個体や、生息地から流され、コンクリート舗装された堰 せき を超えられない個体が見られ、その保護が急務となっています。

⑦ 伝統的・文化的景観の保護

赤瓦・しゃちほこ・白壁・茅葺^{かやぶき}屋根・水田・ため池が織りなす農村景観や、白市の町並み、西条酒蔵通り地区に遺^{のこ}る 20 世紀の伝統産業の代表的な景観など、本市の特徴的な景観の価値を市内外の人々に認識してもらい、後世に遺す必要があります。

⑧ 指定等文化財の所有者による維持管理

文化財は所有者が保存・管理を行うことが原則であり、指定・登録文化財の所有者による維持管理・活用を促進するため、自治体が適宜助言・指導・支援を行う必要があります。

未指定文化財の維持管理・修繕・活用に取り組む地域活動については、その活動に対し自治体が助言・指導などの支援をしていくことが求められます。

⑨ 地域の文化財保護の担い手

市内の中山間地域などでは急速に過疎化及び高齢化が進み、文化財保護の担い手が減少しています。特に無形の民俗文化財の継承は大きな課題であり、活動への支援制度の周知や普及により、関係人口の拡大を図る必要があります。

⑩ 文化財の防災・防犯対策

近年、災害や獣害が増加しており、文化財についても対応が求められています。

本市では災害発生時の状況確認や国指定文化財への防災設備に関する助言・支援などを行ってききましたが、今後防災・防犯対策をさらに進めるため、防災・防犯の計画やマニュアルを整備する必要があります。

(3) 方向性 3：歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）の課題

① 文化財の見学・学習環境

本市では指定等文化財を現地で見学し、その概要を学習できるよう、現地の説明板や案内標識の設置に取り組んでいます。

今後も説明板・案内標識の整備を進めるとともに、文章の平易化や多言語化に取り組み、広く文化財に親しんでもらえる環境づくりが必要です。

② 歴史文化に関する情報発信

文化財が多くの人々に認識され、理解が深まっていくためには、文化財に関する情報発信が必要不可欠です。発信する情報に応じて、広報紙や市ホームページ、SNS などの広報媒体を適切に活用することが求められます。

スマートフォンが普及し、インターネットで気軽に調べられる環境が身近にある現代では、基盤情報として市ホームページにおける個々の文化財や歴史文化に関する情報ページの整備が必要です。

③ 市史編さんにおける発信

歴史文化を多くの人に親しんでもらうには、興味を持った人が自分自身で学び、理解を深められるよう、歴史文化に関する刊行物を用いた発信も重要です。

市全体の歴史を通観した手にとりやすい東広島市史通史編及び地域の郷土資料等を収録した東広島市史資料編を編さんし、市内外の人が市の歴史に触れ、理解を深められる環境の整備を図る必要があります。

④ 展示機能

歴史文化の理解を深める場所として、考古資料・歴史資料・民俗資料の実物やその解説に触れられる展示施設が必要です。今後さらに市内外の人々が考古資料・歴史資料・民俗資料等に触れる機会を創出するため、周辺の関連施設と連携を図る必要があります。

⑤ 文化財の活用

歴史・文化財等を目的とする観光客は約8%に留まっており（令和4（2022）年度）¹、指定等文化財の観光資源としての活用が課題です。

より広く本市の歴史文化や文化財に親しんでもらうため、これまでの公開に留まらない、イベントや観光等での多様な活用の検討が必要です。

⑥ 歴史文化に親しむ機会

文化財に関するイベントを定期的に行うとともに、地域で行われるものについて、資料・情報提供や後援などの支援を行っています。

文化財関連のイベントは参加者の高い満足度を得る一方で、参加する年齢層に偏りがあり、広い世代が地域の歴史文化に触れ、身近に感じられる機会を創出する必要があります。

また、歴史文化を次世代に継承するには、学校教育において生徒・児童が歴史文化に触れる機会や実際に体験する機会の充実が求められます。

¹ 統計でみる東広島 2023 より

(4) 方向性 4：文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）の課題

① 学術専門職員と調査・研究体制

地域の文化財を総合的に把握し、取り扱う専門知識・技量を有する学術専門職員は、重要な役割を担っています。こうした職員を継続的、安定的に配置し、文化財を次世代へ守り、伝えていくための体制を備える必要があるとともに、大学等との連携により広範囲にわたる文化財の調査・研究を適切かつ効率的に進めていく体制を構築する必要があります。

② 庁内外の連携体制

今後地域総がかりで文化財の保存・活用に取り組むためには、行政内の部署・部局の枠を超えた連携とともに、地域の文化財や歴史文化の調査・研究・保存・活用に取り組む団体（市内の各大学、各町の郷土史研究会、NPO 法人、観光協会、地域 DMO など）についても、連携を図る必要があります。

2. 文化財の保存と活用に関する方針と取組み

文化財の保存・活用に関する課題を踏まえ、課題の解決に向けた方針と、計画期間内の取組みを設定し、将来像「歴史文化の豊かな”みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島」の実現を目指します。

地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組むため、それぞれの取組主体に期待される役割等については、表 5-1 のとおり整理します。

■表 5-1 文化財の保存と活用の取組主体と役割等

市民・地域
市民
文化財はこれまで所有者と地域に住む人々の力により、現代まで受け継がれてきました。行政だけでは文化財の将来にわたる継承は実現できるものではありません。地域に住む人々が身近な文化財や歴史文化に関心をもち、文化財に関する取組みに参加することなどを通して触れ、親しみ、積極的に保存・活用に関わることが期待されます。
生徒・児童
次世代の文化財の継承を担う重要な役割があります。学校や地域などで文化財や歴史文化に触れ、親しみ、将来は文化財の保存・活用に積極的に関わることが期待されます。

各住民自治協議会 各自治会

本市では各地域で、住民自治協議会による文化財説明板の整備や歴史文化に関する刊行物、関連するイベント等が行われ、文化財を活用した地域おこし・まちづくりが行われ、地域の誇りや郷土愛の醸成に寄与しています。今後も文化財を地域資源として積極的に活用し、行政や関係機関・団体など様々な主体と連携し、特に地域おこしにおいて文化財の保存・活用に取り組むことが期待されます。

文化財の所有者**文化財を所有する個人 神社 寺院 保存会・自治会等の団体**

文化財保護法第3条第2項により、文化財の所有者は適切な保存と可能な範囲での公開・文化的活用に取り組むことが規定されています。文化財の保存は所有者に大きな負担がかかりますが、行政や関係機関・団体と連携を図り、また可能な範囲での公開や活用により市民の参画を促すなど、将来に向けた保存への取組みが期待されます。

団体（歴史文化に関する自主的な取組みを行う団体）**郷土史研究会 自然研究会 ボランティアガイドの会など**

本市では旧市・旧町の郷土史研究会を始めとする様々な民間団体が、文化財・歴史文化に関する調査・研究、保護、刊行物の刊行やイベント等による普及の取組みを自主的に行っています。市民の文化財の保存・活用を促す上でも重要な役割を担っており、今後も地域に根差した積極的な調査・研究・保護・普及の取組みを行うことが期待されます。

企業等**観光協会 地域DMO²など**

文化財を市内外の人々に認識してもらい、文化財の保存・活用の裾野を広げるには観光資源としての活用も重要です。文化財を活用したイベントの開催や積極的な情報発信等により、文化財の存在と価値に対する認知度を高めることが期待されます。

² 観光地域づくり法人（Destination Management / Marketing Organizatio の略）。観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人と定義される（観光庁ホームページを参照）。

NPO 法人

本市では近年、地域の文化財の保存・活用に積極的に取り組む NPO 法人が設立され、文化財の調査やイベントの開催、保護の担い手の育成に向けた普及活動などに取り組んでいます。
市民の文化財の保存・活用を促す上で重要な役割を担っており、今後も積極的な取組みが期待されます。

民間企業

文化財を活用した地域の活性化を図るうえで重要な役割をもちます。開発に当たって適切な協議・手続きを経ることで文化財の保護につなげるとともに、観光資源としての文化財の活用を含むビジネスとしての活用など、民間企業ならではの文化財に関する取組みが期待されます。

教育・研究

小学校、中学校、高等学校

将来の文化財の保護の担い手である児童・生徒が、地域の歴史文化や文化財を学ぶ場として特に重要です。行政や関係機関・団体と連携しながら、学校教育において地域の歴史文化・文化財の活用により、児童・生徒が文化財に触れ、親しむ場を創出することが期待されます。

大学等の専門機関

文化財を把握し、適切な保存と活用を図るには専門的見地が必要不可欠です。行政や関係機関・団体と連携し、文化財の調査・研究、文化財の適切な保存に向けた所有者や民間の開発等に対する指導・助言、学校教育と連携した普及活動、文化財を活かしたまちづくりに関する研究・提言などを行うことが期待されます。また、地域での文化財の取組みについても、専門的見地からの支援・指導を行うことが期待されます。

行政

東広島市

市内の文化財について、保護に向けた調査・研究、状況把握、所有者への指導・助言・支援を行うとともに、市内外の人々が文化財に関わるきっかけとなるよう、関係機関・団体と連携した文化財の普及・活用に取り組めます。また、地域での文化財の活用について指導・助言などの支援を行い、文化財を活用したまちづくりを推進します。

広島県、文化庁、関係行政機関など

市内の文化財が適切に保存されるよう指導・助言を行うとともに、必要な指定・登録文化財への支援を行う役割を担います。また、今後文化財の調査・研究・保護・普及に向けて、周辺自治体と適宜連携を図ることも求められます。

■表 5-2 取組みの表の凡例

取組主体		取組期間	
◎	取組みの実施の主体		重点的に取組みを実施する期間 取組みへの着手として重点化する期間
○	取組みに協力・支援する		取組みを実施する期間
□	取組みに参加する		取組みを検討する期間

※既出の取組みを別の方向性・方針で再掲する場合や、関連する取組みについては、既出の取組みの No. を併記する。

(1) 方向性1：歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）の方針と取組み

① 方針1：文化財の基礎調査（把握調査）の継続

第2章3節での整理を踏まえ、今後調査が求められる分野の文化財の基礎調査（把握調査）を実施し、地域の文化財の把握に取り組みます。調査後は調査報告書を刊行し、調査成果の市民への公開・普及に努めます。また、未指定文化財の情報収集を継続的に行い、情報の更新に取り組みます。

■表 5-3 方向性1の方針1に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有 者	団体	企業 等	研教 育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-1	有形・無形文化財の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	近代化遺産や有形・無形の民俗文化財等を始めとする、今後調査が求められる分野の基礎調査を実施し、調査報告書を刊行する。									
1-2	地域別文化財基礎調査	○	○	◎		◎	◎			
	地域ごとの文化財基礎調査の成果を踏まえ、分野別の文化財基礎調査との優先順位を考慮しながら、必要に応じて再調査を実施する。									
1-3	文化財基礎調査報告書の発刊	○	○	○		○	◎			
	過去の基礎調査の成果を確認・整理するとともに、必要に応じて再調査を行い、報告書の刊行を進める。									
1-4	開発・災害時に伴う天然記念物（動植物）調査	◎		○	◎	◎	◎			
	豪雨災害により被害を受けている可能性のある天然記念物の生息地に対し、保全に必要な策を講じるため、大学・地域住民・NPO 法人等が連携し、調査を継続するとともに、必要に応じて被災箇所等で新たに調査を実施する。									

	未指定文化財把握調査の継続	◎	○	○		◎	◎			
1-5	継続的に未指定文化財の情報収集を行い、未指定文化財リストを更新するとともに、必要に応じて詳細調査を行う。									

② 方針 2：埋蔵文化財調査の継続

周知の埋蔵文化財包蔵地での開発にあたって必要な試掘・発掘調査に取り組むとともに、これまでの調査成果を整理し、継続的に調査報告書を刊行します。また、遺跡の学術調査及び保存活用を目的とした発掘調査の実施を検討し、専門機関を中心に連携を図ります。

■表 5-4 方向性 1 の方針 2 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
	開発に伴う発掘調査の継続		○		◎	○	◎			
1-6	開発にあたって必要な試掘・発掘調査に引き続き行い、適切な埋蔵文化財の調査・保存に取り組む。									
	遺跡の保存活用調査の推進		○		○	◎	◎			
1-7	土地所有者・事業者の協力を得て、学術調査及び保存活用を目的とした発掘調査（特に重要遺跡）の実施について、専門機関と連携しながら推進を図る。									
	発掘調査報告書の刊行				◎	◎	◎			
1-8	発掘調査成果の整理を行い、継続的に調査報告書として刊行する。									

③ 方針 3：市史編さんによる歴史文化の調査・研究の深化

市史編さん事業の開始に伴い、地域の歴史資料調査・聞き取り調査に取り組みます。

また、調査成果の公開や市史資料編の刊行等により、地域の歴史研究の充実を図ります。

■表 5-5 方向性 1 の方針 3 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
	歴史資料把握・詳細調査	○	○	◎	○	◎	◎			
1-9	市史編さんを契機に各町の郷土史研究会と連携して、古文書等の歴史資料の把握調査や詳細調査を推進する。									

1-10	市民への歴史資料の収集・提供への協力要請	○	○	◎	○	○	◎			
	市史編さんだより等の広報紙やイベント等の機会を活用し、市民への歴史資料の収集・提供への協力を求める。									
1-11	東広島市史編さんに係る聞き取り調査	○	○	◎		○	◎			
	各町の郷土史研究会や住民自治協議会と連携して当時を知る人々に聞き取り調査を行う。									
1-12	市内の歴史研究テーマの拡充	◎	◎	◎	○	◎	◎			
	歴史資料の調査を通じた市内の郷土資料の掘り起こしにより、歴史研究テーマの充実を図る。									
1-13	東広島市史資料編の編さん・刊行	○	○	○	○	◎	◎			
	地域研究の基礎となる東広島市史資料編の編さん・刊行に取り組む。									
1-14	東広島市史研究の発刊	◎	◎	◎	○	◎	◎			
	市史研究の発刊による歴史研究の発表の場の創出を検討し、市史編さん事業により蓄積された歴史資料を活用した研究を促進する。									

(2) 方向性2：市民とともに東広島の文化財を守り、継承する（保存・管理）の方針と取組み

① 方針1：文化財の基礎情報の整理

指定等文化財の管理に用いる台帳の様式を統一するとともに、文化財の所有者との情報交換に努め、台帳を更新し、市域の指定等文化財の適切な管理に努めます。

また、文化財基礎情報のデジタル化による管理の効率化に向け、各指定等文化財の基礎情報の集約・整理に取り組みます。

■表 5-6 方向性2の方針1に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 市 域 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-1	文化財台帳の再整備		○				◎			
	文化財台帳を市の統一様式で再整備し、情報を整理するとともに一元的に管理する。									

2-2	文化財基礎情報のデジタル化	○	○	○	○	○	◎			
	各指定等文化財の基礎情報をデジタル化し、管理の効率化と市民への公開情報の整備を図るため、文化財の概要・学術的な調査成果・保存と活用の状況等の基礎情報の整理・集約に取り組む。									

② 方針 2：文化財の指定・登録の継続

文化財基礎調査（把握調査）・指定調査の成果や指定状況を踏まえ、必要に応じて優先順位を考慮した指定・登録に取り組めます。

■表 5-7 方向性 2 の方針 2 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 域 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 育	行 政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
2-3 1-1 1-2	文化財の指定・登録の継続	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	基礎調査及び指定調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった文化財の指定・登録業務に継続して取り組む。特に希少動植物や有形・無形の民俗文化財などの分野については、調査成果と優先順位を考慮して取り組む。									
2-4	文化財保護審議会の開催					○	◎			
	本市における文化財の保存と活用に関する諮問機関である東広島市文化財保護審議会を定期的に開催し、文化財の指定や保存・活用についての報告や諮問を行う。									

③ 方針 3：市所有文化財等の適切な維持管理

本市が所有・管理する文化財について、定期的な状況確認・維持管理に取り組み、計画的な修繕を図ります。併せて各文化財の保存活用計画の策定を検討し、今後の保存と両立した活用につなげます。

■表 5-8 方向性 2 の方針 3 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 域 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 育	行 政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
2-5	市所有文化財（建造物）の修繕					○	◎			
	市が管理する重要文化財（建造物）の定期的な状況確認と維持管理、計画的な修繕を図る。									

2-6	市所有文化財（建造物）保存活用計画の策定					○	◎			
	市所有文化財（建造物）について、各文化財に適した保存活用計画の策定を検討し、計画に基づく保存・活用を図る。									
2-7	市所有文化財（史跡）保存活用計画の策定					○	◎			
	災害復旧が必要な史跡から優先して保存活用計画の作成に着手し、適切な保存・活用を図る。									
2-8	市所有文化財（史跡）の環境整備			○			◎			
	市が管理する史跡の環境整備を行う。									

④ 方針4：埋蔵文化財と遺跡の保護の推進

周知の埋蔵文化財の適切な保護・保存を図るため、埋蔵文化財包蔵地の開発に関する事前協議を引き続き推進し、保存状況等の情報を蓄積しながら事業者・土地所有者との調整に取り組めます。

市内の各地に分散している出土遺物の収蔵庫について、集約化により収蔵環境の改善と効率化を図ります。

■表 5-9 方向性2の方針4に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
2-9	埋蔵文化財包蔵地協議の周知		◎		◎	◎	◎			
	埋蔵文化財包蔵地での開発に関する事前協議を行うよう、継続して事業者に周知を図る。									
2-10	遺跡地図（GIS）の整備・更新						◎			
	埋蔵文化財の分布調査・包蔵地の協議・試掘・確認調査の結果をGISの遺跡地図に反映させ、情報を蓄積する。									
2-11	出土遺物の保存処理及び長期計画の作成					○	◎			
	必要な保存処理と整理を引き続き行うとともに、出土遺物の保存処理の現状把握を行い、それをもとに保存処理の長期計画の作成に取り組む。									

2-12	(仮称) 新文化財センターにおける埋蔵文化財収蔵庫整備					◎			
	(仮称) 新文化財センターにおいて、埋蔵文化財収蔵庫の整備に取り組む。								

⑤ 方針 5：民俗・歴史資料等の適切な収蔵管理

地域の貴重な民俗・歴史資料を適切に保存・管理するため、民俗資料の調査・収集及び収蔵施設の集約に取り組めます。

また、重要な行政資料を歴史研究に活用するとともに、後世に遺すため、歴史的公文書の保存基準の検討及びデジタルアーカイブ化に取り組めます。

■表 5-10 方向性 2 の方針 5 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 域 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-13	民俗資料に関する調査の実施	◎	○	◎	○	◎	◎			
	地域や専門家と連携し、職員の資質向上を図りつつ、民具の使い方や価値について調査を行う。									
2-14	民俗資料の寄贈受付	◎	◎	○	○	○	◎			
	市ホームページ等で民俗資料の収集に関する情報発信を行うとともに、市民からの情報提供や所有者からの寄贈希望に応じ、民俗資料の収集を継続的に行う。									
2-15	民俗資料収蔵施設の小修繕及び集約化						◎			
	収蔵施設の定期的な状況確認と小修繕を行うとともに、(仮称) 新文化財センターを整備することで施設の集約を図る。									
2-16	歴史資料散逸対策	○	○	◎	○	◎	◎			
	郷土史研究会・住民自治協議会との連携や市史編さんだより・広報紙・市ホームページ等を活用して地域の歴史資料の情報収集を図り、歴史資料が散逸する前に資料調査、記録保存、寄贈・寄託による保存に取り組む。									
2-17	重要文化財特別収蔵庫整備					○	◎			
	市内の収蔵施設において、文化庁の指針等も参考にした温湿度管理が可能な特別収蔵庫の整備を今後検討する。									

2-18	歴史資料のデジタル保存		○			○	◎			
	市史編さん事業において収集した資料のデジタル保存を進める。									
2-19	歴史的公文書保存制度の導入						◎			
	歴史的公文書の分類・選別・保存の基準を作成し、制度化することを検討する。									
2-20	重要公文書のデジタル保存						◎			
	歴史的公文書等の重要公文書について、デジタル保存に取り組む。									
2-21	デジタルアーカイブシステムへの郷土資料の保存	○	○	○	○	○	◎			
	デジタルアーカイブシステムを用いて地域の郷土資料の保存・公開を図る。									
2-22	市史刊行後の歴史資料の収集・保管等の実施	○	○	○			◎	◎		
	市史刊行後も市内の歴史資料・庁内の歴史的公文書を継続的に収集・整理・保管するとともに、市史編さんの成果の展示公開を図る。									

⑥ 方針6：希少動植物の保護の推進

希少動植物の保護のため、生息地域・自生地における開発について、埋蔵文化財部門と連携しながら事業者・土地所有者との調整を行い、必要な措置^{そち}に取り組めます。

本市は特別天然記念物オオサンショウウオの貴重な生息地であるとともに繁殖地であり、その保護を推進するため、生息調査やオオサンショウウオの宿での一時保護などに、継続的に取り組みます。

■表 5-11 方向性2の方針6に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 市 域 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-23	希少動植物生息地域の事前確認及び周知	○	○		◎	◎	◎			
	埋蔵文化財部門と連携し、開発に伴う埋蔵文化財の包蔵地確認の際に希少動植物の生息地域・自生地を確認するとともに、生息地域・自生地及び現状変更許可手続き等について周知を図る。									

	オオサンショウウオの宿の運営と保護事業	◎		○	◎	◎	◎			
2-24	痩せて弱ったオオサンショウウオの個体やケガをした個体等を保護し、回復させてから放流するための施設として、オオサンショウウオの宿を住民自治協議会等に委託して運営し、広島大学総合博物館・NPO 法人との連携のもと、その保護に取り組む。									
	豪雨後のオオサンショウウオ分布調査と保護事業	◎		○	◎	◎	◎			
2-25 1-4	大学等の専門機関や市民団体・NPO 法人・地域と連携してオオサンショウウオの分布調査を継続して実施し、併せて市民に情報提供を求め、引き続きオオサンショウウオの把握に努める。下流に流されたオオサンショウウオをオオサンショウウオの宿で保護し、上流への放流を行う。									
	オオサンショウウオ保護の担い手の確保	◎		○	◎	◎	○			
2-26	広島大学や NPO 法人による市内外での普及活動や住民自治協議会と連携し、保護の担い手の確保・育成に努める。									

⑦ 方針 7：東広島らしい伝統的・文化的景観の保護の推進

赤瓦・しゃちほこ・白壁・茅葺^{かやぶき}屋根・水田・ため池が織りなす、東広島らしい伝統的・文化的景観を保護するため、保護の方法の検討と価値の発信に取り組めます。

■表 5-12 方向性 2 の方針 7 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有 者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-27	伝統的・文化的景観に関する価値の発信	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	広報媒体を活用し、本市の特徴的な伝統的・文化的景観の価値の発信・普及に取り組む。									
2-28	伝統的建造物群保存地区の推進	○	◎	○	◎	◎	◎			
	東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、保存地区決定を目指す。									
2-29	東広島市景観形成事業補助金の交付		◎				◎			
	酒蔵地区における登録文化財や歴史的建造物等の修繕・修景について、補助金により支援を行う。									

2-30	東広島市白市地区景観形成要綱に基づく保護	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	東広島市白市地区景観形成要綱に基づき、白市らしい町並みの景観誘導に努める。									
2-31	地域の有志団体や住民自治協議会との連携	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	白市景観形成委員会や白市町家保存会等の、町並み・町家の保存や活用に取り組む団体と連携し、併せて住民自治協議会との連携を図る。									
2-32	農村集落の文化的景観の記録保存の検討	○	○			◎	◎			
	安全面や土地利用の面でやむを得ずため池が廃止される際の記録保存の手法を検討する。									

⑧ 方針8：指定等文化財の所有者による維持管理への支援

指定等文化財の適切な維持管理・修繕を行うため、文化財の所有者への指導・助言・支援に取り組みます。また、登録文化財への支援の仕組みを検討するとともに、未指定文化財の維持・管理・活用についても助言・指導などを行い、その保存・活用の促進につなげます。

企業活動を行う史跡や今後の活用を検討する指定等文化財について、保存と両立した活用の円滑化のため、保存活用計画の策定の推奨と支援を行います。

■表 5-13 方向性2の方針8に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-33	文化財環境整備の推進		◎				◎			
	所有者との連携のもと、文化財の環境整備の推進を図る。									
2-34	文化財保存修理事業		◎			◎	◎			
	東広島市補助金等交付規則及び東広島市文化財保護事業費補助金交付基準に基づき、文化財の所有者の修繕事業に補助金を交付し、併せて修繕方法等の指導助言を行い、支援を継続する。									
2-35	登録文化財への支援の検討		◎			○	◎			
	他自治体の事例を収集し、指定文化財への支援制度との棲み分けを考慮しながら、登録文化財への支援について検討する。									

2-36	未指定文化財の維持・修繕・活用の推奨	○	◎	○	◎	◎	○			
	東広島市文化財保存活用地域計画に基づき、未指定文化財の地域活動での維持管理・修繕・活用を推奨し、適宜指導助言などの支援を行う。									
2-37	文化財の専門的支援の検討	○	○	○	◎	◎	◎			
	文化財の修繕・保存・補助制度について専門家に相談できる仕組みを検討するとともに、有形文化財（建造物）等の維持管理と生活を両立できる改修・修繕を支援する仕組みの構築を検討する。									
2-38	国指定文化財保存活用計画の策定		◎			○	◎			
	酒蔵など法人が企業活動を行う文化財において、保存と両立した活用を図るため、保存活用計画の作成に取り組む。									
2-39	県・市指定文化財保存活用計画の策定		◎			○	◎			
	文化財の所有者が今後活用を検討する県・市指定文化財について、保存活用計画の策定を推奨するとともに、策定への助言・支援を行う。									

⑨ 方針 9：地域の文化財の継承と担い手の育成

無形の民俗文化財を継承する取組みについて、各機関・団体の補助事業等を活用した支援に取り組めます。また、地域や学校等との連携により、歴史文化に触れる機会を創出し、地域の文化財保護の担い手の育成につなげます。

■表 5-14 方向性 2 の方針 9 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-40	無形の民俗文化財への支援事業の周知と活用	○	◎	○	○	○	◎			
	国・県・公益財団法人等による無形の民俗文化財を対象とする支援事業について、実施団体への周知と活用を図る。									
2-41	無形の民俗文化財への市民参加	◎	◎	◎	◎	○	○			
	無形の民俗文化財に関する情報提供を積極的に行い、市民参加を促し、裾野の拡大を図る。									

2-42	小中学校での歴史文化に触れる 機会の創出	◎	◎	○	◎	◎	◎			
	どこでも博物館を継続して市内の小中学校で行い、実際に出土遺物等に触れて体験してもらうことにより歴史文化への関心を喚起する。また、地域学習の一環として地域の無形の民俗文化財の活用の検討や、社会科の副読本等に市内の指定文化財などの歴史文化を取り上げるなど、生徒・児童が歴史文化に触れ、学ぶ機会を創出する。									
2-43	文化財保存活用支援団体制度 ³ の 活用	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	地域で文化財の保存・活用・普及に取り組む民間団体等を認定する文化財保存活用支援団体制度の活用により、市民団体や NPO 法人等と連携した文化財の保存・活用・普及活動につなげ、担い手の育成を図る。									

⑩ 方針 10：文化財の防災・防犯対策の整備

各指定等文化財の被災リスクを整理し、災害発生時の適切な対応につなげるとともに、指定等文化財の防災・防犯対策の整備を図ります。

■表 5-15 方向性 2 の方針 10 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
2-44	指定等文化財被災リスクの整理・対応		◎			◎	◎			
	災害種別の指定等文化財の被災リスクを整理し、災害発生時にはリスク毎に優先的な状況確認等の対応を行い、適切な被害状況の把握と対応に努める。									
2-45	国指定文化財設備の立入検査		◎				◎			
	消防消第 263 号及び消防予第 273 号通知「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画等について」を踏まえ、対象となる重要文化財に対して東広島消防署及び各分署による立入検査を引き続き実施する。									
2-46	指定等文化財の防災・防犯計画の作成	○	◎	○	○	○	◎			
	他自治体等の事例収集を行い、広島県文化財防災マニュアル・東広島市地域防災計画に基づいた指定等文化財の防災・防犯計画、対応マニュアルの作成により、文化財の防災・防犯体制の整備を図る。									
2-47	文化財防火デー防火訓練等の実施	◎	◎			○	◎			
	文化財防火デー防火訓練を毎年巡回して行う。									

³ 地域の文化財の調査・保存・活用に取り組む民間団体・企業等と行政がパートナーシップを結び、連携して地域の文化財を魅力や地域ブランドを高め、文化財を次世代へ繋ぐための取組みを進める制度

	文化財防災・防犯研修の実施	○	◎			○	◎			
2-48	必要に応じて文化財の所有者に対し、広島県警や消防局の協力のもと、防災・防犯研修を行う。									
	被災資料レスキュー体制の整備		◎			○	◎			
2-49	広島県立文書館、広島県市町公文書等保存活用連絡協議会との連携や研修への参加等を通して、市の被災資料レスキューに関するマニュアル等の整備を検討する。									

(3) 方向性3：歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）の方針と取組み

① 方針1：文化財の見学・学習環境の整備

文化財に興味・関心を持った人が実際に現地で指定等文化財に触れ、理解を深められるよう現地の標識・説明板の整備や広報資料等の作成に取り組むとともに、解説の内容の平易化や多言語化に取り組めます。

■表 5-16 方向性3の方針1に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-1	指定等文化財マップ等の作成	○	○	◎	○	○	◎			
	各町の指定等文化財をマッピング・解説したリーフレットの作成に継続して取り組む。また、市ホームページの個別の解説記事にも掲載する。									
3-2	指定等文化財案内標識設置の継続	○	○				◎			
	指定等文化財の案内標識の設置を継続して行う。									
3-3	指定等文化財案内標識・説明板の更新	○	○				◎			
	旧町時代に設置された指定等文化財の案内標識・説明板について、更新の際、設置箇所の状況に応じて現在の市の説明板様式に統一する。									
3-4	指定等文化財説明板の平易化・多言語化		○	○		○	◎			
	外国人・日本人双方に分かりやすい平易な説明文による解説の作成と、より詳細な解説を求める人を対象に市ホームページ・リーフレットとの使い分けを図る。また、説明板に文化財に関する市ホームページの二次元コードを掲載し、市ホームページ・翻訳システムを活用した多言語化を図る。									

② 方針2：歴史文化に関する情報発信の強化

歴史文化の普及を進めるため、SNS・市民ポータルサイト・市広報紙・市ホームページ等、各広報媒体の特性を踏まえて活用し、情報発信を強化します。基盤情報として、市ホームページ上の指定等文化財や歴史文化を解説するページの整備に取り組みます。

また、観光ボランティアガイド・こどもガイドの育成を支援し、歴史文化の魅力発信に取り組む人材の育成に関係団体と連携して取り組みます。

■表 5-17 方向性3の方針2に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-5	広報媒体を活用した情報発信	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	文化財関連の情報発信について、市ホームページやSNS、市民ポータルサイト等の広報媒体の特性を活かした情報発信に取り組む。									
3-6 2-27	伝統的・文化的景観に関する価値の発信	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	広報媒体を活用し、本市の特徴的な伝統的・文化的景観の価値の発信・普及に取り組む。									
3-7	市ホームページ（文化財の個別解説）の整備		○			○	◎			
	市内の文化財の認知度を高めるため、市ホームページを活用し、指定等文化財の個別解説ページの充実を図る。									
3-8	歴史文化の特性とストーリーの発信		○			◎	◎			
	歴史文化の特性とストーリーを解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-9	地域的まとまりを考慮した情報発信と普及		◎	◎	◎		◎			
	市内各エリアの歴史文化の特徴を踏まえた情報発信・普及に努める。									
3-10	発掘調査報告書のデジタル公開					○	◎			
	発掘調査報告書の権利関係を整理し、デジタル化して可能なものから市ホームページや「全国遺跡報告総覧」での積極的な公開を図る。									

3-11	市内の文化財を網羅した 広報資料等の作成	○	○	○	○	○	◎			
	生徒・児童が学校や家庭で文化財について調べられる広報資料等を作成する。									
3-12	歴史文化に関する刊行物の作成 支援	◎	◎	◎	◎	○	○			
	地域住民等が歴史文化に関する刊行物を作成する際、情報提供等の面で支援を行う。									
3-13	指定等文化財リーフレットの 多言語化			○	○	◎	◎			
	指定等文化財リーフレットの内容を可能な限り平易化し、外部人材による多言語化及びWEB上での公開について、国指定文化財から着手する。									
3-14	歴史文化に関するレファレンスの 蓄積				○	○	◎			
	歴史文化に関するレファレンス情報の蓄積に継続して取り組む。									
3-15	歴史文化を発信するガイドの育成	○	○	◎	◎	○	○			
	観光ボランティアやこどもガイドの研修会に講師の派遣・資料提供等で協力し、市内の歴史文化の魅力発信に取り組む人材の育成に、連携して取り組む。									

③ 方針3：市史編さんによる発信と普及

市民に親しまれる市史の編さん・刊行を進め、市としての一体感の醸成を図るとともに、市民の歴史学習に資するよう取り組みます。

■表 5-18 方向性3の方針3に関する取り組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有 者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-16	東広島市史編さん事業	○	○	◎	○	◎	◎			
	東広島市史編さん方針のもと、市民に親しまれる市史通史編の編さん・刊行を進め、市としての一体感の醸成を図る。また、市史編さん事業で収集した歴史資料を資料編として刊行・公開し、今後の市域の歴史の学術研究及び市民の歴史学習に資する。									

3-17	電子図書館への郷土資料の搭載	◎	○	○	○	○	◎			
	東広島市立図書館の電子図書館に公開可能な郷土資料を搭載し、市民に公開する。									
3-18	市史のデジタル公開		○	○		○	◎			
	市史の刊行形態について、従来の紙媒体だけでなく、デジタル公開を図る。									

④ 方針4：展示機能の整備

民俗資料・出土文化財等について、引き続き展示・公開に取り組むとともに、中山間地域における関係機関・施設との連携により、市内外の人々が考古資料・歴史資料・民俗資料等に触れる機会を創出します。

■表 5-19 方向性3の方針4に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-19 2-42	中山間地域における関係機関・施設との連携	□		○	○	◎	◎			
	中山間地域における既存博物館等や中学校・高等学校、広島大学と連携し、展示機能の充実を図る。									
3-20	重要文化財等特別展示室整備						◎			
	重要文化財の複製品を作成・展示することで市民の鑑賞機会を創出するとともに、市内の展示施設における温湿度管理が可能な特別展示室の整備を今後検討する。									
3-21	民俗資料展示の更新	○		○		○	◎			
	寄贈を受けた民俗資料や収蔵資料について、展示への活用に取り組む。									
3-22	収蔵資料のデジタル公開					○	◎			
	より柔軟な収蔵資料の公開に向けて、収蔵資料のデジタル公開を図る。									
3-23	博物館施設の設置及び施設移転の検討						◎			
	本市の伝統産業・自然・文化等の歴史が分かるガイダンス施設として、バリアフリーに対応した郷土博物館の整備を検討する。また、展示環境の改善を図るため、必要に応じて資料館の移転を検討する。									

3-24	広報媒体を活用した展示情報等の発信				○	◎			
	市ホームページ・SNS・市民ポータルサイト等の広報媒体を活用した展示情報等の発信により、認知度の向上を図る。								

⑤ 方針 5：文化財の地域資源としての活用

これまでの歴史文化・文化財に関する調査成果をもとに、観光部局や関係機関と連携し、関連文化財群も踏まえ、文化財の観光資源としての活用を図ります。

市が所有する文化財について、公開活用に加えてユニークベニューによる活用の推進を図るとともに、民間による活用を実施可能な仕組みの整備を図ります。また、文化財の所有者による文化財の活用については、指導・助言等の支援に適宜取り組み、活用の推進を図ります。

■表 5-20 方向性 3 の方針 5 に関する取り組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
3-25	文化財の観光資源としての活用の推進	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	関連文化財群や各エリアの歴史文化の特徴等をもとに、観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携した観光資源としての活用を推進する。									
3-26	市所有文化財でのユニークベニューの推進	◎		◎	◎	◎	◎			
	公開による活用を継続しつつ、観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携してユニークベニュー等での活用の推進に取り組む。									
3-27	指定等文化財の活用の促進	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	指定等文化財の活用の際して、文化財の保存と両立できるよう適宜指導・助言を行い、活用の促進を図る。									

⑥ 方針 6：歴史文化に親しむ機会の創出

指定等文化財や埋蔵文化財について、現地で見学できる機会や展示・講座等で学べる機会、学校教育で歴史文化に触れ、学ぶ機会等を創出し、市内外の人々への普及と裾野の拡大を図ります。

■表 5-21 方向性3の方針6に関する取り組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-28	出土文化財報告会等のオンライン配信	☐				○	◎			
	動画配信サイト等を活用したオンライン配信を適宜行う。									
3-29	発掘調査に係る現地説明会・出土文化財報告会の実施	☐				○	◎			
	発掘調査の実施にあたり現地説明会や、発掘調査後に出土文化財報告会を実施し、調査成果の普及に努める。									
3-30	出土文化財の常設展示及び企画展の開催	☐	○	○	○	○	◎			
	出土文化財の常設展示を行うとともに、定期的に企画展を開催し、市内外の人々が本市の出土文化財に触れる機会を創出する。									
3-31	オオサンショウウオの宿の公開	☐				○	◎			
	オオサンショウウオの宿に展示設備を整備するとともに、自治協議会等に委託して公開し、見学者を受け入れる。									
3-32	市所有文化財（建造物）の公開	☐		◎	○	○	◎			
	市が所有する旧木原家住宅・旧石井家住宅を引き続き公開し、市内外の人々が貴重な文化財建造物に触れる機会を創出する。									
3-33	市所有文化財（史跡）の復元・公開	☐		◎	○	○	◎			
	市が所有する史跡（三ツ城古墳・安芸国分寺歴史公園・西条本町歴史広場等）について、復元整備された遺跡・遺構・展示施設を引き続き維持管理し、公開することで、史跡の意義や古い時代の姿を知る機会を創出する。また、未整備の史跡については、保存活用計画の策定や整備手法の検討を進め、適切に維持管理及び公開を促進する。									
3-34	歴史文化関連講義・講座・イベントへの支援	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	地域で行われる歴史文化関連講座・講義・イベントに対し、資料提供や講師派遣等で支援・協力し、要件を満たすイベントについては申請に応じて後援を行う。									

3-35 2-42	学校教材への地域の歴史文化の掲載					◎	◎			
	社会科の副読本等に市内の指定文化財等の歴史文化に関する内容を取り入れる。									
3-36 2-42	一校一和文化の継続・継承	◎	○	○	○	◎	◎			
	市立小中学校で実施している一校一和文化を継続し、児童・生徒の郷土に対する愛情や誇りを育む。									
3-37 2-42	どこでも博物館の開催	□				◎	◎			
	市内の小中学校で歴史文化に関する出前授業を行うどこでも博物館を継続して開催し、実際に出土品等に触れて体験してもらうことにより、歴史文化への関心を喚起する。									
3-38 2-42	親と子の体験歴史村の開催	□				◎	◎			
	火おこし体験・勾玉づくり・実際に出土品に触れる体験を通して埋蔵文化財の魅力に触れてもらう「親と子の体験歴史村」について、広島大学総合博物館と連携し開催を継続する。									

(4) 方向性4：文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）の方針と取組み

① 方針1：学術専門職員の確保と調査・研究体制の確立

公益財団法人東広島市教育文化振興事業団・周辺大学・関係機関と連携しながら、文化財や歴史文化の調査・研究・保護に不可欠な専門人材の確保と調査・研究体制の整備に取り組めます。

■表 5-22 方向性4の方針1に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 域 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 教 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
4-1	歴史・埋蔵文化財学術専門職員の確保				◎	○	◎			
	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団と連携し、ベテラン・中堅・新人のバランスを考慮した定期的な歴史・埋蔵文化財の学術専門職員の確保を図る。									
4-2	専門機関との連携					◎	◎			
	大学等の専門機関と連携し、歴史文化や文化財に関する調査・研究体制の確立を図る。									

② 方針2：庁内外の連携の推進

庁内外の関係部局・機関・団体等との連携を深め、地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組めます。

■表 5-26 方向性4 の方針2 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
4-3	文化財の保存と活用に向けた 庁内外の連絡体制の充実	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	庁内外の関係部局・機関・団体等との連携を図るため、定期的な意見交換、協議の場を設ける。									
4-4	文化財の保存・活用に向けた 他自治体等との連携関係構築		○	○	○	○	◎			
	広島県歴史民俗資料館等連絡協議会や全国史跡整備市町村協議会等の機会を活用し、定期的な他自治体や関係機関との意見交換を図る。									
4-5 2-43	文化財保存活用支援団体の活用	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	地域で文化財の保存・活用・普及に取り組む民間団体等を認定する文化財保存活用支援団体の制度の活用により、文化財の保存・活用の機運の向上と、それら機関・団体との連携を図る。									
4-6	東広島市文化財保存活用地域計画 の広報・普及	○	○	○	○	○	◎			
	東広島市文化財保存活用地域計画の概要版を作成し公開する。また、講座での周知や関連シンポジウムの開催等を検討する。									

3. 関連文化財群

本市に所在する文化財は、市域の中に単独で存在してきたのではなく、様々なものと互いに関わりながら歴史を刻んできました。このような歴史的・地理的・社会的な関連性に基づき、地域の文化財を指定・未指定問わず群（まとまり）として捉える考え方を関連文化財群と言います。

文化財を群として捉え、調査・研究・保存・普及・活用などの取組みを推進することで、相互に結び付いた文化財の新たな価値や魅力を発見することができ、地域の人々の文化財への理解や関心を深めることにつながります。また、市の内外へ文化財の魅力を発信し、まちづくりや地域活性化のための地域資源として活用していくことも期待されます。

本計画では、本市の歴史文化の特性の大テーマ（第3章第1節）から派生する7つのストーリーをもとに、活用可能な文化財を含み、地域住民の活動と接点があり、ストーリーによって相互に文化財が関連付けられた7つの関連文化財群を設定します。そして、各関連文化財群の課題を整理し、課題を踏まえた方針・取組みを設定して実施することで、構成文化財の保存と活用を図ります。



図 5-1 東広島市の歴史文化の特性と関連文化財群

関連文化財群 1 東広島市の地形と水辺環境

● 穀倉地帯の“源流”

本市域は、瀬戸内海沿岸・島しょ部から標高 400m ほどの北部の高原地帯（豊栄町）、最高峰の鷹巣山（標高 922m、福富町）まで、多様な自然環境を持ちます。北部高原地帯は江ノ川水系、太田川水系、沼田川水系という広島県を代表する大河川の源流域です。また、中部の盆地地域（西条町・八本松町・高屋町・黒瀬町）は黒瀬川、入野川、瀬野川等、中河川の源流域に当たります。年間降水量が 1,500 mm 程度と少なく、蓄えられる水の量が少ない花崗岩地帯であることから、農業用のため池が数多く造られ、本市の水辺環境を特徴づけています。江戸時代には正保 3（1646）年に寺家大蔵田下池、明暦 2（1656）年に大蔵田上ノ池などが造られており、早くからため池がこの地域の環境を形成していたことが分かります。

こうした自然環境は、「安芸国最大の穀倉地帯」が形成される土台、源流と言えるでしょう。

● 山林と人々の暮らし

本市の環境は、人の手が入ることによって形成されており、人間の暮らしと密接につながっている点が特徴です。丘陵部の植生は、長らくマツを主体とした二次林であり、薪炭としての利用やコクバヨセ（着火用の松葉集め）等が行われてきました。しかし、近年山林の利用が減少し、さらに松くい虫の被害によって、マツからクヌギ・カシ・シイなどの照葉樹の林に急速に変化しつつあります。

このような山林には多くの動物が生息しています。農作物への被害が問題となっているシカやイノシシは増加の一途をたどっているほか、タヌキ、キツネ、ウサギ、イタチはいうに及ばず、テンやムササビも比較的良く見られます。市域北部ではツキノワグマも確認されており、夏鳥であるブッポウソウの営巣も確認されるなど、豊かな生態系が見られます。

● 清流の主・オオサンショウウオと豊かな水辺

河川には特別天然記念物のオオサンショウウオを始めとした貴重な生物が生息しています。

特にオオサンショウウオは、2,000 万年前からほとんど姿が変わらず、生きた化石とも言われる貴重な存在です。北部の豊栄町域では産卵から孵化が行われる巣穴が複数確認されており、繁殖活動が確認されています。このほか、両生類ではオオサンショウウオ以外に、アキサンショウウオ（旧：カスミサンショウウオ）が市内全域で市の天然記念物に指定されています。

水辺に集まる鳥類は、江戸末期の広島藩の地誌・「国郡志御用書上帳」等に記されるものうち、トキやツルを除いてその多くを現在も見ることが可能であり、水鳥の宝庫といえます。

ため池には多種多様な水草が生息しており、調査では 77 種もの水草が確認されています。中にはサイジョウコウホネのような西条盆地の固有種も見られ、生育環境であるため池とその環境の

保全が求められています。

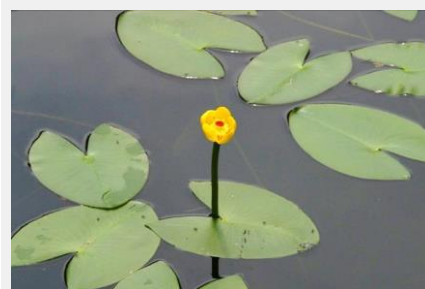
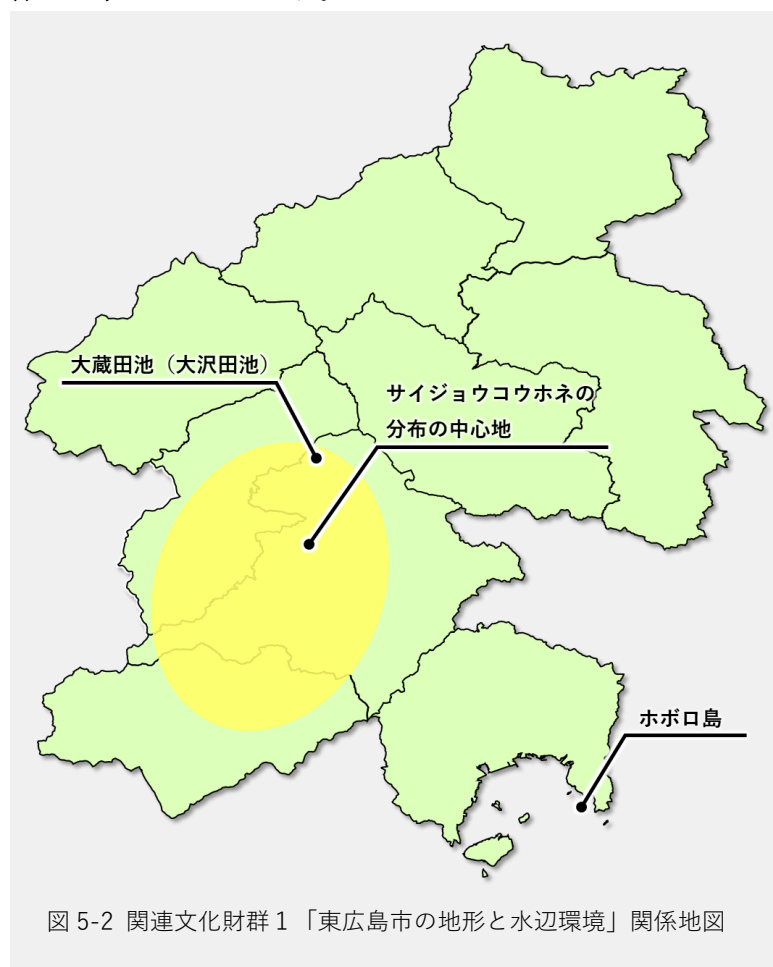


写真 5-1 サイジョウコウホネ



写真 5-2 ミコシギク



写真 5-3 ブッポウソウ



写真 5-4 市天然記念物
アキサンショウウオ



写真 5-5 特別天然記念物
オオサンショウウオ

● 東広島唯一の海、三津湾

安芸津町域は市の南端に位置し、瀬戸内海に面しています。標高が低く、内陸部に比べて温暖な気候です。現在では希少なウラギクなどの海辺の植物も見られます。

海域は三津湾と呼ばれ、約 16 km の弧状の海岸線で囲まれており、湾内に 7 つの島が存在します。いずれも小規模で、大芝島を除いて残りは無人島です。中にはホボロ島のようにナナツバコツブムシという^{こうかくるい}甲殻類の影響で生物浸食が進み、50 年程で大きく姿を変えた珍しい島もあります。

海域に生息する魚類は、スジハゼやアミメハギなど 58 種が確認されています(「安芸津町史」)。この中にはセトカジカやヘビギンボなど瀬戸内海を特徴づける一方、本州沿岸域では姿を消しつつある小型魚類も多く確認されています。そのほか多様なウミウシ類や造礁^{ぞうしょう}サンゴ類のキクメイシモドキの群落も確認されており、豊かな自然環境を示しています。



写真 5-6 ホボロ島（安芸津町）※上の写真は昭和 20 年代



写真 5-7 ウラギク（安芸津町）

■ 表 5-27 構成文化財一覧

No.	名称	区分	文化財の指定等
1	^{こくぐん し ごようかきあげちよう} 国郡志御用書上帳	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）
2	アキサンショウウオ	記念物	動物・植物・地質鉱物 市指定
3	アミメハギ	記念物	動物・植物・地質鉱物
4	ウラギク	記念物	動物・植物・地質鉱物
5	ウミウシ類	記念物	動物・植物・地質鉱物
6	オオサンショウウオ	記念物	動物・植物・地質鉱物 国指定（特別天然記念物）
7	キクメイシモドキ	記念物	動物・植物・地質鉱物
8	コウノトリ	記念物	動物・植物・地質鉱物 国指定（特別天然記念物）
9	サイジョウコウホネ	記念物	動物・植物・地質鉱物
10	セトカジカ	記念物	動物・植物・地質鉱物
11	スジハゼ	記念物	動物・植物・地質鉱物
12	ブッポウソウ	記念物	動物・植物・地質鉱物
13	ベニオグラコウホネ	記念物	動物・植物・地質鉱物
14	ヘビギンボ	記念物	動物・植物・地質鉱物
15	ミコシギク	記念物	動物・植物・地質鉱物
16	ホボロ島	記念物	動物・植物・地質鉱物
17	ため池のある農村景観	文化的景観	

● 関連文化財群 1 「東広島市の地形と水辺環境」の課題

特別天然記念物 オオサンショウウオを始めとする希少な動植物を適切に保護するためには、基礎調査（把握調査）によりその生息状況を把握するとともに、調査成果を踏まえた文化財の指定・登録を進める必要があります。併せて構成文化財やストーリーの更新を行いながら情報発信に取り組み、普及に努めることが求められます。

● 関連文化財群 1 「東広島市の地形と水辺環境」の方針と取組み

希少動植物に関して必要な基礎調査（把握調査）に取り組み、調査成果を踏まえた希少動植物の文化財指定・登録、構成文化財とストーリーの更新に適宜取り組みます。また、広報媒体を活用した積極的な情報発信に取り組み、関連文化財群の構成文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組みます。

■表 5-28 調査・研究の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-15 1-1	希少動植物の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	希少動植物に関して必要な基礎調査を適宜実施する。									
1-16 1-4	開発・災害時に伴う天然記念物（動植物）調査	◎		○	◎	◎	◎			
	豪雨災害により被害を受けている可能性のある天然記念物の生息地に対し、保全に必要な策を講じるため、大学・地域住民・NPO 法人等が連携し、調査を継続するとともに、必要に応じて被災箇所等で新たに調査を実施する。									
1-17	関連文化財群の見直し・更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群 1 「東広島市の地形と水辺環境」のストーリー及び構成文化財の見直し・更新に適宜取り組む。									

■表 5-29 保存・管理の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-50 1-15 2-3	希少動植物の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査及び指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった希少動植物の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									

2-51 2-23	希少動植物生息地域の事前確認及び周知	○	○		◎	◎	◎			
	埋蔵文化財部門と連携し、開発に伴う埋蔵文化財の包蔵地確認の際に希少動植物の生息地域・自生地を確認するとともに、生息地域・自生地及び現状変更許可手続き等について周知を図る。									

■表 5-30 普及・活用・学習の取り組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-39 3-8	関連文化財群の発信			◎	◎	○	◎			
	関連文化財群 1「東広島市の地形と水辺環境」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-40 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携し、関連文化財群 1「東広島市の地形と水辺環境」の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-41	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群 1「東広島市の地形と水辺環境」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

関連文化財群 2 古墳文化の開花

● 安芸地方の中心・三ツ城古墳

弥生時代には、土壙墓群や石棺墓群などの集団墓が造られていますが、中期末から後期にかけて、台状の墳丘をもつ台状墓や、四隅がヒトデのように飛び出した四隅突出墓、方形の墳丘の周囲に溝を巡らした方形周溝墓などのように、特定の人たちを埋葬するような様々な墓制が現れ、全国で展開します。

中央部に当たる西条盆地は、安芸地域で最も広い平野部を形成しており、古くから定住と耕地の形成が進みました。西条盆地でも、墳丘に石を貼る貼石墓や周溝墓などの、やや規模の大きな有力者のものと思われる墓が確認されています。

続く古墳時代には、前方後円墳を頂点とする特徴的な墓制が成立します。広島県最大級の前方

後円墳は、西条盆地のほぼ中央の低い丘陵上に造営された三ツ城古墳（史跡）であり、墓制の上でも安芸地域の中心的な存在でした。

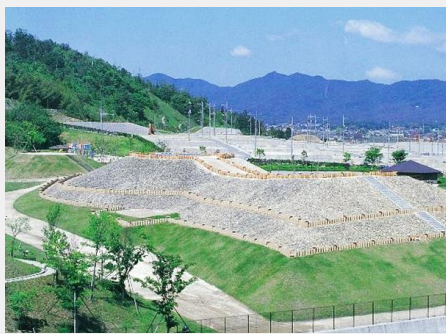


写真 5-8 史跡 三ツ城古墳



写真 5-9 三ツ城古墳出土品（埴輪）



写真 5-10 山王古墳群（石棺）



図 5-3 関連文化財群 2「古墳文化の開花」関係地図

● 花開く古墳文化

この三ツ城古墳を始めとして、市内には 700 基前後の古墳が造られています。古墳時代の初期から前期にかけては、才ガ迫古墳（高屋町宮領）や白鳥古墳（高屋町郷）、仙人塚古墳（高屋町郷）、藤が迫第 1 号古墳（八本松飯田）などが造られていて、各地域の小豪族がしのぎを削っていたようです。中期になってくると、東の吉備勢力（主に岡山県・広島県東部）が強大になってきたことから、それに対抗するため安芸地方（主に広島県西部）の豪族が結集することになり、その頂点に立った豪族の墓が三ツ城古墳と考えられます。ヤマト政権にとっても、強力な吉備勢力

を背後からけん制する意味でも安芸地方と手を結ぶことは重要だったようで、三ツ城古墳に供えられた須恵器はヤマト政権の窯（陶邑）で焼かれたものでした。

後期になると、大きな墳丘を持つ古墳は少なくなり、横穴式石室をもつ円墳が各地で多数造られています。これらは、各地区の小豪族の墓と考えられ、沼田川流域では、装飾付の壺や、鳥形や環状の形をした瓶などの須恵器を副葬することを特徴とする古墳（二反田古墳群（河内町上河内）、貝峠古墳（福富町上戸野）など）が造られています。

古墳時代は国や郡といった地域のまとまりが形成されつつある時代です。そのプロセスの詳細は明らかになっていませんが、巨大古墳が造られた時期に次の時代の安芸国の母体が形成されるとともに、地域性豊かな古墳とその副葬品の存在は、主要河川の流域や盆地などの小地域にそれぞれ独自の文化が育ちつつあったことを示しています。いうなれば、これらは東広島の文化の源流といえるでしょう。



● 1,200年の時を超えて

7世紀に古墳時代が終焉を迎えると、人々の記憶から古墳の存在そのものが忘れ去られていきました。多くの古墳は「塚」と呼ばれていましたが、必ずしも墓とは考えられていなかったようです。しかし、近代に入って発掘調査が行われるようになると、古墳は3世紀から7世紀の墓であることが明らかになりました。1,200年の時を超え、“古墳”は再発見されたのです。

大規模な古墳は、その規模の大きさ・使用された石の巨大さから、古代豪族の権威の大きさを目の当たりにできる貴重な遺跡として、地域のシンボルとなっています。

■ 表 5-31 構成文化財一覧

No.	名称	区分	文化財の指定等
1	貝峠古墳出土台付鳥形瓶	有形文化財	美術工芸品（考古資料）
2	白鳥古墳出土品	有形文化財	美術工芸品（考古資料） 県指定
3	二反田古墳出土品	有形文化財	美術工芸品（考古資料）
4	三ツ城古墳出土品	有形文化財	美術工芸品（考古資料）
5	岩幕山古墳	記念物	遺跡 市史跡
6	小越古墳	記念物	遺跡

7	貝 ^{かい} 峠 ^{のだお} 古墳	記念物	遺跡	
8	胡麻古墳群	記念物	遺跡	
9	小松古墳群	記念物	遺跡	
10	才 ^{さい} ガ ^が 迫 ^{さこ} 古墳	記念物	遺跡	
11	山王 ^{さんのう} 古墳群	記念物	遺跡	一部市史跡
12	白鳥 ^{しらとり} 古墳	記念物	遺跡	
13	仙人塚古墳	記念物	遺跡	
14	長者スクモ塚第1号古墳	記念物	遺跡	
15	塚土 ^{つかど} 古墳群	記念物	遺跡	
16	二反田 ^{にたんだ} 第1号古墳	記念物	遺跡	
17	花 ^{はな} が ^が 迫 ^{さこ} 古墳群	記念物	遺跡	
18	藤が迫古墳群	記念物	遺跡	
19	丸山神社第1号古墳	記念物	遺跡	
20	三ツ城 ^{みつじょう} 古墳	記念物	遺跡	国史跡
21	宮ヶ ^{みやが} 迫 ^{さこ} 古墳群	記念物	遺跡	市史跡
22	森信 ^{もりのぶ} 古墳群	記念物	遺跡	
23	保田 ^{やすだ} 古墳群	記念物	遺跡	市史跡
24	火の釜の伝説	その他の文化財		
25	日本武尊 ^{やまとたけるのみこと} の白鳥 ^{しらとり} 伝説	その他の文化財		

● 関連文化財群2「古墳文化の開花」の課題

構成文化財の適切な保存と活用を図るため、発掘調査の成果を踏まえた文化財指定・登録を進めるとともに、開発に伴う古墳などの埋蔵文化財包蔵地の事前協議を継続的に事業者へ周知・指導する必要があります。併せて構成文化財やストーリーの更新を行いながら情報発信に取り組み、関連文化財群の普及に努めることが求められます。

● 関連文化財群2「古墳文化の開花」の方針と取り組み

これまでの発掘調査の成果を踏まえ、必要に応じて遺跡及び考古資料の指定・登録調査を進め、構成文化財の文化財指定・登録に適宜取り組みます。併せて古墳などの埋蔵文化財包蔵地の開発に関する事前協議を引き続き推進することで適切な保護につなげます。

また、調査成果を踏まえた構成文化財とストーリーの更新、広報媒体を活用した積極的な情報発信により、文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組みます。

■表 5-32 調査・研究の取り組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-18	関連文化財群の見直し・更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や発掘調査、市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群2「古墳文化の開花」のストーリー及び構成文化財の見直し・更新に適宜取り組む。									

■表 5-33 保存・管理の取り組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-52 1-18 2-3	遺跡及び考古資料の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	発掘調査及び指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった遺跡及び考古資料の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									
2-53 2-23	埋蔵文化財包蔵地協議の周知		◎		◎	◎	◎			
	古墳などの埋蔵文化財包蔵地での開発に関する事前協議を行うよう、継続して事業者にも周知を図る。									

■表 5-34 普及・活用・学習の取り組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-42 3-8	関連文化財群の発信			◎	◎	○	◎			
	関連文化財群2「古墳文化の開花」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-43 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携し、関連文化財群2「古墳文化の開花」の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-44	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群2「古墳文化の開花」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

しんぶつしゅうごう

こんりゅう

げん せ り やく

てんびょう





写真 5-14 史跡 安芸国分寺跡（僧房及び講堂跡）



写真 5-15 福成寺境内



写真 5-16 県重要文化財 木造薬師如来坐像（國分寺）

● 神仏習合の広がり

一方、神社は、発掘調査によって飛鳥時代の神社として話題になった西本6号遺跡（市史跡）を別として、平安時代の創建を伝える古社が多数見られます。平安時代には、仏教信仰と日本固有の神祇信仰を融合させ、神と仏はもともと一つのもので、仏がこの国に神の姿を借りて現れたものとする神仏習合の思想が広まった時代です。それ以来、神社と寺院は一体として発展してきました。寺院にはそれを守る鎮守社が建てられ、神社には仏像が祀られました。安芸国分寺の北に鎮座する石清水八幡神社（西条町吉行）は国分寺の鎮守社であったと伝えられ、福成寺には境内に六所権現が祀られています。豊栄町乃美の本宮八幡神社に平安期の大般若経が納められ、志和町志和堀の大宮神社には南北朝時代の大般若経・五部大乘経が奉納されています。

加えて伝説や縁起は人々に神仏を身近に感じさせる役割を果たしました。河内町入野の竹林寺は室町時代の縁起絵巻とともに小野篁の伝説を今に伝えています。



写真 5-17 県重要文化財 紙本墨書大般若経（本宮八幡神社）



写真 5-18 竹林寺縁起絵巻（県重要文化財）

● 現代につなぐ、神仏への信仰

明治新政府は、明治元年（慶応4（1868）年）、神仏分離令を発し、全国の神社に仏像・仏具を神社から排除すること等を命じました。全国に廃仏毀釈と呼ばれる仏教排斥運動がおこり、荒れ果てる寺院も多くありました。しかし、2,000年近く人々の意識に植え付けられた神仏に対する信仰は簡単には変わることはありませんでした。本市域においても、廃棄を命じられた仏像や仏具をひそかに守り残した例は数多くあります。志和町志和堀の市中神社の銅鐘（市重要文化財）や黒瀬町のみの門前神社の懸仏（市重要文化財）はその好例です。門前神社には19体のもの懸仏が残り、中には鎌倉時代の優れた鑄造作品も見られます。これらは全て地域の人々が大切に守り伝えたものであり、長い神仏習合の記憶を今に留めるものです。



写真 5-19 市重要文化財 門前神社の懸仏



写真 5-20 市重要文化財 銅鐘（市中神社）

■ 表 5-35 構成文化財一覧

No.	名称	区分	文化財の指定等
1	石清水八幡神社	有形文化財 建造物	
2	大宮神社宮蔵	有形文化財 建造物	市指定
3	竹林寺本堂	有形文化財 建造物	国指定
4	並瀧寺本堂	有形文化財 建造物	市指定
5	福成寺本堂内厨子及び須弥壇	有形文化財 建造物	国指定
6	紙本 著色 竹林寺縁起絵巻	有形文化財 美術工芸品（絵画）	県指定
7	八王子観音菩薩立像	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	市指定
8	福成寺地藏菩薩半跏像	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	
9	木造地藏菩薩半跏像（竹林寺）	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	県指定
10	木造薬師如来坐像（國分寺）	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	県指定
11	大多田八幡神社の懸仏	有形文化財 美術工芸品（工芸品）	市指定
12	懸仏（大宮神社）	有形文化財 美術工芸品（工芸品）	市指定
13	線刻十一面観音鏡像	有形文化財 美術工芸品（工芸品）	市指定
14	銅鐘（市中神社）	有形文化財 美術工芸品（工芸品）	市指定

15	樋之上八幡神社の懸仏 ひのうえ かげぼとけ	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
16	門前神社の懸仏 かげぼとけ	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
17	五部大乘経（大宮神社） ごぶだいじょうきょう	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	市指定
18	紙本墨書大般若経（大宮神社） しほんぼくしょだいはんにゃきょう	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	市指定
19	紙本墨書大般若経（本宮八幡神社） しほんぼくしょだいはんにゃきょう	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	県指定
20	西本6号遺跡出土品	有形文化財	美術工芸品（考古資料）	市指定
21	安芸国分寺跡	記念物	遺跡	国指定
22	西本6号遺跡	記念物	遺跡	市指定
23	福成寺境内 ふくじょう じけいだい	記念物	遺跡	
24	小野 篁 伝説 おの の たかむら	その他の文化財		

● 関連文化財群3「仏教文化の広がり^{しんぶつしゅうごう}と神仏習合^{しんぶつしゅうごう}の記憶」の課題

構成文化財の適切な保存と活用を図るため、社寺建築や社寺什物分野の調査成果を踏まえ、文化財の指定・登録に取り組むことが必要です。併せて構成文化財やストーリーの更新に取り組み、情報発信を行うことで、関連文化財群の普及に努めることが求められます。

● 関連文化財群3「仏教文化の広がり^{しんぶつしゅうごう}と神仏習合^{しんぶつしゅうごう}の記憶」の方針と取り組み

社寺建築や社寺什物分野における必要な調査に取り組み、調査成果を踏まえた構成文化財の指定・登録、構成文化財とストーリーの更新に適宜取り組みます。また、広報媒体を活用した積極的な情報発信に取り組み、文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組みます。

■表 5-36 調査・研究の取り組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-19 1-1	社寺建築・社寺什物等の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	社寺建築・社寺什物等の分野において必要な基礎調査を適宜実施する。									
1-20	関連文化財群の見直し・更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群3「仏教文化の広がり ^{しんぶつしゅうごう} と神仏習合 ^{しんぶつしゅうごう} の記憶」のストーリー及び構成文化財の見直し・更新に適宜取り組む。									

■表 5-37 保存・管理の取組み

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-54	社寺建築・社寺什物等の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
1-19 2-3	文化財基礎調査や指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった社寺建築・社寺什物等の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									

■表 5-38 普及・活用・学習の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-45	関連文化財群の発信			◎	◎	○	◎			
3-8	関連文化財群 3「仏教文化の広がり」と神仏習合の記憶」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-46	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
3-25	観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携し、関連文化財群 3「仏教文化の広がり」と神仏習合の記憶」の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-47	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群 3「仏教文化の広がり」と神仏習合の記憶」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

関連文化財群 4 大内氏の安芸国支配と国衆

● 西国一の守護大名・大内氏と東西条

室町時代の安芸国は、山口を本拠として九州北部から中国地方西部を押さえた大内氏と、管領という幕府の要職を務め、畿内から四国にかけて大きな勢力を持った細川氏という二大勢力の狭間にあり、重要な位置にある地域でした。

室町時代の本市域は、幕府の御家人で地域の有力者である国衆（国人）の領域を除き、その多くが「安芸国東西条」と呼ばれ、山口の大内氏の領地でした。大内氏は西条盆地の中央に鏡山城を築き、安芸国支配の拠点とするとともに、東の細川氏に対する最前線に位置づけました。

大内氏は、鏡山城を軍事的・政治的な拠点とする一方、地域の大寺院である福成寺（西条町下三永）を、氏寺の興隆寺（山口県）の末寺とし、宗教的・精神的な拠点とするとともに、戦乱で荒廃した伽藍の復興に力を尽くしました。

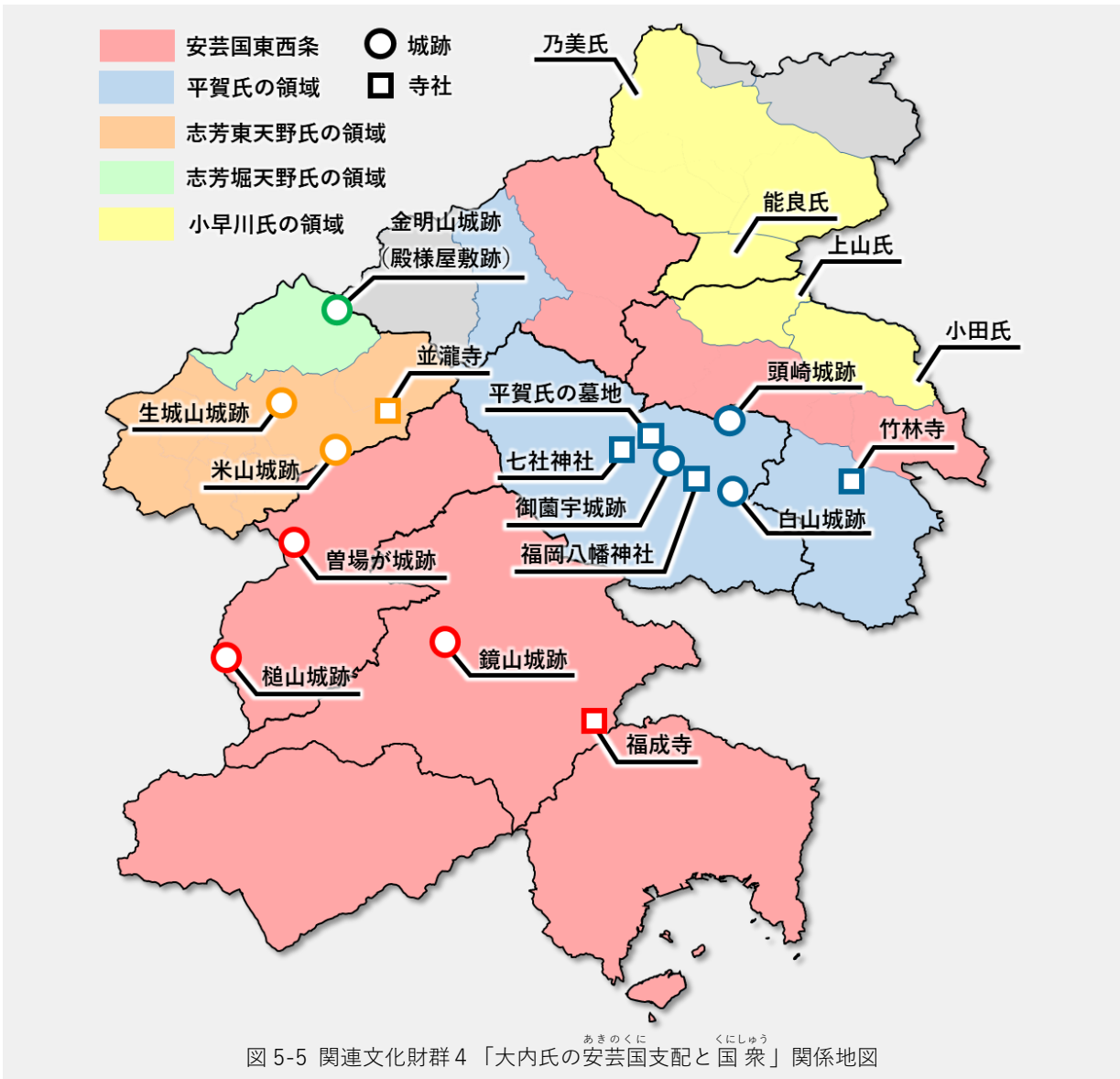


写真 5-21 史跡 鏡山城跡



写真 5-22 市史跡 曾場が城跡

● 有力国衆が築く地域文化

一方で、安芸国は南北朝時代以来、守護の権威が浸透せず、地域に根付いた国衆（国人）と呼ばれる豪族が勢力を持っていた特異な地域として知られています。国衆たちは盟約によって連合し、守護など大勢力に対抗するとともに、情勢によって二大陣営の一方を後ろ盾として乱世を生き抜きました。

本市域を根拠地とする高屋の平賀氏、志和東・志和堀の両天野氏は安芸国の国衆の中でも最有力の氏族として知られています。地理的な関係から大内氏に従うことが多かった一方、同じく有力国衆の毛利氏、小早川氏、吉川氏、野間氏、阿曾沼氏らと同盟を組み、大名権力から一定の自立を図るとともに、政治的な課題を解決していました。

平賀氏は、後世に白市（高屋町）と呼ばれる原初的な城下町を形成し、福岡八幡神社や竹林寺など多くの神社仏閣を造営して地域文化の基礎を築きました。

本市の室町時代は、これら大内氏と平賀氏や天野氏といった国衆が合従連衡を通じて互いに影響しあうことによってつくられました。平賀氏ら国衆は、大内氏が滅亡し、毛利氏の時代となっても一定程度の独立を維持し、中世を通じて地域を支配することによって、地域に大きな影響を残しました。



写真 5-23 県史跡 平賀氏の遺跡 白山城跡



写真 5-24 市史跡 生城山城跡

■ 表 5-39 構成文化財一覧

No.	名称	区分	文化財の指定等
1	竹林寺本堂	有形文化財 建造物	国指定
2	七社神社	有形文化財 建造物	
3	並瀧寺本堂	有形文化財 建造物	市指定
4	福岡八幡神社	有形文化財 建造物	
5	福成寺本堂内厨子及び須弥壇	有形文化財 建造物	国指定
6	生城山城跡	記念物 遺跡	市指定
7	鏡山城跡	記念物 遺跡	国指定
8	金明山城跡（殿様屋敷跡）	記念物 遺跡	
9	米山城跡	記念物 遺跡	
10	曾場が城跡	記念物 遺跡	市指定

11	つちやま 槌山城跡	記念物	遺跡	市指定
12	かしらざき 平賀氏の遺跡 頭崎城跡	記念物	遺跡	県指定
13	しろやま 平賀氏の遺跡 白山城跡	記念物	遺跡	県指定
14	平賀氏の遺跡 平賀氏の墓地	記念物	遺跡	県指定
15	みそのう 平賀氏の遺跡 御園宇城跡	記念物	遺跡	県指定
16	白市の町並み	伝統的建造物群		

● 関連文化財群4「大内氏の安芸国支配と国衆」の課題

構成文化財の適切な保存と活用を図るため、社寺建築・社寺什物・遺跡等の調査成果を踏まえ、文化財の指定・登録に取り組むことが必要です。また、城跡などの埋蔵文化財包蔵地では、開発に当たって事前協議を継続的に事業者へ周知・指導する必要があります。併せて構成文化財やストーリーの更新に取り組む、情報発信を行うことで、関連文化財群の普及に努めることが求められます。

● 関連文化財群4「大内氏の安芸国支配と国衆」の方針と取り組み

社寺建築・社寺什物・遺跡等の調査の成果を踏まえ、構成文化財の文化財指定・登録に適宜取り組みます。併せて城跡などの埋蔵文化財包蔵地の開発に関する事前協議を引き続き推進することで適切な保護につなげます。

また、調査成果を踏まえた構成文化財とストーリーの更新、広報媒体を活用した積極的な情報発信により、文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組めます。

■表 5-40 調査・研究の取り組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-21 1-1	社寺建築・社寺什物・遺跡等の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	社寺建築・社寺什物・遺跡等の分野において必要な基礎調査を適宜実施する。									
1-22	関連文化財群の見直し・更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や発掘調査、市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群4「大内氏の安芸国支配と国衆」のストーリー及び構成文化財の見直し・更新に適宜取り組む。									

■表 5-41 保存・管理の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 域 市 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 教 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-55 1-21 2-3	社寺建築・社寺什物等の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や発掘調査、指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった社寺建築・社寺什物・遺跡等の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									
2-56 2-23	埋蔵文化財包蔵地協議の周知		◎		◎	◎	◎			
	城跡などの埋蔵文化財包蔵地での開発に関する事前協議を行うよう、継続して事業者にも周知を図る。									

■表 5-42 普及・活用・学習の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 域 市 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 教 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-48 3-8	関連文化財群の発信			◎	◎	○	◎			
	関連文化財群 4「大内氏の安芸国支配と国衆」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-49 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携し、関連文化財群 4「大内氏の安芸国支配と国衆」の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-50	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群 4「大内氏の安芸国支配と国衆」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

関連文化財群5 賀茂台地の暮らしと信仰

● 賀茂台地で発達する農業

広島県のほぼ中央に位置する賀茂台地は、標高 200m ほどの西条盆地と標高 400m ほどの豊栄町を中心とした地域です。前述のとおり水不足が起こりやすいこの地域では、水田の水をほとんど灌漑用のため池で賄っていました。そのため、ため池の数は旧市域だけで 2,000 を超えます。

南部の台地が賀茂郡であったのに対し、北部の台地は近代まで豊田郡に属していました。19 世紀初頭の広島藩の地誌『芸藩通志』によれば、人口と耕地面積で賀茂郡が最も多く、豊田郡がこれに次ぎます。収穫高では豊田郡が最大で、賀茂郡がこれに次ぎました。本市域は両郡の主要部に当たり、広島藩の穀倉地帯として知られていました。この豊かな生産力を背景に、この地域では多彩な農村文化が花開きました。

生産力の向上につながったのが、農機具の改良と普及です。カラスキ・馬鋤・各種鋤・鋤などの耕作具、千歯扱ぎ・万石通し・唐箕といった脱穀具など様々な機具が導入され、利用されました。

● 神社仏閣の造営と赤瓦の普及

生産性の向上は農村に経済的・精神的余裕を生み出しました。それは神社仏閣の造営や住宅の高級化を促進し、目に見える形で現在に遺されています。豊栄町乃美の本宮八幡神社の拝殿（市重要文化財）は、元禄14（1701）年に建てられた旧本殿であり、当時最大級の本殿建築でした。高屋町高屋東の福岡八幡神社本殿は享保元（1714）年に建てられた市内最大の本殿で、大坂（大阪）の大工の手による上方風の華麗な建築です。以後、安芸国では大坂の大工による神社仏閣の造営が増加しますが、これはその先駆けといえるものです。



写真 5-25 市重要文化財 本宮八幡神社社殿（拝殿）



写真 5-26 福岡八幡神社

住宅については、庄屋身分以外の家でも時代が下るにつれて大規模化していきます。保存状態の良いものは少ないですが、17世紀末から18世紀前期という古い年代の住宅も一定数遺っており、丁寧に建てられたことが推測されます。また、住宅の屋根は「芸州流」と呼ばれる茅葺技術が発達し、西日本の広い範囲に普及しました。

18世紀末から石見地方（島根県西部）の技術者により「石州瓦」と呼ばれる赤瓦の生産が始まります。明治以降、一般住宅にも普及し始め、戦後は爆発的に広がりました。赤瓦を屋根に用いた民家は、「居蔵造」と呼ばれる白壁の大規模な建築で、破風を連ね、しゃちほこなどの飾り瓦をあげる豪壮なたたずまいはこの地域の大きな特徴です。



写真 5-27 赤瓦・居蔵造の民家の景観

● 賀茂台地の豊かな農村文化

食生活についても、市域外の地域と比べて相対的に豊かでした。米は年貢や換金作物でしたが、麦類に混ぜて主食としたほか、^{こごめ} 粉米・^{くずまい} 屑米を粉にひいて団子や餅として食していました。近代には稲作を背景の一つとする酒造りが盛んとなりました。酒造りの副産物である酒粕なども、高価ながら他地域よりも手に入り易く、季節になれば粕汁や炙って食べるなどして利用されました。

西条柿は、西条町寺家を原産地とする柿で、「長福寺縁起」に柿の由来が記されています。また、鎌倉幕府4代将軍・^{よりつね} 頼経の子が^{ほうそう} 疱瘡をわずらった際に、この西条柿を食べると病が完治したため、長福寺に寺領が献上され、以後代々の将軍に毎年西条柿を献上したと伝わっています。江戸時代には広島藩の「西条柿奉行」が置かれるなど、名産品として全国に知られていました。

嗜好品としての茶や煙草の生産も盛んでした。高屋町白市では、和紙の原料である^{こうぞ} 楮の栽培とともに、^{げんろく} 元禄年間以前に茶の栽培が始まるとされます。その後、^{ぶんきゆう} 文久2（1862）年、^{ひら ききゆう べえのぶたか} 平木久兵衛信隆が宇治の製茶法を学び帰り、地域住民に勧めるとともに茶畑を開拓し、一大産地にするとされます。幕末には藩の統制下に^{しらいち} 白市に製茶場が設けられ、木原家が^{ちやぎやうが} 茶業掛り役を命じられるとともに、製茶場も邸内に建てられました。



写真 5-28 市史跡 西条柿伝承地

● 安芸門徒の信仰と暮らし

信仰面では、本市域を含む安芸地域は浄土真宗が盛んなことで知られており、信者は「安芸門徒」と称されました。門徒は、村落内の地域ごとに数軒から十数軒を単位に「講」を組織し、信仰の

みならず生活共同体としての性格を持ち合わせていました。講の構成員は「講中」と呼ばれ、「講中頭」などと呼ばれる世話人を中心に運営されていました。講中のつきあいは、家普請（建築）・屋根替え・出産・結婚・病傷・罹災・葬祭などあらゆる面に及び、人々の生活に大きな影響を与えました。講中には月毎・年毎の掛金の積立のほか、経文・仏具・食器・座敷道具など共有の器物類があり、講の財産というべきものです。現在も各地に「講中茶碗」などと呼ばれる漆器などが保管されています。

浄土真宗の寺院は、このような講中とその信仰に支えられており、住職が世襲であることと相まって、特に農村部において大きな影響力を持ちました。

宗教行事は、「御正忌（報恩講）」を始め、春・秋の「彼岸会」、5月の親鸞聖人の誕生日を祝う「降誕祭」、親鸞聖人の命日の前日に行う「お逮夜」などが行われました。これらの年中行事は、規模は縮小しましたが、現在でも各地で行われており、門徒の信仰の篤さを示しています。

安芸津町小松原の説教場は、現在もこのような年中行事の際に僧侶の説教を聴く「聴聞会」が開かれる道場の一つです。

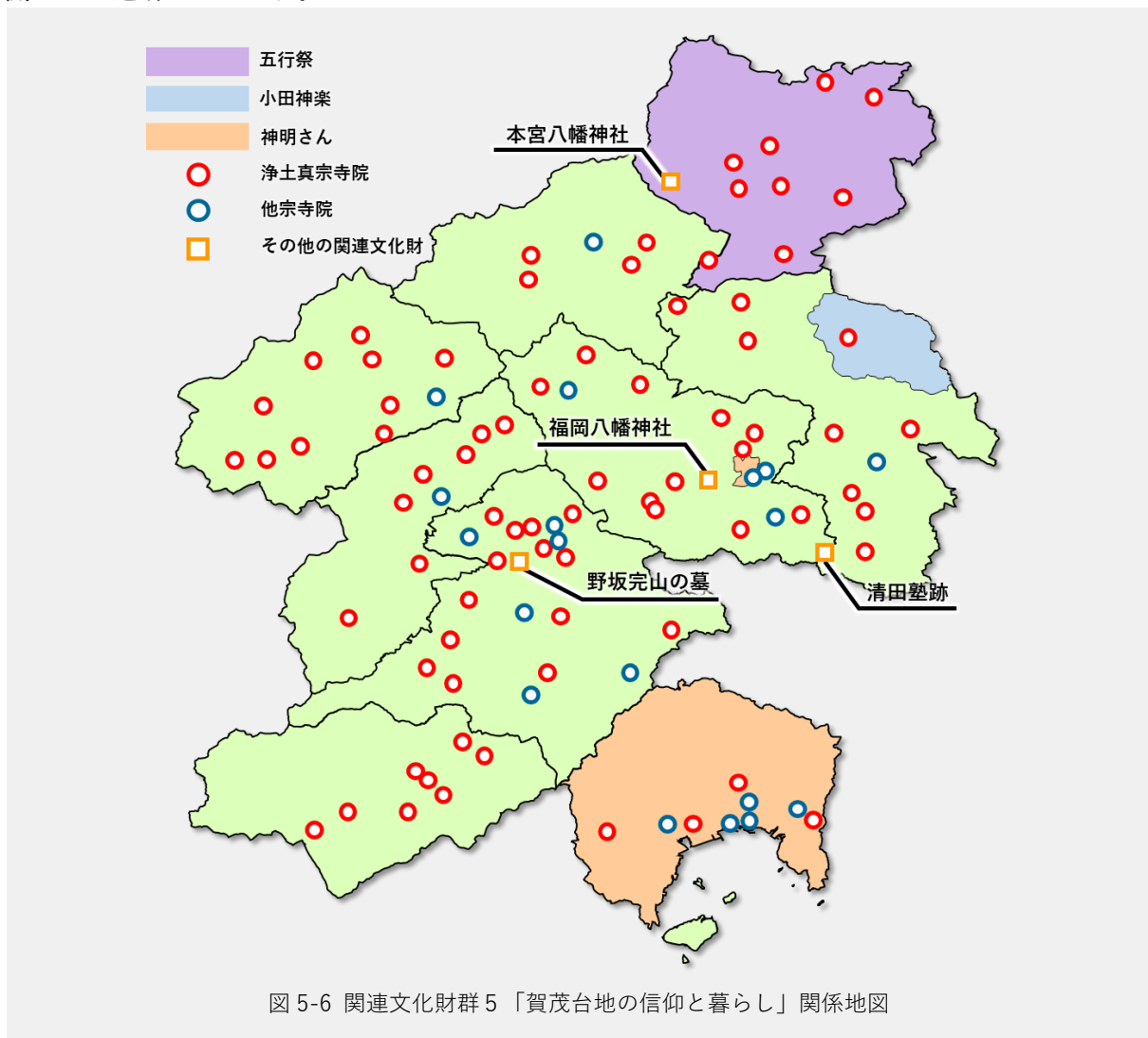


図 5-6 関連文化財群 5 「賀茂台地の信仰と暮らし」 関係地図

● 今につながる祭礼・年中行事

一方、他宗の信者も一定数おり、安芸門徒でも神社の祭礼などは盛んに行っています。中でも本市域では、祭文の語りを中心とした五行祭（県無形民俗文化財）と呼ばれる神楽が広く上演されていました。現在も北部を中心に折に触れて演じられています。また、吹囃子と呼ばれる祭礼行列も北部の神社を中心によく保存されています。

年中行事もそれほど豊富ではありませんが、いくつかのものは現在も行われています。正月15日を中心に市内各地で行われるトンド（左義長・神明さん）は、地区ごとに杉、竹やワラで塔を組み上げ、正月飾りとともに燃やす行事で、豊作や無病息災を祈願して行われます。大きいものは高さ十数mに及ぶものもあります。

また、市域において盆踊りが18世紀末には既に行われていたことが知られており、昭和期には西条地区で「西条盆踊り大会」が開催され、全国から集まって競演が行われていました。現在も吉土実盆踊り保存会などにより、継承の取組みが行われています。その他、安芸地方に特徴的な、お盆に色鮮やかな盆灯籠を墓に飾る風習も、現代に受け継がれています。



写真 5-29 県無形民俗文化財 神楽～五行祭～



写真 5-30 市重要無形民俗文化財 小田神楽

● 賀茂台地の教育

庶民教育の場である寺子屋は、18世紀中期以降各地で造られるようになりますが、本市域では19世紀初頭まで下ります。教師は神官、医師、僧侶、平民など様々な人が担いました。

一方、中・高等教育は私塾で行われました。私塾には、四日市山田氏の怡雲山館、福富町久芳の黒川氏の松溪塾、河内町入野の清田塾などが知られています。特に西条町寺家の医師野坂完山の塾は、文政12(1829)年には既に門人196人、滞留の門人26人の記録があり、他国からの留学生は9人とされています。完山は医師であったため、教育は夜間に行い、昼間は医療活動に専念しました。野坂完山は『鶴亭日記』と名付けた日記を残しており、この地域の暮らしや習俗を知る貴重な資料となっています。



写真 5-31 県史跡
の さかかんざん
野坂完山の墓

■ 表 5-43 構成文化財一覧

No.	名称	区分		文化財の指定等
1	安楽寺	有形文化財	建造物	国指定
2	元行寺	有形文化財	建造物	
3	観現寺	有形文化財	建造物	
4	元浄寺	有形文化財	建造物	
5	旧木原家住宅	有形文化財	建造物	
6	教円寺	有形文化財	建造物	
7	教得寺	有形文化財	建造物	
8	教順寺	有形文化財	建造物	
9	教正寺	有形文化財	建造物	
10	教善寺	有形文化財	建造物	
11	教念寺	有形文化財	建造物	
12	慶雲寺	有形文化財	建造物	
13	慶寿院	有形文化財	建造物	
14	慶徳寺	有形文化財	建造物	
15	源光寺（黒瀬町）	有形文化財	建造物	
16	源光寺（高屋町）	有形文化財	建造物	
17	興学寺	有形文化財	建造物	
18	光源寺	有形文化財	建造物	
20	光政寺	有形文化財	建造物	
21	光乗寺	有形文化財	建造物	
22	光泉寺	有形文化財	建造物	
23	國分寺	有形文化財	建造物	一部市指定
24	小松原説教場	有形文化財	建造物	
25	西教寺（黒瀬町）	有形文化財	建造物	
26	西教寺（豊栄町）	有形文化財	建造物	
27	西福寺（黒瀬町）	有形文化財	建造物	
28	西福寺（高屋町白市）	有形文化財	建造物	
29	西福寺（高屋町稲木）	有形文化財	建造物	
30	西福寺（八本松町）	有形文化財	建造物	
31	西方寺	有形文化財	建造物	
32	西品寺 さいほんじ	有形文化財	建造物	
33	西明寺	有形文化財	建造物	
34	西楽寺	有形文化財	建造物	
35	西蓮寺	有形文化財	建造物	
36	寿福寺	有形文化財	建造物	
37	順教寺	有形文化財	建造物	
38	照栄寺	有形文化財	建造物	
39	正覚寺	有形文化財	建造物	

40	正願寺	有形文化財	建造物	
41	浄願寺	有形文化財	建造物	
42	正源寺	有形文化財	建造物	
43	昭玄寺	有形文化財	建造物	
44	正念寺	有形文化財	建造物	
45	正福寺（安芸津町）	有形文化財	建造物	
46	正福寺（西条町）	有形文化財	建造物	
47	浄福寺（安芸津町）	有形文化財	建造物	
48	浄福寺（高屋町）	有形文化財	建造物	
49	城福寺	有形文化財	建造物	
50	常樂寺	有形文化財	建造物	
51	正隆寺	有形文化財	建造物	
52	浄蓮寺（河内町）	有形文化財	建造物	
53	浄蓮寺（志和町）	有形文化財	建造物	
54	真光寺	有形文化財	建造物	
55	随泉寺	有形文化財	建造物	
56	清誓寺	有形文化財	建造物	
57	善教寺	有形文化財	建造物	
58	善性寺	有形文化財	建造物	
59	善正寺（豊栄町）	有形文化財	建造物	
60	善正寺（八本松町）	有形文化財	建造物	
61	善通寺	有形文化財	建造物	
62	善立寺	有形文化財	建造物	
63	長円寺	有形文化財	建造物	
64	長照寺	有形文化財	建造物	
65	長松寺	有形文化財	建造物	
66	超専寺	有形文化財	建造物	
67	竹林寺	有形文化財	建造物	
68	天龍寺	有形文化財	建造物	
69	東光寺	有形文化財	建造物	
70	東向寺	有形文化財	建造物	
71	東昇院	有形文化財	建造物	
72	徳行寺	有形文化財	建造物	
73	徳正寺	有形文化財	建造物	
74	徳善寺	有形文化財	建造物	
75	並瀧寺	有形文化財	建造物	一部市指定
76	南泉寺	有形文化財	建造物	
77	平泰寺	有形文化財	建造物	
78	福岡八幡神社	有形文化財	建造物	
79	福寿院（安芸津町）	有形文化財	建造物	

81	福寿院（西条町）	有形文化財	建造物	
82	福成寺 ふくじょう じ	有形文化財	建造物	
83	法泉寺	有形文化財	建造物	
84	報専坊	有形文化財	建造物	
85	品覚寺	有形文化財	建造物	
86	本興寺	有形文化財	建造物	
87	本宮八幡神社社殿	有形文化財	建造物	市指定
88	品立寺 ほんりゅう じ	有形文化財	建造物	
89	明安寺	有形文化財	建造物	
90	明眼寺本堂	有形文化財	建造物	国登録
91	妙顕寺	有形文化財	建造物	
92	妙照寺	有形文化財	建造物	
93	妙専寺	有形文化財	建造物	
94	妙徳寺	有形文化財	建造物	
95	妙福寺	有形文化財	建造物	
96	妙宝寺	有形文化財	建造物	
97	妙養寺	有形文化財	建造物	
98	養国寺	有形文化財	建造物	
99	鶴亭日記 かくてい	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	
100	長福寺縁起	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	
101	平木久兵衛の碑 ひらききゅうべえ	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	
102	講中茶碗 こうじゅうちやわん	民俗文化財	有形の民俗文化財	
103	煙草乾燥小屋	民俗文化財	有形の民俗文化財	
104	亥の子 い	民俗文化財	無形の民俗文化財	
105	お逮夜 たんや	民俗文化財	無形の民俗文化財	
106	小田神楽 おだ	民俗文化財	無形の民俗文化財	市指定
107	神楽～五行祭～ ごぎょうさい	民俗文化財	無形の民俗文化財	県指定
108	降誕祭	民俗文化財	無形の民俗文化財	
109	御正忌（報恩講） ごしょうき	民俗文化財	無形の民俗文化財	
110	聴聞会 ちょうもんかい	民俗文化財	無形の民俗文化財	
111	トンド（左義長・神明さん） さぎちょう しんめい	民俗文化財	無形の民俗文化財	
112	彼岸会 ひがんえ	民俗文化財	無形の民俗文化財	
113	吹囃子 ふきはやし	民俗文化財	無形の民俗文化財	
114	盆踊り	民俗文化財	無形の民俗文化財	
115	盆灯籠	民俗文化財	無形の民俗文化財	
116	怡雲山館跡 い うんざんかん	記念物	遺跡	
117	清田塾跡 きよた じゅく	記念物	遺跡	
118	松溪塾跡 しょうけいじゅく	記念物	遺跡	
119	西条柿伝承地	記念物	遺跡	市史跡
120	野坂完山の墓 の さかかんざん	記念物	遺跡	県史跡

121	ため池のある農村景観	文化的景観
122	赤瓦・ ^{いぐらづくり} 居蔵造の民家の景観	伝統的建造物群
123	^{かやぶき} 茅葺民家の景観	伝統的建造物群

● 関連文化財群5「賀茂台地の暮らしと信仰」課題

構成文化財の適切な保存と活用を図るため、社寺建築・社寺什物・民俗文化財等の分野において基礎調査（把握調査）に取り組むとともに、調査成果を踏まえた文化財の指定・登録を進める必要があります。併せて構成文化財やストーリーの更新を行いながら情報発信に取り組み、普及に努めることが求められます。

● 関連文化財群5「賀茂台地の暮らしと信仰」方針と取り組み

社寺建築・社寺什物・民俗文化財等の分野において必要な基礎調査（把握調査）に取り組み、調査成果を踏まえた構成文化財の文化財指定・登録、構成文化財とストーリーの更新に適宜取り組みます。また、広報媒体を活用した積極的な情報発信に取り組み、関連文化財群の文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組みます。

■表 5-44 調査・研究の取り組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 市 域 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 育	行 政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
1-23 1-1	社寺建築・社寺什物・民俗文化財等の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	社寺建築・社寺什物・民俗文化財等の分野において必要な基礎調査を適宜実施する。									
1-24	関連文化財群の見直し・更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群5「賀茂台地の暮らしと信仰」のストーリー及び構成文化財の見直し・更新に適宜取り組む。									

■表 5-45 保存・管理の取り組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 市 域 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 育	行 政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
2-57 1-23 2-3	社寺建築・社寺什物等の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった社寺建築・社寺什物等の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									

■表 5-46 普及・活用・学習の取り組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-49 3-8	関連文化財群の発信			◎	◎	○	◎			
	関連文化財群 5 「賀茂台地の暮らしと信仰」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-50 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携し、関連文化財群 5 「賀茂台地の暮らしと信仰」の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-51	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群 5 「賀茂台地の暮らしと信仰」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

関連文化財群 6 うらべすじ 浦辺筋から海へ、全国へ

● 安芸津に集う米、伝わる塩づくり

本市域で唯一瀬戸内海に面する安芸津地域は、古くからの港がある地域です。風早^{けんしんらぎし}は遣新羅使が天平 8（736）年に停泊したことが、『万葉集』によって知られています。三津は賀茂郡の「香津郷^{こうのつごう}」と推定され、公的な役割をもつ港があったと考えられています。平安時代には藤原資基が「赤崎泊^{あかさきのとまり}」に至ったと「本朝無題詩^{ほんちょうむだいし}」に記述があり、木谷の赤崎が該当すると推定されています。

また、この地域は近代に至るまで木谷だけが豊田郡^{とよた}に属し、他は賀茂郡に属していました。しかし、中世には木谷・三津・風早^{みつみうら}が三津三浦と呼ばれ、一体として発展するという歴史をたどっています。江戸時代には、浦辺筋^{うらべすじ}とも呼ばれました。

三津には広島藩の御蔵所（御米蔵）が置かれ、賀茂郡及び豊田郡の一部の米が集められ、大坂（大阪）の蔵屋敷や広島城下に運ばれました。また、木谷には竹原から入浜式塩田^{いりはましき}が伝わり、塩づくりが行われました。一時期は塩の価格の下落に悩まされますが、瀬戸内の十州同盟^{じゅうしゅう}による生産量と塩価格の調整によって乗り越えました。幕末には安芸津地域全体に塩づくりが広がり、風早には大規模な塩田が造られました。



写真 5-32 市史跡 ふたまで 二馬手塩田跡 樋の輪



写真 5-33 塩釜神社 (安芸津町木谷)

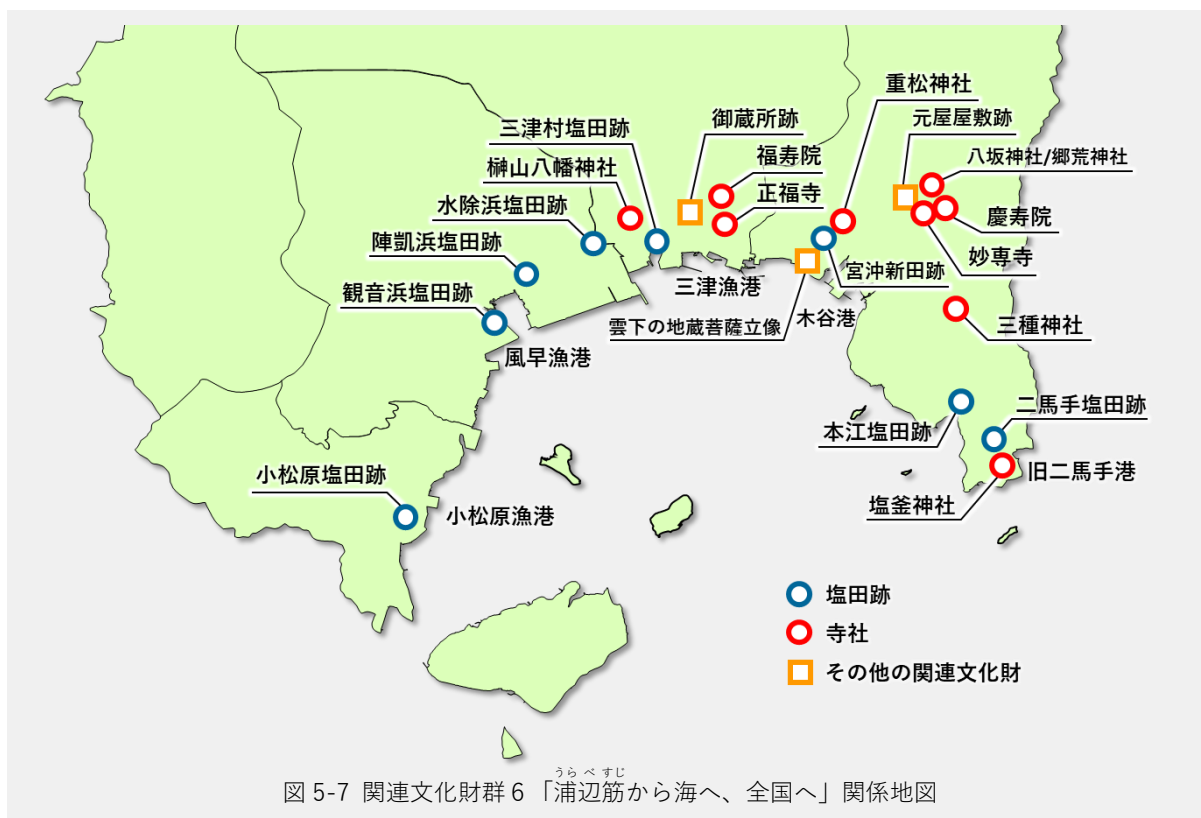


図 5-7 関連文化財群 6「浦辺筋から海へ、全国へ」関係地図

● 広島藩有数の廻船～安芸津から全国へ

木谷は広島藩内でも有数の廻船の拠点があった地域として知られています。

彼らは全国を廻船で巡り、各地で安く買えるものを買ひ、高く売れるものを売る、いわゆる「北前船」で財を成しました。また、木谷村の元屋は、各藩が信頼のおける廻船業者にのみ委託する藩米の輸送も請け負っていました。廻船業者は全国各地で寄進を行い、寄進物は福井県坂井市三国町や大阪市、新潟市の神社など、全国各地に遺されています。安芸津町内でも三津の榊山八幡神社・福寿院・正福寺、木谷の重松神社・三種神社・塩釜神社などに、石造物や絵馬が寄進されています。

元屋の船の乗組員であった木谷村の善松は、文化3（1806）年に遠州灘で遭難し、アメリカ船

に救助され、ハワイを経て帰国しています。日本で初めてハワイに降り立った日本人とされ、帰国後の彼への取り調べを記録した「漂流記」は、当時の日本人から見た外国の様子を知ることができる貴重な歴史資料です。



写真 5-34 正福寺



写真 5-35 三種神社

● 豊かな海の恵みと生きる

木谷が廻船業で栄えたのに対し、その他の地区は近距離の廻船や漁業を盛んに行っていました。安芸津の漁業は鎌倉時代、生口島の佐久間孫大夫がこの地域に移り住み、小網を用いて始めたと伝えられます。弘安3(1280)年、孫大夫は網にかかった薬師如来を祀る小堂を建てました。この像は現在も正福寺に祀られています。

江戸時代の芸備地方の漁場は6漁場に区分けされ、村には地先の漁場での漁業優先権が認められていました。安芸津地域は、大芝漁場(賀茂郡)と豊浦漁場(豊田郡)に含まれます。タイやイワシ、ワチ、タコなどが良く捕れたとされます。

漁法にはウタセ、小網、延縄、ゴチ網、タコ釣、タコ壺、イカ釣、イカ網、手繰網、ワチ叩き網、ボラ網などがありました。また、沿岸の小河川の河口ではシロウオ漁がモチ網、定置網などで行われ、春先の風物詩として知られていました。



写真 5-36 カキ筏 (龍王島周辺)

■ 表 5-47 構成文化財一覧

No.	名称		区分	文化財の指定等
1	慶寿院 (金毘羅社)	有形文化財	建造物	国登録
2	榊山八幡神社社殿	有形文化財	建造物	
3	三種神社	有形文化財	建造物	
4	塩釜神社	有形文化財	建造物	
5	正福寺	有形文化財	建造物	
6	福寿院	有形文化財	建造物	
7	妙専寺庫裏 (元屋旧主屋)	有形文化財	建造物	

8	八坂神社／郷荒神社	有形文化財	建造物	
9	雲下の地蔵菩薩立像	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	
10	さかきやま 榑山八幡神社船絵馬	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	
11	重松神社奉納額	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	
12	イカカゴ	民俗文化財	有形の民俗文化財	
13	いかだ カキ筏	民俗文化財	有形の民俗文化財	
14	タコ壺	民俗文化財	有形の民俗文化財	
15	あいのしま みようじん 藍之島の明神さん	民俗文化財	無形の民俗文化財	
16	大芝漁場の漁業慣行	民俗文化財	無形の民俗文化財	
17	りょう シロウオ漁	民俗文化財	無形の民俗文化財	
18	おくらしょ おこめくら 御蔵所（御米蔵）跡	記念物	遺跡	
19	風早漁港	記念物	遺跡	
20	観音浜塩田跡	記念物	遺跡	
21	木谷港	記念物	遺跡	
22	ふた ま で 旧二馬手港	記念物	遺跡	
23	小松原塩田跡	記念物	遺跡	
24	小松原漁港	記念物	遺跡	
25	じんがい はま 陣凱浜塩田跡	記念物	遺跡	
26	ふた ま で ひ の お 二馬手塩田跡 樋の輪	記念物	遺跡	市指定
27	本江塩田跡	記念物	遺跡	
28	みずよけ はま 水徐浜塩田跡	記念物	遺跡	
29	三津村塩田跡	記念物	遺跡	
30	三津漁港	記念物	遺跡	
31	宮沖新田跡	記念物	遺跡	
32	もと や や しきあと 元屋敷敷跡	記念物	遺跡	
33	さく ま まごだ ゆう 佐久間孫大夫の伝承	その他の文化財		

● 関連文化財群6「浦辺筋から海へ、全国へ」の課題

構成文化財の適切な保存と活用を図るため、社寺建築・社寺什物・遺跡等の調査成果を踏まえ、文化財の指定・登録に取り組むことが必要です。また、塩田跡などの埋蔵文化財包蔵地では、開発に当たって事前協議を継続的に事業者にも周知・指導する必要があります。併せて構成文化財やストーリーの更新に取り組み、情報発信を行うことで、関連文化財群の普及に努めることが求められます。

● 関連文化財群6「浦辺筋から海へ、全国へ」の方針と取組み

社寺建築・社寺什物・遺跡等の調査の成果を踏まえ、構成文化財の文化財指定・登録に適宜取り組みます。併せて塩田跡などの埋蔵文化財包蔵地の開発に関する事前協議を引き続き推進することで適切な保護につなげます。

また、調査成果を踏まえた構成文化財とストーリーの更新、安芸津歴史民俗資料館における北前船・製塩業・漁に関する展示、広報媒体を活用した積極的な情報発信により、文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組みます。

■表 5-48 調査・研究の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-25 1-1	社寺建築・社寺什物・遺跡等の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	社寺建築・社寺什物・遺跡等の分野において必要な基礎調査を適宜実施する。									
1-26	関連文化財群の見直し・更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や発掘調査、市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群6「浦辺筋から海へ、全国へ」のストーリー及び構成文化財の見直し・更新に適宜取り組む。									

■表 5-49 保存・管理の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-58 1-25 2-3	社寺建築・社寺什物等の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や発掘調査、指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった社寺建築・社寺什物・遺跡等の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									
2-59 2-23	埋蔵文化財包蔵地協議の周知		◎		◎	◎	◎			
	塩田跡などの埋蔵文化財包蔵地での開発に関する事前協議を行うよう、継続して事業者へ周知を図る。									

■表 5-50 普及・活用・学習の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-52 3-21	北前船・製塩業・漁に関する展示	○		○		○	◎			
	安芸津歴史民俗資料館において、寄贈を受けた民俗資料や収蔵資料を活用し、北前船・製塩業・漁に関する展示を行う。									

3-53 3-8	関連文化財群の発信			◎	◎	○	◎			
	関連文化財群 6「浦辺筋から海へ、全国へ」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-54 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携し、関連文化財群 6「浦辺筋から海へ、全国へ」の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-55	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群 6「浦辺筋から海へ、全国へ」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

関連文化財群 7 近代の酒造りと吟醸酒の誕生

● 酒造りの芽生え

安芸国分寺跡（史跡）から出土した 9 世紀の須恵器に「酒」の墨書が見られ、古くからこの地域と酒との関わりが推測されます。また、この地域では、酒の起源が推測される神事も行われています。西条町郷曾の石神八幡神社では年占神事として、甕に清水・蒸米と米麴を入れて境内の巨石の下に埋めて発酵させ、できた酒によって豊凶をはかる「神量神事祭」が行われています。

本格的な酒造りについては、三津の菅家が天正 6（1578）年の創業を伝えており、中世末期には既に始まっていたとされます。

一方西条は、西国街道の宿場・四日市宿を中心に発展しますが、その四日市宿では島家が延宝 3（1675）年の創業とされます。当時の酒造蔵が現在も遺り、現存する最古の酒造蔵として貴重な存在です。また、白市の木原家でも、元禄年間（1688～1704）には既に酒造りを始めており、重要文化財の旧木原家住宅主屋の背後に井戸や酒造蔵の基礎が遺っています。

この時代、酒の原料となる米は重要な食料であり、さらに年貢米として領主の財政を支えていました。そのため、広島藩の強い規制を受け、この時代の酒造りは、地域の需要を満たす程度の小規模なものでした。



写真 5-37 重要文化財 旧木原家住宅



写真 5-38 史跡 西条酒蔵群（白牡丹酒造延宝蔵）

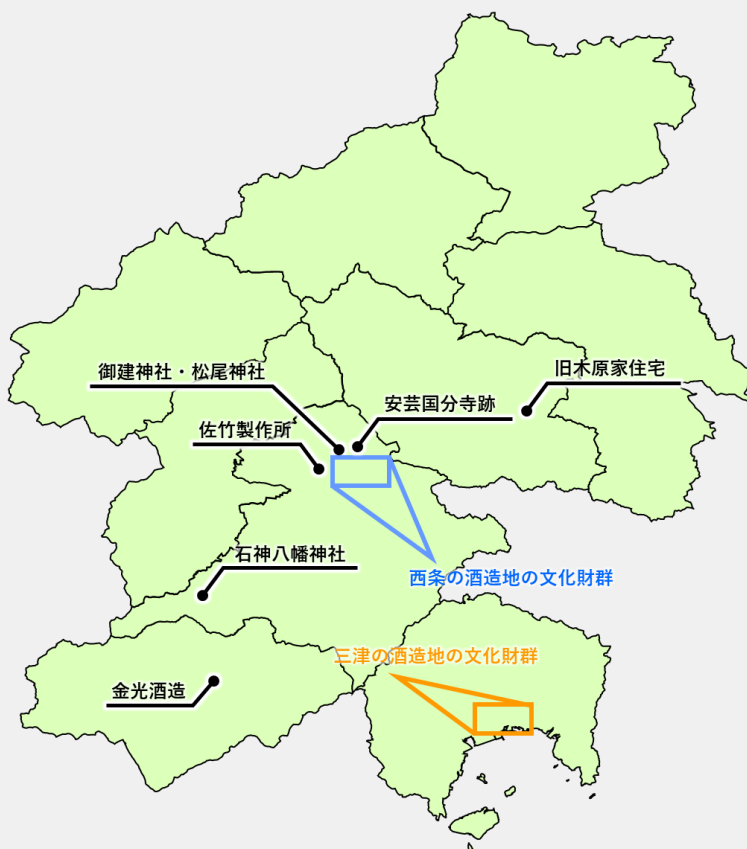


図 5-8 関連文化財群 7 「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」 関係地図

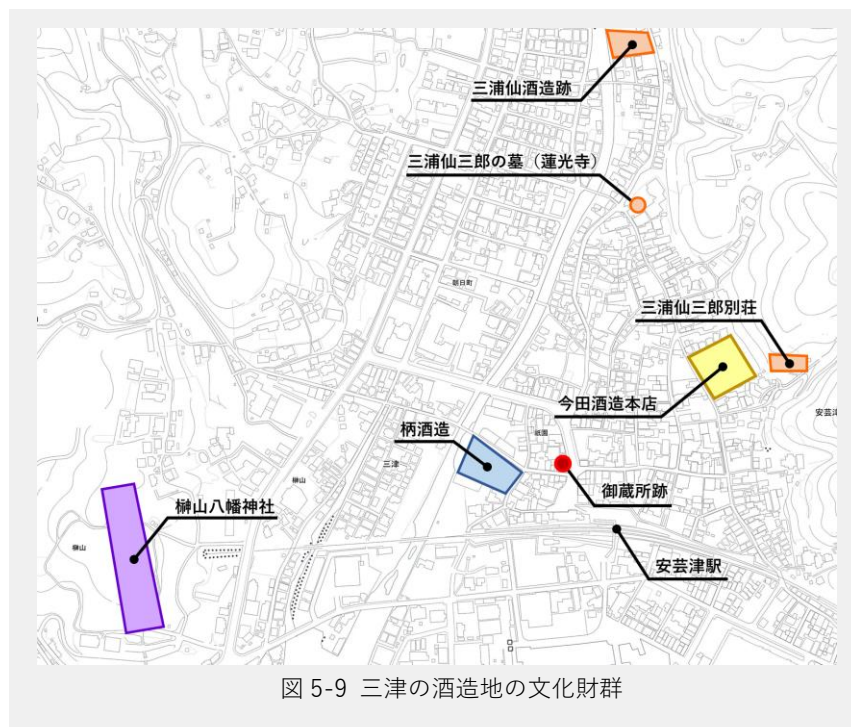
● 「吟醸酒の父」^{み うらせんざぶろう と う じ} 三浦仙三郎と杜氏のふるさと

明治維新を迎え、広島藩によって強く規制されていた酒造りは免許制度になり、自由に生産・販売できるようになりました。三津は瀬戸内海に面した立地を利用し、近代になって初めて県外に酒の販路を拡大しました。酒造りが自由化され各地で酒造りが盛んになると、競争力が強くない地方の酒造りは苦戦を強いられました。

こうした中、酒の質の改良に乗り出した一人が三津の^{み うらせんざぶろう}三浦仙三郎です。三浦は酒ができる前に腐ってしまう^{ふ ぞう}腐造に苦しみながらも、諦めることなく酒造を続け、銘醸地・灘（兵庫県）^{けんさん}で研鑽を積み、酒の質の向上に努めました。広島は当時酒づくりに適していないとされた、ミネラル分の

少ない軟水地帯でしたが、三浦は温度管理と衛生管理を徹底することで、軟水でも質の高い酒を造ることができる、低温長期発酵という吟醸造りの基礎を確立しました。

また、三浦はこの技術を公開し、酒造りを行う職人である杜氏^{とうじ}の育成に努め、「三津杜氏」、後に「広島杜氏」と呼ばれる杜氏集団を育てました。この杜氏たちが全国に広がり、広島流の吟醸造りを広めました。



● 銘醸地・西条、そして吟醸酒の誕生へ

一方、西条でも明治維新後、島家のほかに木村家、石井家などが、龍王山からの良質な伏流水を利用して酒造りを始め、名声を高めました。大きな転機となったのが明治 27（1894）年の山陽鉄道の開通です。西条の酒造家たちは酒蔵に近い場所に駅を誘致し、鉄道による酒の大量輸送を可能にしました。酒造家たちは、規模を拡大するために、街道沿いの市街地の背後に敷地を拡げ、広大な酒蔵を建てました。現在の西条酒蔵群の景観はこのようにして形成されたものです。

鉄道によって大量輸送が可能になった西条でしたが、標高 200m ほどの盆地に位置し、河川が少ない土地でした。そのため、灘（兵庫県）のように精米に水車を活用することが困難でした。そこで佐竹利市は明治 29（1896）年、動力式精米機を造り、さらに明治 41（1908）年、「たてがたこんごう 堅型金剛砂精米麦機」を発明しました。これにより機械での精米が可能になり、大量生産が実現するとともに、吟醸酒に欠かせない高白精米を可能にしました。

現在の吟醸酒の要件である精米歩合60%以下に酒米を削る技術や低温長期発酵という技術の基本は、東広島で生まれました。現在、酒造会社は地域と共同で酒の水源の森を守る活動を行っており、水の保全という方向からも酒文化の継承がなされています。

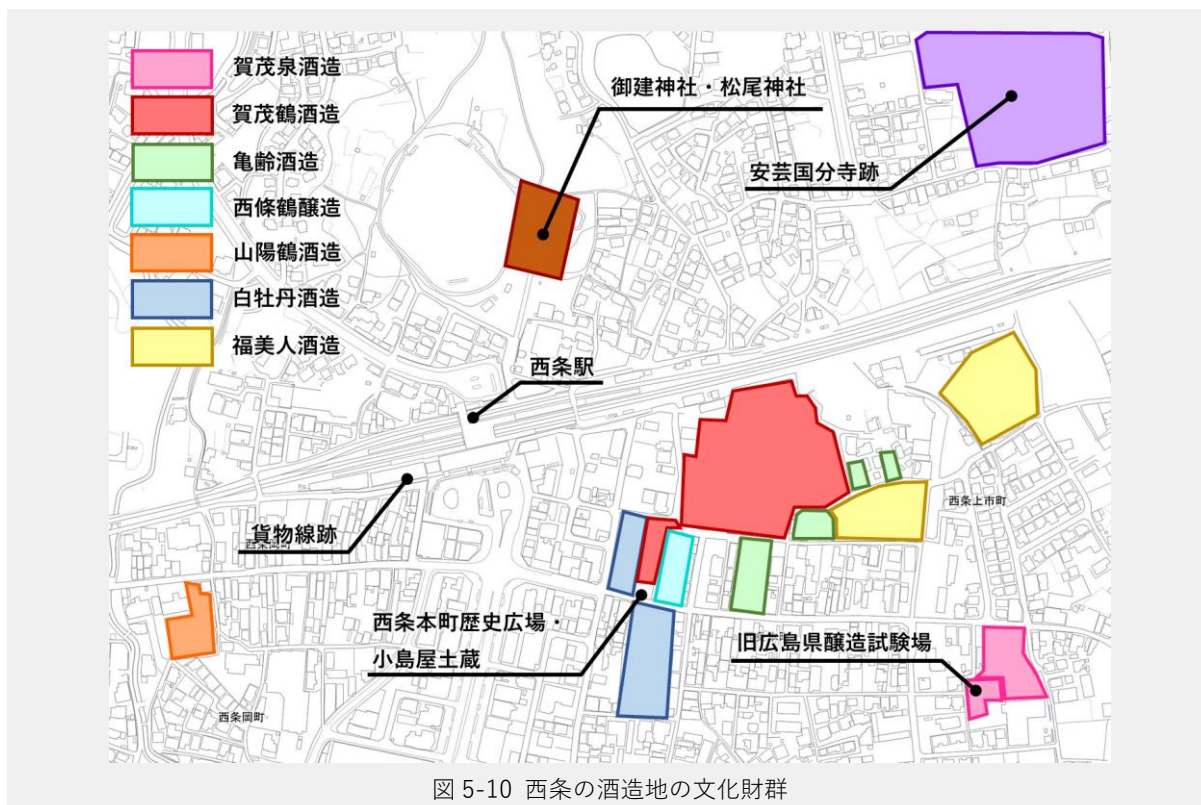


図 5-10 西条の酒造地の文化財群



写真 5-43 賀茂泉酒造



写真 5-44 賀茂鶴酒造



写真 5-45 亀齢酒造



写真 5-46 西條鶴醸造



写真 5-47 山陽鶴酒造



写真 5-48 福美人酒造



写真 5-50 旧広島県醸造試験場



写真 5-51 御建神社



写真 5-52 金光酒造

■ 表 5-51 構成文化財一覧

No.	名称		区分	文化財の指定等
1	今田酒造本店	有形文化財	建造物	
2	石神八幡神社 いしがみはちまん	有形文化財	建造物	
3	金光酒造 かねみつ	有形文化財	建造物	一部国登録
4	賀茂泉酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
5	賀茂鶴酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
6	國分寺	有形文化財	建造物	一部市指定
7	旧木原家住宅	有形文化財	建造物	国指定
8	旧広島県醸造試験場	有形文化財	建造物	国登録
9	亀齢酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
10	小島屋土蔵	有形文化財	建造物	国登録
11	西條鶴醸造	有形文化財	建造物	一部国登録
12	榊山八幡神社社殿 さかきやま	有形文化財	建造物	国登録
13	山陽鶴酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
14	柄酒造 つか	有形文化財	建造物	
15	白牡丹酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
16	福美人酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
17	松尾神社	有形文化財	建造物	
18	三浦仙三郎別荘 み うらせんざぶろう	有形文化財	建造物	
19	御建神社 み たて	有形文化財	建造物	
20	三浦仙三郎銅像（榊山八幡神社） み うらせんざぶろう さかきやま	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	
21	榊山八幡神社の石造物 さかきやま	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	
22	三浦仙三郎遺品 み うらせんざぶろう	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	
23	三浦仙三郎酒造関係資料 み うらせんざぶろう	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	市指定
24	石神八幡神社の神量神事祭 いしがみはちまん みはかりしん じ さい	民俗文化財	無形の民俗文化財	
25	化粧薦樽作成技術 こもだる	民俗文化財	無形の民俗文化財	
26	安芸国分寺跡	記念物	遺跡	国指定
27	株式会社サタケ	記念物	遺跡	
28	旧西国街道	記念物	遺跡	
29	西条駅貨物線跡	記念物	遺跡	

30	西条酒蔵群 さいじょうさかぐらぐん	記念物	遺跡	国指定
31	三浦酒造跡	記念物	遺跡	
32	三津小住還 (大峠の年貢道) しょうおうかん おおたお ねんぐみち	記念物	遺跡	
33	三浦仙三郎の墓 (連光寺) みうらせんざぶろう	記念物	遺跡	

● 関連文化財群7「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」の課題

構成文化財の適切な保存と活用を図るため、近代化遺産調査の成果を踏まえた文化財の指定・登録を進める必要があります。また、企業活動を行う史跡の保存と活用を円滑に行うための保存活用計画の策定や、西条酒蔵通り地区の貴重な近代産業景観の保護も求められます。併せて構成文化財やストーリーの更新を行いながら情報発信に取り組み、関連文化財群の普及に努める必要があります。

● 関連文化財群7「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」の方針と取組み

社寺建築・近代化遺産等の調査や指定・登録調査の成果を踏まえ、必要に応じて構成文化財の文化財指定・登録に取り組みます。企業活動を行う史跡については、保存と両立した活用の円滑化のため、保存活用計画の策定の推奨と支援を行います。また、西条酒蔵通り地区の近代産業景観の保護に取り組みます。

併せて調査成果を踏まえた構成文化財とストーリーの更新、安芸津歴史民俗資料館における酒造業に関する展示、広報媒体を活用した積極的な情報発信により、文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組みます。

■表 5-52 調査・研究の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-26	関連文化財群の見直し・更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群7「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」のストーリー及び構成文化財の見直し・更新に適宜取り組む。									

■表 5-53 保存・管理の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-60	社寺建築・近代化遺産等の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	1-1 2-3 文化財基礎調査や、指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった社寺建築・近代化遺産等の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									

2-61 2-28	伝統的建造物群保存地区の推進	○	◎	○	◎	◎	◎			
	東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、保存地区決定を目指す。									
2-62 2-29	東広島市景観形成事業補助金の交付		◎				◎			
	酒蔵地区における登録文化財や歴史的建造物等の修繕・修景について、補助金により支援を行う。									
2-63 2-38	国指定文化財保存活用計画の策定		◎			○	◎			
	酒蔵など法人が企業活動を行う文化財において、保存と両立した活用を図るため、保存活用計画の作成に取り組む。									

■表 5-54 普及・活用・学習の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-56 3-21	酒造業に関する展示	○		○		○	◎			
	安芸津歴史民俗資料館において、寄贈を受けた民俗資料や収蔵資料を活用し、酒造業に関する展示を行う。									
3-57 3-8	関連文化財群の発信			◎	◎	○	◎			
	関連文化財群 7 「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-58 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携し、関連文化財群 7 「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-59	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群 7 「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

第 6 章

東広島市の文化財の保存・活用の 推進体制

第6章 東広島市の文化財の保存・活用の推進体制

1. 文化財の保存・活用の推進体制整備の方針

本節では、地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組むため、前章を踏まえた保存・活用の推進体制の整備の方針についてまとめます。

(1) 調査・研究に関する体制整備の方針

地域の文化財は、その所在を確認し、地域全体、ひいては我が国の歴史・文化の中でどのように位置付けられるのか、そしてそこにはどのような価値があるのか、学術的・専門的に明らかにし、正しく評価する必要があります。そのことによって初めて文化財の適正な保存と活用が可能となります。そのためには、本市の文化財を調査・研究する能力のある専門性を持った人材を適切に配置する必要があります。

本市では、従来開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査に対応するため、考古学を専門とする職員を多く配置してきました。しかし、多様な文化財の調査・研究を適切に行うためには、歴史・民俗・建築・美術・動植物・地質などに関する専門知識も必要となります。そのため、現在の職員に対しては研修等を通じて研鑽^{けんさん}を進めるとともに、公益財団法人東広島市教育文化振興事業団においては、専門性の高い学術専門職員の確保を図り、当該事業団を中心に調査・研究体制の確立をしていくこととします。

(2) 保存に関する体制整備の方針

文化財の保存は、法令に規定された文化財とそれ以外の文化財との二つのあり方に分けられます。まず、法令に規定された文化財については、それぞれ適用される法令によって規定された保護の制度に従って、国・県・市及び所有者・管理者が保存に当たることが定められています。

一方、その他の文化財については、その保存が法令で規定されていないことから、体制の整備が急がれます。

文化財の類型・種類等により、保存の環境・方法等が異なるため、それぞれに適した体制を作っていく必要があります。例えば、伝統芸能・祭礼・行事などを保存するためには、継承の主体となる団体や実施する地域の活性化、後継者の育成、道具・衣装の更新が必要です。

個人や民間が所有する文化財のうち、有形文化財については所有者・管理者との連携を進めます。このうち建造物は規模も大きく、生活様式の変化によって利用形態が大きく変わり、所有者・管理団体等への負担が増加しています。

こうした状況を踏まえ、地域の文化財の保護・普及に取り組む団体や専門機関と連携した指導・助言、民間企業による支援制度の活用等により、有形・無形文化財の保存を推進することとしま

す。また、必要に応じて東広島市文化財保護審議会に意見を諮りながら、文化財登録原簿への提案を行います。

埋蔵文化財については、開発に当たっての調査・保護に加え、記録保存以外の遺跡の保全についても取り組む必要があるとともに、発掘調査によって出土した遺物は年々増加しつつあり、その保存施設の整備が求められます。そのため、今後、(仮称)新文化財センターにおける埋蔵文化財に係る収蔵機能の充実を図り、保存体制の整備を図ります。

(3) 活用に関する体制整備の方針

文化財の活用には様々な手段がありますが、その存在をより多くの人々に知ってもらうことが、第一歩となります。そのため、多様なチャンネルでの発信に取り組む必要があり、民間・所有者・観光団体・教育機関・専門機関・行政による連携を図ります。

また、可能な範囲での公開や活用を図りながら市内外の人々が文化財に触れ、親しむ機会を創出することで、文化財保護の担い手の裾野を広げることも必要なため、こうした所有者・地域による取組みを支援・推進する、多様な主体の連携を進めます。

2. 文化財の保存・活用の推進体制と計画の進行管理

(1) 文化財の保存・活用の推進体制

文化財の保存・活用を推進していくにあたっては、庁内外の関係部局、関係機関・団体、関係者との意識と情報の共有が不可欠であり、様々な分野の施策を連携して実施する必要があります。そのため、庁内の連携を図るとともに、庁外では、地域で文化財の保存・活用・普及に取り組む民間団体を認定する文化財保存活用支援団体制度の活用により、文化財の保存・活用の機運の向上と、それら機関・団体との連携を図ります。

災害発生時には、東広島市（文化課）が窓口となり、広島県への状況報告を行いながら被災した文化財に関する対応を行います。また、状況に応じて県や文化庁、他自治体、研究機関、ヘリテージマネージャー等と連携して対応するとともに、県を通じて文化財防災センターに要請を行います。

そのほか、全国史跡整備市町村協議会や広島県歴史民俗資料館等連絡協議会、広島県市町公文書等保存活用連絡協議会等の職員相互の交流の機会を活用し、定期的な他自治体との意見交換や連携の可能性を探ります。

この推進体制を表6-1と図6-1のとおり整理します。

■表 6-1 東広島市の文化財の保存・活用に関する推進体制

行政
【所管課】
東広島市教育委員会生涯学習部文化課 ・文化財の保存・活用に関すること ・東広島市文化財保存活用地域計画に関すること ・埋蔵文化財（遺跡）の保護、分布・試掘調査、発掘調査に関すること ・出土文化財（遺物）の公開活用に関すること ・東広島市史の編さんに関すること ・文化芸術の振興に関すること ・職員 24 人 うち文化財担当職員 5 人 - 埋蔵文化財担当職員 8 人 - 市史編さん担当職員 6 人
【庁内関係課】 ※業務は文化財に関するものを抜粋
総務部総務課 ・行政文書の保存、管理に関すること
産業部ブランド推進課 ・観光振興に関すること ・東広島市観光総合戦略に関すること
都市部都市計画課 ・景観に関すること ・都市計画マスタープラン、緑の基本計画に関すること
消防局消防総務課、予防課、東広島消防署・各分署 ・消火活動、火災予防、防火指導に関すること ・消防団の訓練及び防災活動に関すること
教育委員会学校教育部指導課 ・学校教育の指導に関すること ・副読本に関すること
教育委員会生涯学習部生涯学習課 ・生涯学習、出前講座、ボランティアに関すること ・図書館に関すること ・生涯学習センター及び地域センター等の主催講座に関すること ・生涯学習推進計画、学びのキャンパス推進事業における行動計画に関すること
【附属機関等】
東広島市文化財保護審議会 ・教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要事項について調査・審議を行う。
東広島市伝統的建造物群保存地区保存審議会 ・市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査・審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。
東広島市史編さん委員会 ・東広島市史の編さんに係る基本計画及び実施計画の策定並びに東広島市史の編さんに関する重要な事項の審議を行う。

【庁外関係機関等】

文化庁	広島県教育委員会文化財課	
広島県立埋蔵文化財センター	県内各関係市町の文化財担当部局	広島県立文書館
広島県立歴史博物館	広島県立歴史民俗資料館	広島市安佐動物公園
全国遺跡環境整備会議	全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会	
全国史跡整備市町村協議会	広島県市町公文書等保存活用連絡協議会	
広島県歴史民俗資料館等連絡協議会		

市民・地域

市民 生徒・児童 各住民自治協議会 各自治会

文化財の所有者

文化財を所有する個人 神社 寺院 保存会・自治会等の団体

団体（歴史文化に関する自主的な取組みを行う団体）

安芸津町郷土史研究会 安芸津町ボランティアガイドの会 黒瀬郷土史研究会
河内町郷土史研究会 豊栄町郷土史研究会 東広島オオサンショウウオの会
東広島郷土史研究会 東広島市自然研究会 東広島市文化連盟
東広島ボランティアガイドの会 東広島歴史楽会 福富町郷土史研究会
その他歴史文化に関する市民の自主的な団体

企業等

安芸津町観光協会 安芸津町商工会 （一社）ディスカバー東広島
NPO 法人オオサンショウウオと暮らすまちづくり会 NPO 法人白市町家保存会 黒瀬商工会
（公財）東広島市教育文化振興事業団 （公財）広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室
（公財）広島県建築士会東広島支部 （公財）広島市みどり生きものの協会
（公社）東広島市観光協会 東広島商工会議所 広島県央商工会 福富町観光協会
その他市内各民間企業・NPO 団体

教育・研究

市内各小学校・中学校・高等学校 エリザベト音楽大学 近畿大学 広島国際大学 広島大学
広島大学オオサンショウウオ保全対策プロジェクト研究センター 広島大学総合博物館
県立広島大学 広島市立大学 仙石庭園庭石ミュージアム 文化財防災センター
その他関係教育・研究機関

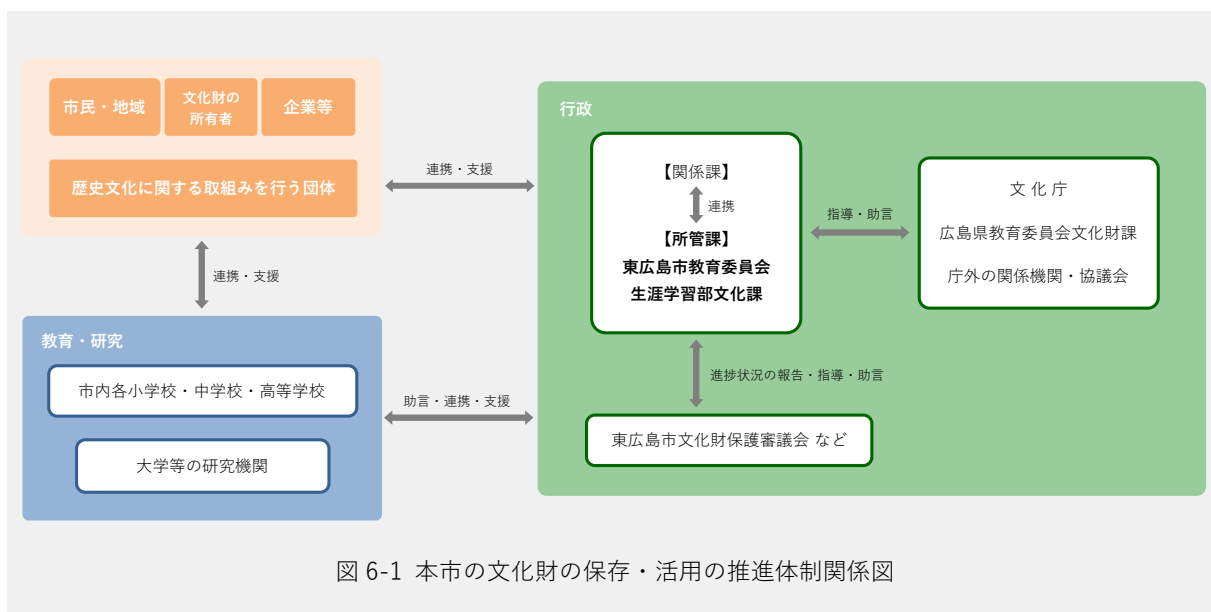


図 6-1 本市の文化財の保存・活用の推進体制関係図

(2) 計画の進行管理

第5章で設定した取組みの実施計画・実施状況は東広島市文化財保護審議会に報告し、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、今後更なる進行管理の体制の整備を図ります。

また、計画期間を令和7（2025）年度から令和9（2027）年度、令和10（2028）年度から令和12（2030）年度、令和13（2031）年度から令和16（2034）年度の3つの期間に分け、各期間で必要に応じて計画内容の見直しを行います。以下の基準に該当する変更は、文化庁長官へ変更認定の手続きを行います。

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

上記以外の軽微な変更を行った場合は、文化庁と広島県に情報提供を行います。

計画期間終了前の令和16年度には、これらの評価を基礎資料として計画期間全体の評価を行い、その結果を次期計画へ反映させます。

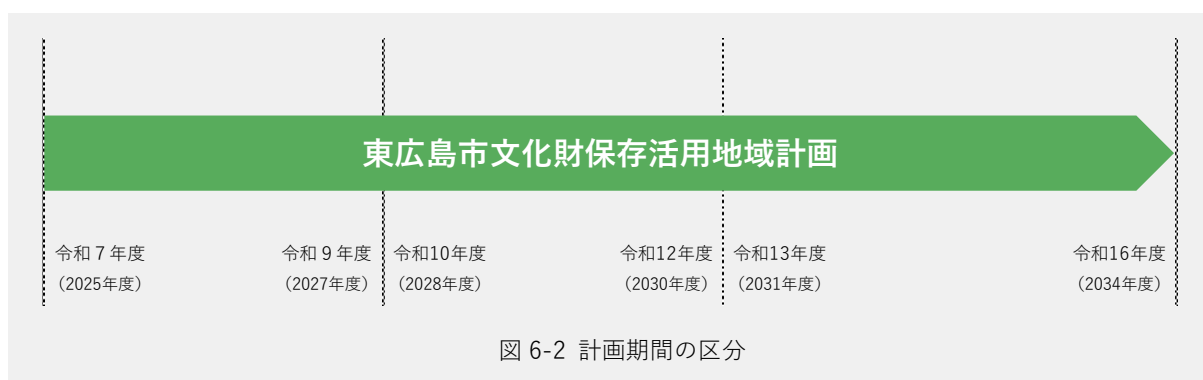


図 6-2 計画期間の区分